

能代市地域福祉計画・ 能代市地域福祉活動計画

〔令和2年度～令和6年度〕

支え合い、助け合いの
地域福祉の推進をめざして



能代市



社会福祉法人 能代市社会福祉協議会

令和2年3月



計画の基本目標
支え合い、助け合いの地域福祉の推進

市長あいさつ

近年、私たちを取り巻く社会環境は大きく変化してきています。少子高齢化、人口減少、核家族化の進行のほか経済情勢の変化もあり、地域で生活する方々の生活課題や福祉ニーズは多岐、多様にわたっています。

こうした状況のもと、国では、平成29年6月の「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」を受け、社会福祉法の一部改正を施行しました。この中で、市町村は、地域住民等及び支援関係機関による地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備に努めること及び地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める市町村地域福祉計画の策定に努めることが示されています。

市においては、高齢者福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい福祉等、それぞれの福祉分野の計画を策定し、各種施策を実施するとともに福祉サービスを提供しています。しかし、地域の生活課題が多様化する中で、従来の制度ごとの施策では十分な対応が難しい状況も生じてきています。

これまでも、必要な場合は分野を超えて連携を図っていますが、市としては、法改正の趣旨を踏まえ、改めて地域住民や団体等の参加・協力や関係機関等が連携した包括的な支援体制の整備に向けて取組を進めたいと考え、今後の地域福祉推進の指針となる「能代市地域福祉計画」を策定しました。

また、地域福祉は行政だけで進められるものではありません。このため、この地域の福祉推進に取り組んでいる能代市社会福祉協議会の「能代市地域福祉活動計画」と一体的に策定しました。行政と民間の違いはありますが、同じ目標に向かって連携して取り組んでいきます。

この計画の基本目標は、「支え合い、助け合いの地域福祉の推進」です。地域住民や団体等の皆様も、できる範囲で福祉活動に参画していただくことで、地域共生社会の実現への歩みが進むものと考えています。皆様方のより一層のご理解とご協力をよろしくお願いします。

結びに、この計画を策定するにあたり多くの貴重なご意見を賜りました能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会の皆様、アンケート調査、パブリックコメント等にご協力いただきました市民並びに関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和2年3月

能代市長 齊藤 滋 宣

会長あいさつ

急速に進む人口減少や少子高齢化、経済情勢の変化等により、家族関係や地域住民のつながりが希薄化する中で、社会的孤立や孤独死の問題をはじめ、ひきこもり、虐待、貧困の拡大等、これまでの福祉制度では対応できないような複雑かつ多様化した生活課題が顕在化し、「困ったときはお互い様」の近所付き合いをはじめとした地域での支え合いも薄れてきています。

こうした中で、国においては、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民が「我が事」として取り組むための仕組みをつくるとともに、地域における課題を「丸ごと」受け止める総合相談支援の体制整備等を進める地域共生社会の実現に向けた取組が進められています。

このような地域福祉を取り巻く環境の変化等を踏まえ、本会では、今後の地域福祉を推進する指針となる「能代市地域福祉活動計画」を、能代市の行政計画である「能代市地域福祉計画」と一体的に策定しました。

この一体的な策定により、本会と能代市との連携のもとで、「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるまちづくり」という同じ目標を共有し、それぞれの役割を担いながら、地域福祉の推進を図っていくことが可能になると考えています。

本計画では、基本目標を「支え合い、助け合いの地域福祉の推進」とし、その実現のため「市民参画による地域福祉の推進」「利用しやすい福祉サービスの提供」「安全、安心の地域づくりの推進」の3つの基本施策を定め、取組を進めていくこととしています。

今後は、本計画に基づき、行政はもとより、地域住民、自治会・町内会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉関係団体等との連携を図り、役割分担しながら、引き続き地域福祉に係る各種施策や事業の推進を図ってまいりますので、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会の皆様、市民アンケート調査やヒアリング等にご協力いただきました市民の皆様をはじめ、福祉関係団体、専門職等多くの関係者各位に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

社会福祉法人 能代市社会福祉協議会

会長 田 村 重 由

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨（地域福祉計画と地域福祉活動計画）	1
3 計画期間	4
4 計画策定の手法と体制	4

第2章 地域福祉推進の考え方

1 地域福祉についての考え方	5
2 地域福祉推進のポイント	5
(1) 計画推進のポイント	5
(2) 計画推進の視点	7
3 計画における役割分担	8
(1) 市民・地域・行政それぞれの役割	8
(2) 能代市と能代市社会福祉協議会との連携	10
4 本市における地域福祉の課題	11

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標	12
2 基本施策 【基本目標実現のための施策の方向】	12
3 基本施策の体系	14

第4章 施策の展開

●基本施策1 市民参画による地域福祉の推進	15
○基本施策1－① 福祉意識の醸成	15
○基本施策1－② 福祉を担う人づくり	19
○基本施策1－③ 市民参画による福祉活動	23
●基本施策2 利用しやすい福祉サービスの提供	29
○基本施策2－① 相談支援体制の充実・強化	29
○基本施策2－② 各種福祉サービスの適切な提供	35
●基本施策3 安全、安心の地域づくりの推進	41
○基本施策3－① 地域での安心のある生活の推進	41
○基本施策3－② 災害時や緊急時の支え合い、助け合いの推進	45
○基本施策3－③ 生活関連分野の環境整備の充実	49

第5章 計画の推進

1 計画推進の考え方	55
2 計画の進行管理	55
3 計画の見直し	55

資料編	57
-----	----

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

近年、急速に進行する人口減少や少子高齢化、働き方などの社会情勢の変化により、家庭の状況や地域の相互扶助のあり方などが変わりつつあります。また、国では、我が国の景気は緩やかな回復基調にあるとしていますが、地方ではその実感も薄く、依然、経済的困窮や低所得の問題があるほか、社会的孤立の問題、認知症高齢者や介護が必要な高齢者の増加、権利擁護の問題など、私たちが住む地域の生活課題は多様化してきており、こうした地域課題や福祉ニーズへの対応が求められています。

2025年（令和7年）には、「団塊の世代」といわれる世代が後期高齢者となり、介護や医療等の必要性が高まることから、介護、医療、社会保障、住まいの問題などの諸問題がいわゆる「2025年問題」として提起されており、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう、地域包括ケアシステムの構築等が求められています。

また、平成23年の東日本大震災を経て、災害時等に支援が必要とされる人の平常時からの見守りや助け合いのみならず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、お互いに支え合うこと、助け合うことの重要性や地域の絆が再認識されています。

国では、こうした社会情勢の変化などに対し法律の改正や制定等により対応してきています。福祉分野では、平成25年の「障害者雇用促進法（平成28年4月一部施行）」の改正や「障害者差別解消法（平成28年4月施行）」の制定、平成28年の「障害者総合支援法」の改正、平成25年の「災害対策基本法」の一部改正、平成27年度スタートの「子ども・子育て支援新制度」、同じく平成27年施行の生活困窮者の自立支援のための「生活困窮者自立支援法」、平成29年の新たな「自殺総合対策大綱」の閣議決定等がありました。また、介護が必要な高齢者が急速に増加すると見込まれる令和7年までに、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指しています。

市においても、国の動きを視野に入れ、「第2次能代市障がい者計画」及び「第5期能代市障がい福祉計画・第1期能代市障がい児福祉計画」の策定、「能代市子ども・子育て支援事業計画」の策定、「生活困窮者自立支援事業」の実施、「能代市自殺対策計画」の策定のほか、在宅・施設介護サービスの基盤整備や質的向上、地域支援体制の整備等を進める「第7期介護保険事業計画」の策定を行うなど、地域福祉の向上に向けて取り組んできています。

2 計画策定の趣旨（地域福祉計画と地域福祉活動計画）

平成29年6月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号）」により、社会福祉法の一部改正が行われ、市町村は、地域住民等及び支援関係機関による地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制の整備に努めること、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める市町村地域福祉計画の策定に努めることとなりました。

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

（市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

社会福祉法抜粋

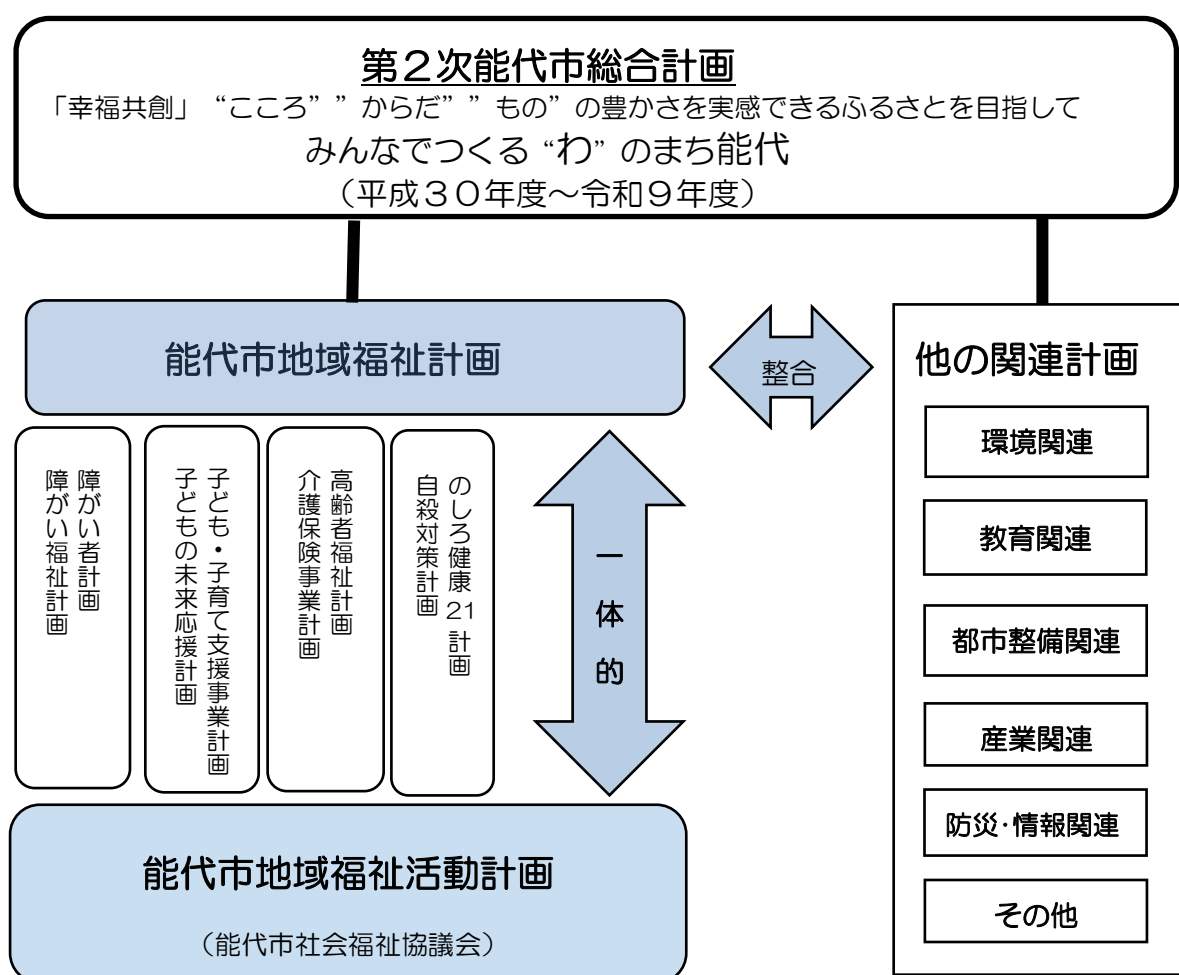
市としては、地域福祉の推進は安全・安心な市民生活につながるとの考えから、法律の趣旨に沿って、包括的な支援体制の構築に向けて取り組むとともに、それらを位置づけた地域福祉計画を策定するものです。

この計画は、行政計画として策定するものであり、第2次能代市総合計画を上位計画とし、高齢者福祉や介護、児童福祉や子育て支援、障がい福祉など、各福祉分野の行政計画や施策、並びに他の関連計画との整合性・連携を図りながら、幅広い地域住民や団体などの参加・協力や関係機関などの連携を基本として、地域住民の生活全般にわたる福祉向上を図ることを目的とします。また、地域の様々な生活課題の解決を図るための具体的な仕組みや取組の方向を定めており、地域福祉に関わる人や団体、機関など、それぞれに期待されている役割を担うための指針の1つでもあります。

また、地域福祉は公的な福祉だけでなく、地域住民や民間の福祉関係団体などの参画による支え合い、助け合いの度合いが大きく、社会情勢などが変化する中で、地域住民等の活動に対する期待は大きくなっています。こうした状況を踏まえ、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉法人能代市社会福祉協議会が、地域福祉を推進することを目的として、「住民や地域において社会福祉に関する行動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画」であり、地域の福祉活動やボランティア活動などの実践的な活動・行動の指針となる地域福祉活動計画を策定します。

以上の2つの計画は、「能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画」として、一体的に策定することで取組の共有を図るとともに、市及び社協がそれぞれの立場において、それぞれの役割を担いかつ相互に連携することで、本市の地域福祉の推進を図っていきます。

「能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画の位置づけイメージ」



※表記について

本計画では、「市」は自治体としての「能代市」を、「社会福祉協議会」「市社協」「社協」は、「社会福祉法人能代市社会福祉協議会」を指します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

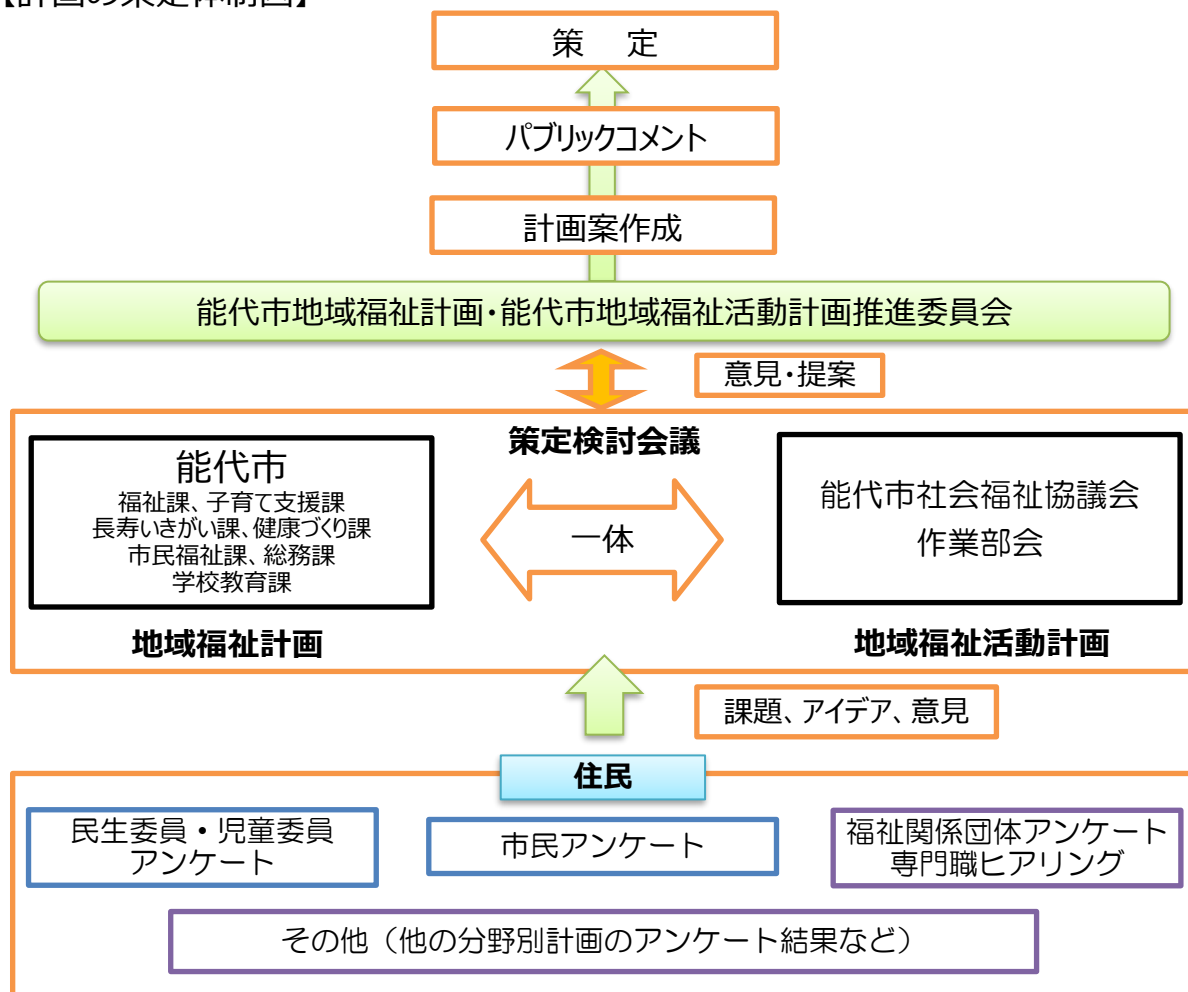
4 計画策定の手法と体制

本計画の策定にあたって、市民が地域や地域での生活、あるいは地域課題や福祉ニーズ等について、どのような考えを持ち、どのように感じているのかを調査するため、市では、市民を対象とした「能代市地域福祉に関するアンケート調査」を行ったほか、民生委員・児童委員を対象としたアンケートを行っています。また、社協では、福祉関係団体アンケートや専門職ヒアリングを行っています。（調査概要は資料編を参照）

こうした調査や他の部門別計画の内容、地域の現況、各種事業を実施していく中での課題や福祉ニーズを踏まえて計画策定を進めました。（本市の地域福祉を取り巻く現状は、資料編を参照）

策定を進める組織体制としては、市の関係各課と社協の計画作業部会による「策定検討会議」を設置し検討を進めるとともに、その計画案は、市民、自治会・町内会、民生委員・児童委員、学識経験者、福祉に関する団体及び事業者などで構成される「能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会」において審議を行い、パブリックコメントを経て策定しました。

【計画の策定体制図】



第2章 地域福祉推進の考え方

1 地域福祉についての考え方

専門機関などの解説では、地域福祉とは、「地域住民一人ひとりが地域で自立した豊かな生活を送ることであり、そのためには、住民の社会的ニーズや福祉ニーズの充足を図るとともに、すべての住民が社会活動に参加できるコミュニティの形成が求められる。」といった旨の内容が示されています。

本計画第1章の策定の趣旨でも触れていますが、「地域福祉」とは、各福祉分野の施策について包括的な支援につなげていくことであり、その目的は、市民が住み慣れた地域の中で、隣近所、友人、自治会・町内会などとなつなかりを保ち、誰もが自分らしくいきいきと暮らすことができる地域をつくっていくことと考えられます。

近年は福祉ニーズが多様化し、それぞれの福祉分野の制度などによる支援では解決が難しいような制度の狭間にある課題や潜在的な課題も生じてきています。これらへの対応としては、市民一人ひとりが主体となって支え合い、助け合うことや、それらを推進する仕組みの構築、専門職の連携と支援が必要であり、各福祉分野の横断的対応や福祉関係の多機関などの連携も含め、地域のネットワークづくりを進めることが重要と考えられます。

2 地域福祉推進のポイント

(1) 計画推進のポイント

各福祉分野の制度などによる支援では解決が難しいような課題や潜在的な課題が生じるなど、近年は、これまでの福祉施策の想定を超えて福祉ニーズが多様化してきています。

こうした状況に柔軟に対応し、本計画に実効性を求めながら、より効果的に推進していくためには、「行政による措置的な取組」だけでなく、市民や地域、団体等の自発的な取組に行政が支援を行い、協働で取り組むことが重要となります。

また、この協働の福祉の推進のためには、福祉サービスの利用者（受け手）である市民も地域福祉の担い手であることを、より多くの市民から理解していただけるよう啓発を行うとともに、市民一人ひとりが地域で役割を持ち、支え合いの活動が広がるよう取り組む必要があります。

地域に住む市民一人ひとりが主体的に行う「自助」、地域の人々が協力して実践していく「共助」、行政が責任を持って推進する「公助」、この自助・共助・公助の取組が、個々の課題に対して適切に組み合わせられることにより、多様な地域の福祉課題に対してのきめ細かで迅速な対応が期待されます。

このような取組を基本とし、本計画を推進するにあたり、大きく次の2つがポイントとしてあげられます。

○ポイント1

市民、ボランティア団体・NPO、福祉事業者、社会福祉協議会、行政が
協働で取り組む福祉の推進・強化

○ポイント2

立場に応じた役割を考え

一人ひとりが「我が事」として主体的に活躍する

※「我が事」について

国は、平成28年7月に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部を設置しました。これは、地域共生社会の実現に向けた検討を加速化させるため、「他人ごと」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みや市町村による地域づくりの取組の支援、「丸ごと」の総合相談支援の体制整備、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスを「丸ごと」へと転換していくためのサービスや専門人材の養成課程の改革等について、省内の縦割りを排して部局横断的に幅広く検討を行うためのものです。

この地域共生社会の実現に向け、社会福祉法の改正や施策の実施・検討などが図られています。「我が事」という言葉はこれに基づいたもので、地域福祉推進のキーワードの1つです。

（２）計画推進の視点

地域福祉の推進には、行政の取組だけでなく地域に住む市民一人ひとりの取組や支え合いが重要であり、そのための意識啓発や環境整備が求められます。

平成29年12月に厚生労働省から「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の局長通知がありました。この通知では、改めて、地域福祉計画について、地域福祉とは地域住民の主体的な参加を大前提としたものであり、地域福祉計画の最大の特徴は「地域住民の参加がなければ策定できない」ことなど、住民参加の必要性が示されています。

また、「共に生きる社会づくり」という視点が重要であること、地域住民が地域福祉の担い手であること、地域住民の自主的な活動と関係諸団体及び公共的なサービスとの間の連携を図っていくことが重要であることなど、生活課題の達成への住民等の積極的参加が示されています。

本計画の推進にあたっては、こうした国の通知内容や市や社協の福祉施策・事業のこれまでの取組状況などを踏まえ、より効果的な推進が図られるよう、次の4つの視点に留意して取組を進めます。

○視点１ 市民一人ひとりが自分の住む地域の問題に気づき、 「我が事」として行動すること

市民一人ひとりが地域に目を向け、地域の問題を他人ごとではなく「我が事」として捉え、自分にできることが行われるような取組とそれに向けた環境整備が求められます。

○視点２ 地域の問題の解決に向けて行動できる人を増やすこと、育てること

地域の問題を「我が事」として捉え行動する市民を増やしていくためには、正確な知識や理解のための情報提供・啓発活動のほか、必要な知識や技術を身につけるための各種の福祉教育の推進が必要です。また、若い世代も含め地域福祉を支える人材の育成や確保を図ることも求められます。

○視点３ 地域福祉の個々の取組をつなげ、地域全体で展開すること

地域福祉に係る個々の活動をつなげ、地域全体で支え合うためのネットワーク構築が重要です。自助、共助が相互に連携、補完し合いながら地域福祉が推進される仕組みを整えることが求められます。

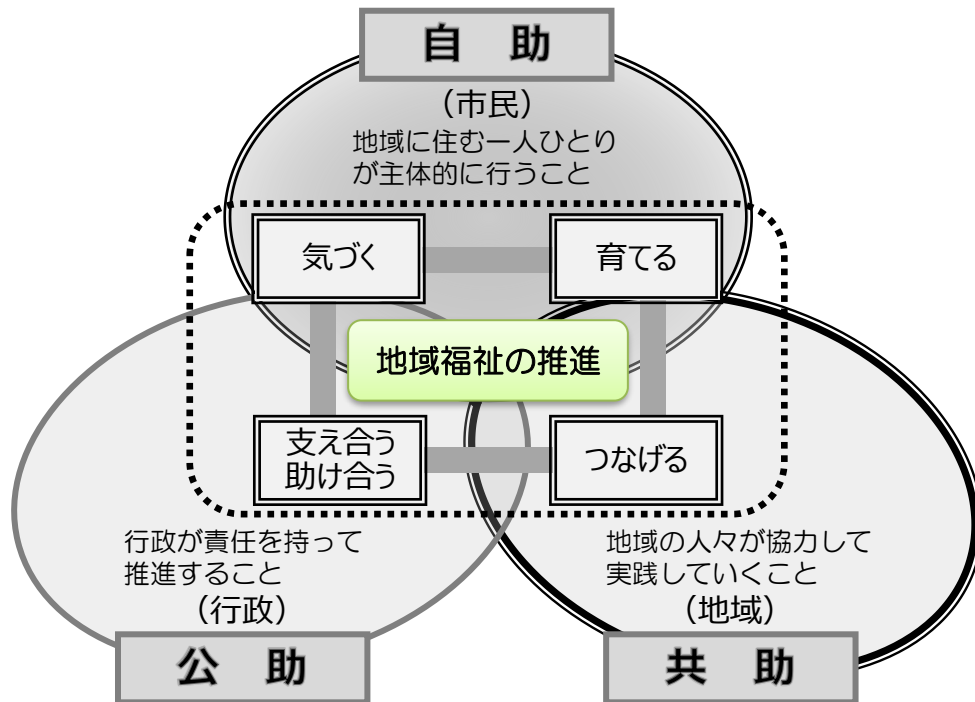
○視点４ 地域で支え合いながら、 健やかにいきいきと暮らせるまちづくりを推進すること

こうした地域全体のつながりを支えることや、個人や地域では対応できない課題に対する支援、きめ細かな福祉サービスの提供が地域福祉推進に求められます。

3 計画における役割分担

(1) 市民・地域・行政それぞれの役割

計画の推進にあたっては、地域福祉を担う主体それぞれが期待される役割を果たし、相互に連携を図って協働により進めていくことが必要であり、それぞれの取組がつながることで地域全体の暮らしやすさの向上を目指します。



1) 市民一人ひとりに期待される役割（自助）

地域福祉推進の主役は、市民一人ひとりです。市民は福祉サービスの利用者であるとともに、地域福祉に関わる諸活動の担い手でもあります。

日頃から地域の人々が、あいさつや声かけを通じて交流を深め、顔見知りの関係を築いていく中で、地域の生活課題に対して関心を持ち、問題解決のために必要な情報を得るなど、地域社会を構成するメンバーとして、自分にできる地域活動に対して参加していくことが期待されます。

2) 地域に期待される役割（共助）

①地域で活動する諸団体（自治会・町内会、ボランティア団体、NPOなど）

一人ひとりの市民を支える地域の様々な活動団体（自治会・町内会、ボランティア団体、NPOなど）には、日常的に様々な市民と接する機会が多いことから、地域の細かな生活課題を発見し行政など関係する機関へつなげていくことや、市民一人ひとりに対して、地域福祉に関わる諸活動への関心を喚起すること、また、市民の活動のサポートを行うことなど地域に密着し、個々の市民を孤立させず、地域の中でより多くの人々との接点が広がるように、相互交流の機会を拡大していくことが期待されます。

②福祉サービス事業者

福祉サービスの提供を通じて、市民の自立した生活をサポートするとともに、サービスなどに関わる情報提供や行政と連携した地域福祉活動への参加などが期待されます。また、福祉施設などは、利用者とボランティアなどが交流し合う場となるなど、地域福祉の拠点としても期待されます。

③社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉事業の中心的な担い手であるだけでなく、営利企業など他の事業主体では対応が困難な福祉ニーズに対応する公益性の高い非営利法人です。子ども、高齢者、生活困窮世帯等への生活支援や将来的に支援を必要とする可能性がある人に対する予防的な支援など、地域における公益的な取組の実践を通じて地域と連携することにより、地域社会に積極的に貢献していくことが期待されます。

④民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、市民にとって身近な福祉に関する相談相手であるとともに、地域に密着した活動を通じて地域の生活課題や支援の必要な人の発見・支援を行うこと、必要に応じて行政や社会福祉協議会と情報の共有を図り、連携した活動を行うことが期待されます。

⑤社会福祉協議会

社会福祉協議会は、自ら福祉サービスを提供するなどの活動に取り組んでいますが、地域福祉推進の中核的な存在として、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政とのコーディネート役としての機能も求められることから、その役割を果たすよう取り組みます。また、社会福祉協議会としての組織の機能強化を図るとともに、地域における多様な課題を把握し、その課題に対応した事業の展開に取り組めます。

3) 行政の役割（公助）

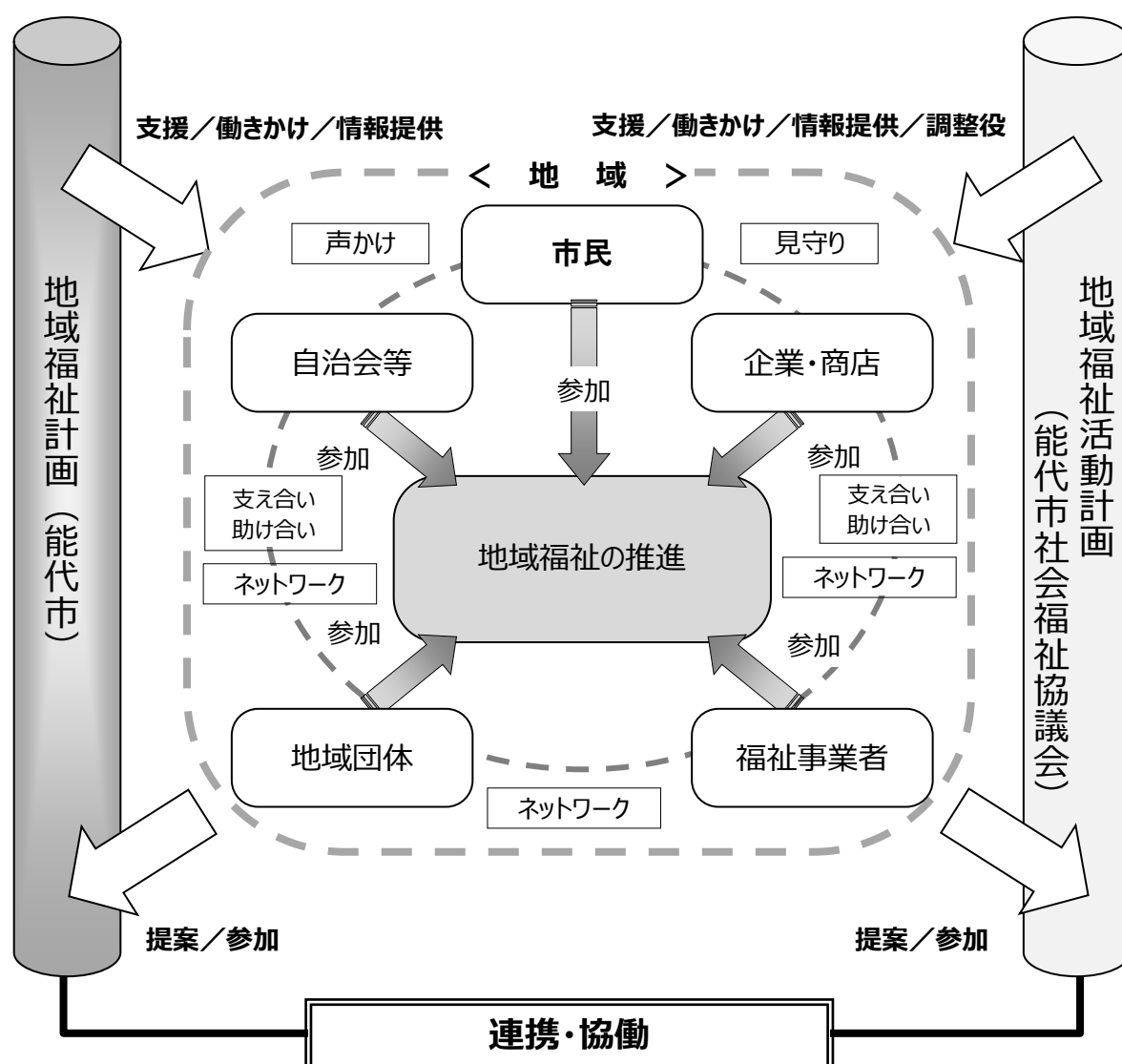
行政は、個人や地域では解決できない生活課題に対して公的支援を行うことや、各種福祉サービスの提供、地域ニーズに適したサービス提供基盤の整備など、直接的に市民一人ひとりや地域で活動する諸団体を支援する取組を行います。また、市民一人ひとりや地域の活動がより行いやすいものとなるよう、地域福祉に対する地域住民全体の意識啓発・向上、個人や諸団体間のネットワーク化、ともに支え合う地域コミュニティづくりなど、より広範な地域福祉推進のための環境づくりに取り組みます。

市民からの相談は地域の生活課題を解決するための重要な起点となることから、行政の横の連携を緊密にするとともに、気軽に相談できる体制を構築し、なんでも相談できる安心感と問題の解決につながるという信頼感を提供できるように取り組みます。

本計画においては、地域という視点で様々な分野を横断的につなげ、包括的に地域福祉を推進していく役割を担うこととなります。

（２）能代市と能代市社会福祉協議会との連携

第１章の計画策定の趣旨で述べたように、市の計画と社協の計画を「能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画」として一体的に策定します。両計画は、本市の地域福祉の推進における２つの大きな柱と位置づけられ、市と社協との緊密な連携・協働が求められることから、それぞれの立場でそれぞれの役割を担いかつ相互に連携することで、本市の地域福祉の推進を図っていきます。



4 本市における地域福祉の課題

市の各福祉分野の部門別計画を策定する際は、それぞれに必要な項目についてアンケートなどにより調査を行い、それぞれの福祉ニーズや課題などを把握・整理しながら計画策定を行っています。本計画策定にあたっては、新たに地域福祉に関するアンケート調査や民生委員・児童委員へのアンケート調査を行っています。また、社協では、福祉団体や福祉専門職へのアンケート調査・ヒアリングを行っています。

こうした市の各部門別計画における課題やそれに対応する施策で地域福祉に深く関わるもの、社協が活動の中で課題や福祉ニーズとして捉えているもの、アンケート調査などから抽出された課題やそれを踏まえた施策・事業などは、本計画の第3章以降の各項目に反映させています。

また、本市の地域福祉を取り巻く現状を踏まえるとともに、改正された社会福祉法が地域福祉計画に求めている事項も含めて、大きく次の3つを本市の福祉計画・福祉活動計画の課題として整理します。

なお、整理された課題に沿って、対応する計画の基本施策をとりまとめるとともに、個別具体的な課題については、「第4章 施策の展開【基本目標実現のための施策の展開】」のそれぞれの部分で表します。

- ① 地域福祉を進めるためには、市民や団体などの参画が不可欠であり、福祉意識の醸成やボランティアの育成とその活動支援、地域住民、団体、事業者などとの連携によるネットワーク体制の構築が必要です。
- ② 必要とする人に必要な福祉サービスを届けるためには、制度の周知と相談支援体制の充実が必要です。また、地域住民の生活課題や福祉ニーズの多様化に対応するため、その把握強化と住民や行政、専門機関、ボランティア等の多機関等が連携した包括的な支援体制の整備が必要です。
- ③ 住み慣れた地域で安心して生活していくためには、社会的自立が必要であり、生活困窮者等への支援や権利擁護体制の整備のほか、災害時や緊急時の地域住民相互の支え合い、助け合いの共助の体制整備が必要です。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本目標

支え合い、助け合いの地域福祉の推進

平成30年度から10年間のまちづくりの方向性を示す第2次能代市総合計画では、“こころ”の豊かさ、“からだ”の豊かさ、“もの”の豊かさを実感できるふるさと能代を目指して、幸せをともに創っていかうとする「幸福共創」をまちづくりの基本理念としています。また、将来像に「“わ”のまち能代」を掲げ、「健やかで感謝と思いやりにあふれる人と人との“和”によるまち」、「特色ある地域の環境を最大限に活かす地域資源で活力を生む“環”によるまち」、「地域の誇りと生活の基盤を将来へ引き継いでいく未来へつなぐ安心の“輪”によるまち」の3つの“わ”によるまちを実現しようとしています。

こうしたことや、地域福祉にとって、市民や団体の活動、力が重要な要素であることを踏まえて、本計画における基本目標を「支え合い、助け合いの地域福祉の推進」と定め、「市民参画による地域福祉の推進」「利用しやすい福祉サービスの提供」「安全、安心の地域づくりの推進」の3つを基本施策とします。

2 基本施策 【基本目標実現のための施策の方向】

▶ 基本施策1 市民参画による地域福祉の推進

地域福祉を推進するためには、行政や社協の取組だけでなく、市民や団体などが参画することが不可欠です。このため、市と社協が連携し、様々な活動を通じて福祉意識の醸成を図るとともに、民生委員・児童委員の活動の充実や傾聴ボランティアなどの心の支えになれる人材の養成、中高生を中心に現在から将来に続く地域福祉の担い手の育成、社会福祉法人などの公益活動の充実などに努めます。

また、世代間交流が図られ、地域全体のつながりが強められるよう取り組むとともに、ボランティア活動を推進し幅広い層のボランティア活動の促進と担い手の掘り起こしに努めるほか、地域住民をはじめ様々な団体、事業者などとの連携を広げ、ネットワーク体制が構築できるよう取り組みます。

▶ 基本施策2 利用しやすい福祉サービスの提供

相談窓口や支援体制、福祉の制度などについて、市民にわかりやすく、広く周知がなされるよう取り組むとともに、相談内容に応じて市の関係部署や関係機関との連携による総合的な対応に努めます。また、多様化する地域住民の生活課題や福祉ニーズの把握を強化し、住民や行政、専門機関、ボランティアなどの多機関等が連携した包括的な支援体制の整備を目指します。

相談支援体制の基盤強化やサービスの質の向上に向け、将来を見据えて、社協の組織体制の充実に努めます。

必要なサービスが必要な人に行き届くよう、市の関係部署や社協、関係する機関、団体などが連携し、適切に福祉サービスを提供するとともにその充実に努めるほか、様々な媒体を活用して福祉サービスをわかりやすく周知します。

▶ 基本施策3 安全、安心の地域づくりの推進

住み慣れた地域で安心して生活していくことは多くの市民の望みです。その実現のためには、社会的自立が必要であり、生活に困窮する場合には関係機関、団体などとの連携により、必要な支援を包括的にを行います。また、認知症高齢者などの地域での安心な暮らしに向けて、成年後見制度などの権利擁護の体制整備に取り組みます。

災害時や緊急時には、地域住民が互いに支え合い、助け合って対応することが必要であり、特に、支援を必要とする人の把握と対応など、平常時から共助の体制整備を市や社協が市民・団体等と連携しながら進めます。

様々な状況にある市民が地域でより安心して、利便性の高い生活を送ることができるよう、環境整備に向けて必要な施策の充実に努めます。

3 基本施策の体系

○基本目標 支え合い、助け合いの地域福祉の推進

基本施策	取組の方向	基本的な取組
1 市民参画による 地域福祉の推進	①福祉意識の醸成	○様々な媒体の活用による各種情報の提供 ○大会やイベントの開催等による福祉活動への理解と意識の高揚
	②福祉を担う人づくり	○民生委員・児童委員の活動の周知・研修の充実や心の支えになれる人材の育成 ○現在から将来に続く地域福祉の担い手の育成 ○社会福祉法人相互の情報交換等の推進
	③市民参画による福祉活動	○地域全体のつながり強化と地域で活動する団体等への支援 ○市民が福祉情報を入手しやすい環境の整備 ○ボランティア活動の促進やネットワーク体制の構築に向けた取組 ○地域の自治活動や福祉活動の拠点の整備及び利用の促進
2 利用しやすい福祉サービスの提供	①相談支援体制の充実・強化	○相談窓口や支援体制等のわかりやすい周知と支援等の総合的な対応 ○地域住民の多様な生活課題や福祉ニーズの把握強化と多機関等が連携した包括的な支援体制の整備 ○高齢者等の虐待防止等のための関係機関との情報共有と連携による対応 ○社協の組織体制の充実
	②各種福祉サービスの適切な提供	○市の各福祉分野の計画に基づいた必要な福祉サービスの適切な提供と様々な媒体の活用による周知 ○社協の事業や活動、サービス内容の周知と必要な人にサービスが行き届く取組
3 安全、安心の地域づくりの推進	①地域での安心のある生活の推進	○成年後見制度等の利用促進と権利擁護の体制整備の取組 ○生活困窮者等の社会的自立のための包括的な支援
	②災害時や緊急時の支え合い、助け合いの推進	○能代市地域防災計画や災害時要援護者支援プランに基づく各種対策、対応 ○災害時や緊急時の地域住民の支え合い助け合いの体制強化と共助の意識づけの促進
	③生活関連分野の環境整備の充実	○地域での利便性の高い生活等のための必要な施策の充実 ○高齢者等の外出支援や安否確認等の生活サポートへの取組

第4章 施策の展開

【基本目標実現のための施策の展開】

●基本施策1 市民参画による地域福祉の推進

○基本施策1－① 福祉意識の醸成

【現況と課題】

市民の誰もが、住み慣れた地域で安心して生活できることを望んでいます。このためには、お互いに支え合い、助け合い、主体的に地域課題や地域の福祉について考えながら、地域づくりにあたる必要があります。この地域福祉を充実させるためには、まず、多くの人が福祉に関心を持つことで福祉意識の醸成を図っていくことが重要と考えられます。

市ではこれまで、福祉に関して、広報のしろ、市ホームページ、パンフレット等による各種情報提供を行っているほか、大会、イベント等の開催や支援等により、また、社協では、福祉教育活動への支援や社会福祉大会の開催等により、福祉意識の啓発を行っています。

アンケート調査によれば、地域の人々と福祉との関わりについては（複数回答）、4割に近い人が直接には関わりを持っていない状況ですが、逆に何らかの福祉サービスを必要としている人や福祉に関わる仕事やボランティア活動をしている人、身近に福祉サービスを受けている人がいる人をあわせると、6割を超える人が何らかの形で福祉と関わりを持っています。

直接福祉に関わりのない人も含め、地域に住み、地域の実情を知っている地域の人々が、様々な活動に参加するとともに、地域の生活課題を把握し、その解決のため協力し合いながら地域福祉を推進していくことが望まれます。

【基本施策の考え方】

○ 広報のしろ、市ホームページ、パンフレット等、様々な媒体を活用して、福祉に係る各種情報の提供を行うとともに、大会やイベント等の開催、多世代の交流、福祉活動への支援等を通じて、様々な世代に対して、福祉活動への理解と意識を高め、地域のつながりの大切さが実感できるよう取り組んでいきます。

▶能代市の取組

施策の方向性	施策・事業	担 当
広報のしろ、市ホームページ等により地域福祉に係る情報を提供・周知するとともに、出前講座等も活用して、福祉意識の啓発を図ります。	○福祉意識の啓発と醸成	福祉課 長寿いきがい課 関係各課
福祉に関する大会、イベント、講座等の開催やその支援を通じて、地域での子育てや障がい、介護への理解のほか、高齢者を敬う意識等の啓発に努めます。	○福祉に関する大会、イベント等の開催やその支援による福祉意識の啓発、醸成	福祉課 長寿いきがい課 関係各課
障がいと障がいのある人に対する正しい理解を促進するため、また、障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別の解消に向けて取り組みます。	○理解促進及び差別解消に向けた啓発活動 ○障害者差別解消支援地域協議会の設置	福祉課
児童や園児による地域のデイサービスセンター等の訪問・交流や福祉施設等の職場体験・訪問等での高齢者との交流など、多世代交流等を通じて児童・生徒の福祉意識の醸成や将来の地域福祉の担い手につながる意識の啓発を図ります。	○児童等の高齢者との交流による福祉意識の醸成 ○社会参加活動促進事業「みんなで Action! 」	福祉課 長寿いきがい課 学校教育課 生涯学習・スポーツ振興課
市外在住者に向けて、ふるさとの課題解決のための取組への協力を呼びかけします。	○ふるさと納税の推進	総合政策課

▶能代市社会福祉協議会の取組

施策・事業	内 容				
福祉教育活動への支援	小中学校における福祉教育を支援するため、福祉教育担当者を派遣します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
地域への出前講座の実施	地域福祉を推進するため、社協職員が自治会・町内会、ボランティア団体、事業所等に出向き、社会福祉の啓発に努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
複合施設等を活用した福祉教育活動の推進	公営住宅、保育所、高齢者施設が一体となった複合施設で、日常的な交流・つどいの開催などによる世代間交流の機会や、誰もが参加できる行事の開催による地域の交流の機会づくりを行政、団体等と連携しながら進めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
中学生・高校生福祉体験学習支援	中学生以上を対象に夏休み期間を利用した福祉施設等でのボランティア（介護）体験を支援し、体験をきっかけに高齢者や障がいのある人などを理解し、福祉活動参加へとつなげていけるよう努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
社会福祉大会の開催	関係機関・団体及び市民の参加を得て、社会福祉の増進に功績のあった市民等を表彰するとともに、広く福祉問題を考えながら、情報提供と啓発に努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
地域共生社会の実現に向けたフォーラムや講座の開催	関係機関・団体及び幅広い年代の市民の参加を得て、地域共生社会の実現に向け、地域一丸となった取組の重要性等について、ともに考える場を設けながら福祉意識の醸成に努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→

▶**市民や地域に期待される取組**（地域住民・地域団体）

- 日常生活の中でのちょっとした手助けを行います。
- 高齢者や障がいのある人、認知症、介護、子育てなどについて理解を深める取組に参加します。
- 地域活動の場を利用し、地域福祉についての啓発を行います。
- 高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域で理解を深めます。
- 自治会・町内会などの地域団体やボランティア活動などへの関心を高める取組を進めます。

▶**団体等に期待される取組**（福祉団体・ボランティア・事業者）

- 行事やイベントを活用して、障がい者等に対する理解を深めます。
- 地域の課題や地域住民のニーズに沿った内容の講習会等を開催し、地域の学びの場を提供することなどに努めます。
- 仕事や子育てに忙しく、普段、地域活動に関わる機会が少ない人たちが、地域とのつながりを持ち地域を意識するようになるよう、イベント等の開催に努めます。

○基本施策１－② 福祉を担う人づくり

【現況と課題】

市民自らが、身近な生活課題の解決に向け動くような地域づくりを目指すためには、ボランティア活動等の市民活動の推進が大切となります。このためには、まず、福祉意識の啓発や醸成、福祉活動に対する理解が必要ですが、同時に、福祉を担う人材の育成も取り組むべきことの１つと考えられます。

アンケート調査によれば、ボランティア活動の拡大のために必要なこととしては、「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」ことや、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」こと等の回答が多くなっていますが、学校教育の一環としてのボランティア活動や地域での子どもボランティア活動の充実等、若い世代のボランティア意識の向上や企業のボランティア休暇への配慮の意見も少なくありません。また、福祉団体アンケートでは、活動を行う上で困ることとして、新しいメンバーが入らないことやメンバーの高齢化が取り上げられています。

現在、ボランティアセンターを中心としたボランティアの育成をはじめ、生涯学習としてのボランティア講座、児童と高齢者の交流など、多世代交流による将来の地域福祉の担い手につながる意識の啓発などを行っています。人口減少や高齢化が進む中で、福祉の担い手の確保はますます重要となっています。

【基本施策の考え方】

- 地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の活動を周知するとともに、研修や情報提供により活動の充実を図ります。また、傾聴ボランティアの養成などにより心の支えになれる人材の育成に努めます。
- 中高生を中心にボランティア講座等を開催し、ボランティア活動について学習・活動の機会を提供し、現在から将来に続く地域福祉の担い手としての意識の醸成を図るとともに、ボランティア育成を図るボランティアセンターの活動を支援します。
- 社会福祉法人相互の情報交換等を通じて公益活動の充実に努めます。

▶能代市の取組

施策の方向性	施策・事業	担 当
地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の地域での活動の周知を図るとともに、研修や情報提供の充実を図り、活動を支援します。	○民生委員・児童委員の活動支援	福祉課
中高生を対象に、地域行事やボランティア活動へ関わる機会の拡充と参加促進を図ります。	○中高生ボランティア育成講座	生涯学習・スポーツ振興課
市内に在住する外国人の日本語支援のため、日本語指導のできるボランティアを養成します。	○日本語指導ボランティア養成講座	市民活力推進課
心の健康づくりや自殺予防について正しい知識を持ち、「身近な話し相手」として気軽に話ができ、心の支えになれる人材を養成します。	○自殺予防事業(心の傾聴ボランティア養成講座)	健康づくり課
児童(小学生)による地域のデイサービスセンター等の訪問・交流や福祉施設等の職場体験・訪問等での高齢者との交流など、多世代交流等を通じて児童・生徒の福祉意識の醸成や将来の地域福祉の担い手につながる意識の啓発を図ります。 (再掲)	○児童等の高齢者との交流による福祉意識の醸成 ○社会参加活動促進事業「みんなで Action! 」	福祉課 長寿いきがい課 学校教育課 生涯学習・スポーツ振興課
ボランティアの登録・斡旋や広報活動、各種ボランティアの養成等を行う能代市ボランティアセンターの支援を行います。	○能代市ボランティアセンターの支援及びボランティアの育成	市民活力推進課
社会福祉法人が、福祉ニーズや課題を共有できるよう、社協が取り組む「社会福祉法人連絡会の設置と公益的活動の推進」と連携を図ります。	○「社会福祉法人連絡会の設置と公益的活動の推進」との連携	福祉課 市民活力推進課

▶能代市社会福祉協議会の取組

施策・事業	内 容				
民生委員・児童委員の活動支援	市、社協と市民とのパイプ役となっている民生委員・児童委員の周知を図るとともに、研修や情報提供の充実を図り、活動を支援します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
ボランティアの育成	地域で活躍できる新たな人材の発掘や育成のため、ボランティア活動へ気軽に参加できるよう養成講座を開催します。また、リーダーの育成を目指します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
ジュニアボランティアの育成	子どもの頃から地域との関わりや助け合いの意識を醸成するためボランティアについて学ぶ講座を開催します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
社会福祉法人連絡会の設置と公益的活動の推進	社会福祉法人が相互に情報交換を行い、地域のニーズや生活課題を受け止め、社会福祉法人等の連携・協働により社会貢献事業等に取り組むため組織化を図り、公益的活動のより一層の充実に努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
職場内情報等共有の推進	社協のビジョン等を社協職員が共有し、協力・連携のもとで、幅広い福祉ニーズにこたえることができるような仕組みづくりに取り組みます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
中学生・高校生福祉体験学習支援 (再掲)	中学生以上を対象に夏休み期間を利用した福祉施設等でのボランティア(介護)体験を支援し、体験をきっかけに高齢者や障がいのある人などを理解し、福祉活動参加へとつなげていけるよう努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→

▶**市民や地域に期待される取組**（地域住民・地域団体）

- 地域福祉への興味を持ち、参加者から参画者へとなることができるよう努めます。
- 地域での活動は支え合いで行い、参加者みんなで協力した活動に努めます。
- 子どもが地域で活躍できる場を提供するよう努めます。
- 地域の文化講話や体験学習を行うなど、世代間交流を進めるよう努めます。

▶**団体等に期待される取組**（福祉団体・ボランティア・事業者）

- ボランティアに親しむ機会を増やし、福祉を身近に感じることができるよう周知啓発に努めます。
- 後継者や中核となる人材等の育成に中長期的に取り組み、負担が特定の個人へ集中しにくい組織運営の検討に努めます。
- 学校の活動や行事、ふるさと学習や体験学習のほか、職場体験等への協力を努めます。

○基本施策１－③ 市民参画による福祉活動

【現況と課題】

市民が住み慣れた地域の課題を把握し、その課題解決に向け行政や福祉団体等と連携し、あるいは支援を受けて取り組むこと、支え合うこと、助け合うこと、いわゆる「共助」による地域づくりは、人口減少や少子高齢化が進む中でますます重要となってきています。

多くの市民が、主体的に福祉活動に参加できるようにするためには、福祉に関する様々な情報をより入手しやすくすることや活動拠点づくりの整備、地域のつながりを深めるための交流等に対する支援が望まれています。

アンケート調査では、近隣との助け合いについて、手助けできることとしては（複数回答）、安否確認の声かけ、話し相手、ごみ出し、玄関の前の雪よせの回答が多い結果となっていますが、すでに手助けしているとの回答は、それぞれの項目について低い割合となっています。様々な要因により、実際に思いを行動に移すことができない人が多いと考えられます。

福祉活動に参加する思いを持つ人も含め、地域の多くの人々が自分の周囲のことからはじめて、地域福祉に気軽に参加できるような雰囲気づくり、仕組みづくりが求められます。

【基本施策の考え方】

- 世代間交流が図られ、地域全体のつながりが強められるような取組を行うとともに、地域で活動する団体等へ支援を行います。
- 市民が福祉に触れる機会や活動に参加する機会を増やすため、情報が入手しやすい環境の整備に取り組みます。
- 地域活動へのきっかけとなるボランティア活動を推進し、幅広い層のボランティア活動の促進と担い手の掘り起こしに努めるとともに、地域住民をはじめ様々な団体、事業者等との連携を広げ、ネットワーク体制が構築できるよう取り組みます。
- 地域の自治活動や福祉活動の拠点の整備、利用促進を図ります。

▶能代市の取組

施策の方向性	施策・事業	担 当
市民参加による福祉活動が進むよう、活動に必要な情報等が入手しやすい環境整備に取り組めます。	○広報のしろ、市ホームページ、パンフレット等の活用による情報提供と周知 ○地域福祉に係る出前講座	福祉課 長寿いきがい課
障がい者やその家族、地域住民等からなる団体が行う自発的な取り組みを支援します。	○障がい者の自発的活動事業	福祉課
ボランティア団体等が実施する在宅福祉の向上等に資する活動等に対し財政的支援を行います。	○地域福祉活動補助事業	福祉課
地域の自治活動の拠点となる地域集会所の整備促進や自治会・町内会活動への支援を行います。	○地域集会所建設費等補助金 ○地域集会所建設資金貸付金 ○自治会・町内会活動への支援	市民活力推進課
ボランティアの登録・斡旋や広報活動、各種ボランティアの養成等を行う能代市ボランティアセンターの支援を行います。 (再掲)	○能代市ボランティアセンターの支援及びボランティアの育成	市民活力推進課
社会福祉法人が、福祉ニーズや課題を共有できるよう、社協が取り組む「社会福祉法人連絡会の設置と公益的活動の推進」と連携を図ります。 (再掲)	○「社会福祉法人連絡会の設置と公益的活動の推進」との連携	福祉課 市民活力推進課
子育て世代を中心とした交流活動を推進し、地域全体のつながりを強めます。	○つどいの広場事業 ○ファミリー・サポート・センター事業 ○子育て支援センター等の各種取組	子育て支援課
地域福祉の中核を担う民生委員・児童委員の地域での活動の周知を図るとともに、研修や情報提供の充実を図り、活動を支援します。 (再掲)	○民生委員・児童委員の活動支援	福祉課
自主的にまちづくり活動を行う市民団体の活動を支援するとともに、地域課題の解決に取り組むリーダー等の育成に努めます。	○市民まちづくり活動支援事業 ○市民活動支援センター事業	市民活力推進課

▶能代市社会福祉協議会の取組

施策・事業	内 容				
ボランティア活動の推進	市民活動支援センターと連携し、ボランティアセンター機能の一層の充実を図ります。また、社協の広報やホームページ等を通じて、様々なボランティア情報の周知・啓発に努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
地域福祉活動資源の連携・強化	ボランティアセンター機能を活用し、地域住民、地域団体、ボランティア、NPO、福祉事業者、学校などとの連携を広げ、地域福祉を推進します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
地域活動の拠点づくり	ニツ井総合福祉センターやいきいきサロンの利用促進など、身近な地域で年齢や障がいの有無に関わらず、住民同士が気軽につどえるよう、交流の場や機会づくりを各団体等と連携しながら推進します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
地域で活動する団体への支援 (いきいきサロン等)	地域で活動する団体に対し、情報提供や活動に対する助言や支援を行います。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
社協のネットワーク機能を活かした団体への支援	各種団体の活動の充実や各事業の円滑な実施は地域福祉の推進にとって重要であることから、活動への支援や情報提供、相談支援等に努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
車両・物品の貸出	地域で支え合い活動を行う団体を支援するために、車両・物品を貸し出します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
社会福祉法人連絡会の設置と公益的活動の推進 (再掲)	社会福祉法人が相互に情報交換を行い、地域のニーズや生活課題を受け止め、社会福祉法人等の連携・協働により社会貢献事業等に取り組むため組織化を図り、公益的活動のより一層の充実に努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→

施策・事業	内 容				
民生委員・児童委員の活動支援 (再掲)	市、社協と市民とのパイプ役となっている民生委員・児童委員の周知を図るとともに、研修や情報提供の充実を図り、活動を支援します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
ボランティアの育成 (再掲)	地域で活躍できる新たな人材の発掘や育成のため、ボランティア活動へ気軽に参加できるよう養成講座を開催します。また、リーダーの育成を目指します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
ジュニアボランティアの育成 (再掲)	子どもの頃から地域との関わりや助け合いの意識を醸成するためボランティアについて学ぶ講座を開催します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
ボランティアセンターだよりの発行	ボランティアセンターの活動をより多くの市民に深く理解してもらうため、たよりを発行し活動の報告や情報を発信します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の活用	能代市の地域福祉情報・ボランティア情報の発信や災害時の支援などを目的としてSNSを活用し、リアルタイムな情報発信を行います。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
二ツ井総合福祉センターの利便性の向上	二ツ井地域の高齢者福祉、地域福祉の拠点としての機能を活かし、幅広い年齢層を対象とした各種講座、イベントなど啓発事業に取り組みます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→

▶**市民や地域に期待される取組**（地域住民・地域団体）

- 日頃から地域活動や交流の機会を設けることで、自分のできること、してもらいたいことを認識し、福祉ニーズを意識するように努めます。
- 身近な地域活動に参加するとともに地域内の事業所や団体の行事・活動に参加・協力し、地域福祉に関心を持ち、理解を深めるよう努めます。
- 様々な特技や知識を活かせるよう、ボランティア情報を収集するとともに、ボランティアセンターに登録するなど、地域でのボランティア活動に参加します。
- アパートの住人や転入者、高齢者等に自治会・町内会入会の声かけを行い、多くの人が地域活動を通じて地域や社会と関わりを持つよう努めます。
- 地域の行事など気軽にボランティア活動ができる機会やいきいきサロンなどのつどえる場の開催など、地域と関わる様々なきっかけづくりに努めます。

▶**団体等に期待される取組**（福祉団体・ボランティア・事業者）

- いろいろな活動の実施にあたっては、地域住民や地域のニーズを把握し、取組が地域の福祉向上に寄与するよう努めます。
- 地域における福祉活動や行事へ積極的に参加し、地域との交流や利用者と地域の接点づくりに努めます。
- 各種団体が情報を共有しながら協力連携できる体制の充実を図るとともに、より多くの住民の交流の機会づくりに努めます。
- 子どもの見守り活動等を通して、誰もが気軽にあいさつの言葉をかけ合える地域をつくれます。
- 地域から孤立しているような人や訪問を拒否される人に、各団体と協力し気軽に見守りの声かけをし、顔見知りの関係をつくれます。

▶「基本施策1 市民参画による地域福祉の推進」の主な目標指標

指 標	基準値	5年後の目標値 (令和4年度)	目標値設定の 考え方
地域の行事に参加している児童・生徒の割合	69.3% (H28年度)	70.0%	総合戦略の目標値を目指す
自殺死亡率（人口10万人対）	33.0 (H27年)	県平均以下	前計画の目標値を目指す
ボランティアセンター登録者数	3,139人 (H29年度)	3,300人	基準値を上回る水準を目指す
自治会・町内会やボランティア活動など市民活動に参加することを心がけている市民の割合（市民意識調査）	37.3% (H29年度)	50.0%	前計画の目標値を目指す
障がいのある人も社会参加できる環境が整っていると思う市民の割合（市民意識調査）	14.1% (H29年度)	20.0%	前計画の目標値を目指す
高齢者の生きがいと健康づくり事業参加者数	5,115人 (H28年度)	5,000人	総合戦略の目標値を目指す

※この指標は、第2次能代市総合計画から引用しています。同計画は平成30年度から令和4年度までの計画であり、5年後の目標値は令和4年度の目標値です。また、「目標値設定の考え方」欄の「前計画」とは前の総合計画を指します。

●基本施策2 利用しやすい福祉サービスの提供

○基本施策2-① 相談支援体制の充実・強化

【現況と課題】

市民が地域で安心して暮らしていくためには、生活の中で生じる様々な問題や課題を身近なところで気軽に相談できる体制が求められます。このため、市では、それぞれの窓口対応を充実させるとともに、必要な場合、他の福祉分野や関係する機関、団体等との連携を図っています。また、社協も、生活に係る様々な相談を受け、関係機関等との連携により対応しています。

アンケート調査では、共助において重要なこととして（重複回答）、地域の人々の課題を共有することがもっとも多く、公助において重要なこととしては（重複回答）、地域住民のニーズの把握を強化することがもっとも多く、ついで、公的な福祉サービスの質の向上を図ることが多い状況ですが、多様なネットワークを構築して地域ぐるみで福祉を推進する仕組みをつくることも一定数の回答がありました。また、市の福祉施策の取組について、重要度と満足度を対比したところ、情報提供体制の充実について重要度は高いが満足度が低い結果となっており、この向上に向けた取組が必要と考えられます。

社協に充実してほしい活動としては（複数回答）、気軽に相談できる福祉総合相談の充実がもっとも多く、次が福祉サービスの充実でした。市民の身近な存在として、社協の相談機能のさらなる充実が求められていると考えられます。また、専門職ヒアリングでは、9割を超える組織が行政や他の団体と連携しており、さらに6割が連携を強めたいと回答しています。

近年、社会状況の変化等により、福祉ニーズが多様化してきている中、何らかの福祉的支援を必要とする人や世帯が抱える課題も、多様化、複雑化しています。これまでのそれぞれの福祉分野の制度等による支援では解決が難しいような制度の狭間にある課題や潜在的な課題も生じてきており、多機関等の連携による対応がさらに重要になってきています。また、この制度の狭間にある課題や潜在的な課題への対応は、行政や福祉関係者だけでは難しく、地域の人々の支え合いが必要であるほか、課題を抱える人や世帯など、地域の状況を把握する体制の整備も求められます。

【基本施策の考え方】

- 相談窓口や支援体制、福祉の制度等について、様々な機会や媒体を利用して、さらに市民にわかりやすく広く周知がなされるよう取り組むとともに、それぞれの窓口で市民の相談に応じながら、内容に応じて関係する部署や関係機関と連携するなど、総合的な対応に努めます。
- 地域住民の多様な生活課題や福祉ニーズの把握を強化し、必要な支援に向けて、住民や行政、専門機関、ボランティア等の多機関等が連携した包括的な支援体制の整備を目指します。
- 高齢者、児童、障がい者等の人権侵害、虐待防止のため、それぞれの関係機関等との情報共有と連携により、早期の発見、相談体制の整備に努めます。
- 相談支援体制の基盤強化やサービスの質の向上に向け、将来を見据えて、社協の組織体制の充実にも努めます。

▶能代市の取組

施策の方向性	施策・事業	担 当
相談支援体制を広報のしる、市ホームページ等の各種媒体を利用して、広くわかりやすい形で地域住民等に周知します。	○各種相談窓口、制度等の周知の強化	福祉課 関係各課
それぞれの窓口において市民の相談に応じながら、相談内容に応じて関係する部署や関係機関と連携し、必要なサービスが受けられるよう総合的な対応に努めるとともに、複数の窓口での手続きが必要な場合等、相談者の負担に配慮しながらわかりやすい窓口対応に努めます。	○相談支援体制の連携強化 ○相談窓口の充実	庁内全課及び該当窓口
地域住民の多様な生活課題や福祉ニーズを把握し、必要な支援が行われるよう、住民や団体、行政、専門機関等の多機関等が連携した包括的な支援体制の整備を目指します。	○相談支援体制の連携強化 ○地域福祉コーディネーター設置の推進	福祉課 長寿いきがい課 子育て支援課 健康づくり課
地域包括ケアシステムの構築に向け、包括支援事業の充実を図るなど、生活支援・介護予防サービスの基盤整備推進に取り組みます。	○生活支援体制整備の推進（生活支援コーディネーター及び協議体の設置の推進等）	長寿いきがい課
能代市子どもの未来応援計画（子どもの貧困対策の推進）に基づき、各機関、団体等と連携し、子どもの貧困対策に取り組みます。	○子どもの貧困対策の推進	子育て支援課
DV被害への対応として、市や関係機関の相談窓口を周知するとともに、相談に対しては、県等の関係機関と連携しながら、状況に応じた対応に努めます。	○DV（ドメスティック・バイオレンス）への対応	子育て支援課
能代市自殺対策計画に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない能代の実現を目指して、関係機関、団体等と連携し、国が定める地域自殺対策政策パッケージの5つの基本的な取り組みを進めます。	○能代市自殺対策計画の各種施策（ふきのとうホットラインの周知・活用/傾聴サロンの運営支援 /自殺対策に関わる相談者等の研修支援等）	健康づくり課
（高齢者の虐待防止） 家族やケアマネジャー等からの相談、地域からの情報提供等により、高齢者の保護等の対応を進めるとともに、関係機関との情報共有と連携強化を図るなど、体制確保に努めます。	○高齢者の虐待防止の取組 ○高齢者緊急一時保護事業	長寿いきがい課

施策の方向性	施策・事業	担 当
(児童の虐待防止) 児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のため、地域の関係機関の連携並びに情報の収集及び共有により、支援に努めます。	○虐待発生予防のための日常的な育児相談機能の充実 ○要保護児童対策地域協議会における総合的な取組 ○生徒指導等連絡協議会の実施	子育て支援課 学校教育課
(障がい者の虐待防止) 障がい者虐待への対応のため、随時相談を受ける体制をとるとともに、秋田県障害者権利擁護センター等の関係機関と連携し支援に努めます。	○障がい者の虐待防止の取組	福祉課
障がい児者の居住支援のための機能を地域の実情を踏まえて整備するとともに、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。	○地域生活支援拠点等の整備(基幹相談支援センター機能の整備等) ○福祉施設入所者の地域生活への移行の取組	福祉課
ひきこもり等の社会的孤立状態等にある人の相談支援やその状況把握に努めるほか、包括的な対応策の検討を行います。	○自立相談支援事業 ○傾聴サロン等の運営支援 ○状況把握と対応策の検討	福祉課 長寿いきがい課 健康づくり課

▶能代市社会福祉協議会の取組

施策・事業	内 容				
各種相談窓口の周知・啓発	地域住民や関係機関から気軽に相談してもらえる相談窓口を目指し、各種相談窓口の周知・啓発に取り組みます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
総合相談窓口の充実	複合化・複雑化した課題を捉え、必要な支援をコーディネートするため、関係機関と適切な役割分担を図りつつ連動しながら包括的な支援に取り組みます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
相談支援体制の充実	制度の狭間の課題も含め、経済的困窮、社会的孤立など複合的な課題を抱えた人に対し、アウトリーチなど地域と連携した相談支援体制づくりに取り組みます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
法律相談の実施	市民の生活上の法律等に関する専門的な相談に応じるために弁護士による無料法律相談を行います。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
地域福祉コーディネーター（CSW）の配置とアウトリーチによる相談支援	地域福祉コーディネーターを配置し、アウトリーチにより、地域の相談窓口として、制度の狭間の課題も含め様々な困りごとを捉え、その困りごとを地域・関係機関全体で支えるネットワークづくり・仕組みづくりに取り組みます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
権利擁護体制づくりへの取組	判断能力が不十分な人の財産管理や契約等の法律行為を行い、住み慣れたまちで安心して暮らせるように権利擁護体制づくりに努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
社協の組織体制の見直し	社協としてのあり方や質が求められる時代に対応し、安定した継続的な経営ができるよう、事務局体制や人員配置等の仕組みを構築します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→

施策・事業	内 容				
社協職員の資質の向上	職員研修の実施等により意識改革やスキルアップ、自己啓発などを促し、職員の資質向上を図ります。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
社協会員・賛助会員の増加への取組	社協の事業運営を支える財源として会費等の使いみちを広く広報し理解を求めるとともに、会員増加に向けた新たな取組に努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
寄付等の増加への取組	社協の事業運営を支える財源として寄付等の使いみちを広く周知し理解を求めるとともに、寄付増加に向けて取り組みます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
共同募金運動の協力への取組	共同募金運動の目的を市民に深く理解してもらうために社協広報やホームページ等で周知啓発します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
自主財源の確保への取組	地域福祉活動計画を推進するための財源的な裏付けを確保するために、財源の増強に向けた様々な取組を進めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→

▶**市民や地域に期待される取組**（地域住民・地域団体）

- 行政や関係団体等からの福祉サービスに関する各種情報の取得に努めます。
- 回覧板等を活用し、地域内における情報の収集や伝達を図りながら、地域の連携強化に努めます。
- 活動を通じて、日頃から困難を抱えている人の把握に努め、必要に応じて相談窓口へつなげるよう努めます。
- 子どもや障がいのある人、高齢者への虐待に気づいたら相談窓口へ連絡し、情報提供に努めます。

※相談窓口例

- ・能代市役所（福祉課、長寿いきがい課、子育て支援課等の窓口）
- ・秋田県（山本地域振興局企画福祉課、健康・予防課の窓口、北児童相談所、女性相談所等）
- ・能代市社会福祉協議会
- ・民生委員・児童委員
- ・地域包括支援センター
- ・指定居宅介護支援事業所
- ・指定特定相談支援事業所
- ・能代市在宅障害者支援施設とらいあんぐる
- ・ハローワーク
- ・能代警察署

▶**団体等に期待される取組**（福祉団体・ボランティア・事業者）

- 地域住民に対し、身近な相談所を周知するよう努めます。
- 活動を通じて、気軽に相談機関に相談できることを広めていくように努めます。
- 相談を受けた際には適切な対応を図るとともに、対応が困難なケースは、他機関へ連絡し、連携を図るよう努めます。

○基本施策２－② 各種福祉サービスの適切な提供

【現況と課題】

市民が、地域の中で、自分が必要とする自分にあった福祉サービスを受け、安心して生活できるよう、国、県、市、社協のそれぞれの制度等に基づいたサービスが適切に提供されることが大切です。

現在、市では、高齢、介護、障がい、子育て等の各福祉分野の個別計画を基本に、市民ニーズを踏まえた施策・事業を実施しており、それぞれの計画の改定時には、その時々の状況や利用者ニーズを勘案した見直しを行い、より適切な施策・事業の実施により、求められる福祉サービスの提供に努めています。また、社協では、利用者の声を聞きながら、在宅での日常生活のサポートを中心に、利用者のニーズに沿ったきめ細かいサービスの提供に努めています。

アンケート調査では、公助において重要なこととしては（重複回答）、地域住民のニーズの把握を強化することがもっとも多く、ついで、公的な福祉サービスの質の向上を図ること、量の充実を図ることとなっています。また、社協の充実してほしい活動としては（複数回答）、気軽に相談できる福祉総合相談の充実がもっとも多く、ついで、誰もが安心して生活するための福祉サービスの充実があげられています。

民生委員・児童委員アンケートでは、担当地区で増えてきた課題として、高齢者の介護に関することがひとり暮らし高齢者に関することについて多く、この１年間で関わった事例ではもっとも多くなっています。また、福祉団体アンケートでは、住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なこととして、支援が必要な人への支援の充実（高齢者・障がいのある人・子育て）があげられています。

市（行政）が提供する福祉サービス及び社協（社会福祉法人）が提供する福祉サービスそれぞれに、質的、量的な充実が求められている中、市民の福祉ニーズを拾い上げ、より満足度の高いサービスを提供することが今後の課題の１つであり、また、必要とする福祉サービスの情報が必要とする人に届くような取組も重要と考えられます。

【基本施策の考え方】

- 市の各福祉分野の計画に基づいた施策・事業を、市の関係部署や関係する機関、団体等との連携で実施し、必要な福祉サービスを適切に提供するとともにその充実を図るほか、広報のしろ等、様々な媒体を活用し福祉サービスをわかりやすく周知します。
- 社協の事業や活動、サービス内容の周知を図り、必要な人にサービスが行き届くよう取り組むとともに、サービスの質の向上に取り組みます。

▶能代市の取組

施策の方向性	施策・事業	担 当
高齢、介護、障がい、子育て等の各福祉分野のそれぞれの計画に基づき、市の関係部署や機関、団体等と連携し、必要な福祉サービスを計画的に提供します。 ※能代市の福祉関係の主な部門計画 (令和2年4月1日現在) ○能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画 ○第2次能代市障がい者計画 ○第5期能代市障がい福祉計画 ○第2期能代市子ども・子育て支援事業計画 (37 頁参照)	○各福祉分野の部門別計画に沿ったサービスの提供 ○多様な実施主体による福祉サービスの提供	福祉課 長寿いきがい課 子育て支援課
福祉サービスがより効果的に提供されるよう、保健、医療の関係機関等との連携を図ります。 ※能代市の保健関係の主な部門計画 (令和2年4月1日現在) ○第2期のしろ健康21計画 (38 頁参照)	○保健・医療・福祉の関係機関等の連携 [主な連携施策] ・高齢者の包括的な相談、支援体制の構築に向けた取組 ・高齢者の生活習慣病予防などの健康づくりに向けた関係機関等との連携による事業展開 ・サーベイランス情報や感染症等疾病予防に関する情報提供 ・病児・病後児保育事業、乳児家庭全戸訪問事業の実施 ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムへの取組 ・障がい児支援の提供体制の整備に向けた取組等	福祉課 長寿いきがい課 子育て支援課 健康づくり課 学校教育課
広報のしろや市のホームページ、窓口設置のサービス紹介パンフレット等を活用し、地域住民や事業者に対し、福祉サービス、保健、医療等の情報をわかりやすく周知します。	○福祉サービスの情報提供の充実 ○多様な実施主体による福祉サービスの提供	福祉課 長寿いきがい課 子育て支援課 健康づくり課

○能代市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

この計画は、計画全体に関わる基本的な目標として「人間性の尊重」を掲げるとともに、活力ある高齢社会の実現、在宅生活の総合支援、入所施設の整備、地域支援体制の整備の4つの個別目標を掲げています。

高齢者福祉計画においては、高齢者の積極的な社会参加及び自立生活の支援を大きな施策として進めるとともに、介護保険事業計画では、介護予防等の推進をはじめとして、在宅介護サービスと施設介護サービスのそれぞれの基盤整備と質的向上を図ることとしています。また、地域の高齢者やその家族を地域全体で支える体制を整えるため、地域包括ケアシステム構築の取組を推進することとしています。

○第2次能代市障がい者計画

この計画は、障害者基本法の規定に基づき、本市における障がい者の状況等を踏まえた障がい者のための施策に関する基本的な計画です。基本目標である「ともに生きるよろこびのあるまち能代」の実現に向け、次の4項目を施策の基本的方向として施策展開を図ります。

- (1) 相互理解の促進
- (2) 地域生活の支援体制の充実
- (3) 自立と社会参加の促進
- (4) 安全・安心、快適なまちづくり

○第5期能代市障がい福祉計画

この計画は、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して施策の展開を図っています。

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

○第2期能代市子ども・子育て支援事業計画

この計画は、子どもの視点にたった施策、子育て家庭の視点にたった施策、地域での子育て支援、妊娠・出産期からの切れ目のない施策を基本的な考え方とし、次の施策を展開していくこととしています。

- ① 地域における子育ての支援
- ② 子どもの健やかな育ちに対する支援
- ③ 妊娠・出産期からの切れ目のない保健対策
- ④ 職業生活と家庭生活との両立の推進
- ⑤ 保護を要する子どもへの対応などの取組の推進

○第2期のしろ健康21計画

この計画は、市民の健康寿命を延伸し、市民一人ひとりが生活の質を高め、心豊かに暮らすことを基本目標にするとともに、次の3つの基本方針に基づき、具体的な行動に結び付く実効性・継続性のある施策を「連携」を共通基盤として総合的かつ計画的に推進しようとするものです。

- ① 健康寿命の延伸・健康格差の縮小につながる要因の把握と環境の整備
- ② 生活習慣病の発症予防と重症化予防
- ③ 子どもから高齢者までのライフステージごとの課題に対応した健康づくりの推進

※ 健康寿命：病気で寝たきりになったり介護を受けたりせず、生活に支障なく健康に暮らせる期間の平均

※ 健康格差：地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差

▶能代市社会福祉協議会の取組

施策・事業	内 容				
居宅介護支援事業の実施	利用者（要介護者等）が安心して日常生活を営むため必要な介護サービスを適切に利用できるよう支援する居宅サービス（ケアプラン）を作成し、利用者や家族のニーズに合ったきめ細かなサービス提供を行います。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
訪問介護事業の実施	利用者が、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助、その他全般にわたる援助を行います。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
通所介護事業の実施	利用者（要介護者等）の孤立感の解消や心身機能の維持、家族の介護負担の軽減を目的に、入浴、食事、レクリエーション、機能訓練、相談等のサービスを提供します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
外出支援サービス事業の実施	公共の交通機関を利用することが困難な在宅の寝たきり高齢者や肢体の不自由な人を、リフト付き車いす装着ワゴン（移送車）により医療機関などへ送迎します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→

施策・事業	内 容				
生活支援ハウス運営事業の実施	概ね65歳以上のひとり暮らし及び夫婦のみの世帯で、高齢等のため在宅で生活することに不安がある人へ住まいを提供し、安心して健康で明るい生活を送れるよう支援します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
ほっと・あったかサービス事業の実施	病気やけが、出産育児など、一時的に日常生活を営むことに支障をきたし、援助を必要とする高齢者、障がい者のいる世帯、ひとり親世帯及び育児中の世帯などにボランティア等を派遣し、家事などを支援します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
生活福祉資金貸付事業の実施	低所得世帯・障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を目指すことを目的として支援するとともに、その自立に向け支援します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
たすけあい資金貸付事業の実施	低所得者等に対して、生活費等のつなぎ資金を融資し、その自立を支援します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
ホームページの運営	最新の各種事業や福祉サービスの情報を提供することにより社協活動をより多くの市民に理解してもらうため、随時更新を行い、見やすく、わかりやすく、使いやすいホームページになるよう利便性の向上に努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
社協だよりの発行	社協活動をより多くの市民に深く理解してもらうために広報紙を発行し、活動の報告や情報の発信をします。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→

▶市民や地域に期待される取組（地域住民・地域団体）（地域住民・地域団体）

- 市広報や社協広報、ホームページ等の福祉サービスに関する情報に関心を持ち、正しい知識を持つよう、また、相談窓口に関心を持つよう努めます。
- 使いやすい福祉サービスが適切に提供されるよう、意見や提言を行います。
- 高齢者、障がいのある人、子どもなどの抱える日常生活上の課題を地域で支える仕組みづくりについて考えます。

▶団体等に期待される取組（福祉団体・ボランティア・事業者）

- 地域団体や福祉事業者等が連携し、活動成果の共有を図り、ともに地域福祉の推進組織として福祉活動への取組に努めます。
- 福祉事業者等は、行政や関係機関等と連携し、必要な福祉サービスが適切に提供されるよう努めます。

▶「基本施策2 利用しやすい福祉サービスの提供」の主な目標指標

指 標	基準値	5年後の目標値 (令和4年度)	目標値設定の 考え方
地域包括支援センター相談件数	4,336 件 (H28 年度)	6,500 件	基準値の5割程度の増加を目指す
高齢者人口に対する自立高齢者率	79.1% (H29 年度)	80.0%	前計画の目標値を目指す
市の障がい者計画に基づき入所施設から地域生活へ移行する人数(H18年度からの累計)	30 人 (H28 年度)	42 人	年2人以上を目指す
事業所における障がい者雇用率(能代山本)	2.46% (H28 年度)	2.7%	前計画の目標値を目指す
子どもを生み育てやすいと思う市民の割合(市民意識調査)	27.4% (H29 年度)	40.0%	10年後に50%を目指す
子育てを地域で支え合う雰囲気があると思う市民の割合(市民意識調査)	26.2% (H29 年度)	35.0%	前計画の目標値を目指す
子どもが地区でのびのびと育っていると思う市民の割合(市民意識調査)	50.2% (H29 年度)	60.0%	前計画の目標値を目指す
自殺死亡率(人口10万人対) (再掲)	33.0 (H27 年)	県平均以下	前計画の目標値を目指す
からだが健康だと思う市民の割合 (市民意識調査)	61.6% (H29 年度)	70.0%	前計画の目標値を目指す

※この指標は、第2次能代市総合計画から引用しています。同計画は平成30年度から令和4年度までの計画であり、5年後の目標値は令和4年度の目標値です。また、「目標値設定の考え方」欄の「前計画」とは前の総合計画を指します。

●基本施策3 安全、安心の地域づくりの推進

○基本施策3－① 地域での安心のある生活の推進

【現況と課題】

高齢化の進行等により、認知症高齢者等が増えつつありますが、こうした支援を要する人が、地域で安心して暮らしていくためには、成年後見制度等の活用も必要であり、その活用件数も増える傾向にあります。

また、安定した生活には、経済的な基盤をしっかりとし社会的自立をしていくことが必要です。市では、雇用の確保を目的に様々な施策を展開しており、一定の効果をあげていますが、地方の低迷する景気動向や有効求人倍率は高いものの希望する職種がないなどのミスマッチにより、なかなか収入の増加につながらない場合も見受けられます。

アンケート調査では、市の福祉施策の取組について、重要度と満足度を対比したところ、権利擁護の充実（成年後見制度の活用、虐待の防止、差別の禁止）、就労への支援、社会的自立への支援については、一定の重要度はありますが、満足度は低くなっていることから、その向上に向けた取組が必要と考えられます。

民生委員・児童委員アンケートでは、担当地区で増えてきた課題として、認知症高齢者に関することが、ひとり暮らし高齢者、高齢者の介護について多く、この1年間に関わった事例としても2番目に多い状況です。また、高齢者に関することの次に多い課題が生活困窮に関することであり、関わった事例でも生活費等の相談が高い割合になっています。

社会情勢等が変化しつつある中で、地域での安心のある生活を送るためには、成年後見制度等の利用促進や体制整備及び生活困窮者等への支援は重要な課題と考えられます。

【基本施策の考え方】

- 認知症高齢者等の地域での安心な暮らしに向けて、成年後見制度等の利用促進と権利擁護の体制整備に取り組みます。
- 生活困窮者等が社会的に自立した生活ができるよう、関係機関、団体等との連携により、必要な支援を包括的に行います。

▶能代市の取組

施策の方向性	施策・事業	担 当
認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が、地域で安心して暮らせるよう、成年後見制度等、権利擁護制度の周知や利用を図るとともに、権利擁護の体制整備に取り組みます。	○能代市成年後見制度利用支援事業 ○権利擁護体制整備の推進	福祉課 長寿いきがい課
生活困窮者等が、社会的に自立し安心して暮らしていけるよう、各機関、団体等と連携し必要な支援を包括的にを行います。	○生活困窮者自立相談支援事業等	福祉課
能代市子どもの未来応援計画（子どもの貧困対策の推進）に基づき、各機関、団体等と連携し、子どもの貧困対策に取り組みます。 （再掲）	○子どもの貧困対策の推進	子育て支援課

▶能代市社会福祉協議会の取組

施策・事業	内 容				
日常生活自立支援事業の推進（福祉サービス利用援助事業）	判断能力に不安のある高齢者や知的障がい者、精神障がい者等が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
法人後見事業の推進	判断能力が不十分な人の財産管理や契約等の法律行為を行い、住み慣れたまちで安心して暮らせるように成年後見制度に基づく法人後見事業により支援します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
権利擁護体制づくりへの取組 （再掲）	判断能力が不十分な人の財産管理や契約等の法律行為を行い、住み慣れたまちで安心して暮らせるように権利擁護体制づくりに努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
権利擁護事業の研修会等の開催	市民や地域の福祉関係者に研修する機会を提供し、知っておくべき権利擁護や成年後見制度等の理解の促進、活用の拡大に努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→

施策・事業	内 容				
生活困窮者自立相談支援事業の実施	仕事や病気、借金など様々な理由で経済的に困窮している人からの相談を受け、各関係機関と連携しながら、ともに考え自立に向け支援します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
制服リユース事業の実施	市内中学校・高等学校の不用になった制服の提供を受け、対象者に無償で提供することで、子育て世代で生活に困窮している世帯等を支援します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
フードバンク事業の実施	民間事業者等からの食料品などの寄付を受け、生活困窮者等に無償で提供し、ともに考えながら自立に向け支援します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
生活福祉資金貸付事業の実施 (再掲)	低所得世帯・障がい者世帯または高齢者世帯に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、安定した生活を目指すことを目的として支援するとともに、その自立に向け支援します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
たすけあい資金貸付事業の実施 (再掲)	低所得者等に対して、生活費等のつなぎ資金を融資し、その自立を支援します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→

▶市民や地域に期待される取組（地域住民・地域団体）

- 子どもや障がいのある人、高齢者への虐待に気づいたら相談窓口へ連絡し、情報提供に努めます。
- 市や社協等から提供される権利擁護についての情報に関心を持ち、正しい知識を持つように努めます。
- 自ら“困っている”ことを発信しにくい人が、心配な状況にあることに気づいたら、民生委員・児童委員をはじめ、市や社協等の相談窓口につなげていくよう努めます。
- 市広報や社協広報、ホームページ等の福祉サービスに関する情報に関心を持ち、正しい知識を持つよう、また、相談窓口に関心を持つよう努めます。
- 地域の中で、支援が必要な家庭を把握したら、民生委員・児童委員をはじめ、市や社協につなげるよう努めます。
- 生活困窮や法制度等への理解を深め、支援が必要な人への情報提供に努めます。

▶団体等に期待される取組（福祉団体・ボランティア・事業者）

- 福祉サービスの利用に関する情報の収集や相談窓口を把握し、深刻な状態につながる兆候のある人に気がついた場合、相談窓口へ連絡するよう努めます。
- 介護・虐待・成年後見制度等専門的な知識を地域で研修する機会をつくります。
- 民生委員・児童委員などの地域の関係者や関係機関と連携し、自ら「声を出せない人」の情報が入る体制構築に取り組みます。
- 就労の機会づくり等、就労支援に協力し、働きやすい環境づくりに努めます。
- 支援が必要と思われる人の状況に応じ、必要な機関へつなげ、自立支援に努めます。
- 身近に様々な課題を抱えた人がいた場合、積極的な見守りや早期に関係機関等へ相談します。

○基本施策３－② 災害時や緊急時の支え合い、助け合いの推進

【現況と課題】

近年、多発傾向にある集中豪雨による河川の増水・氾濫、土砂崩れ等、自然災害への対応や、大規模地震発生への備えとして、防災に対する意識が高まっています。

市では、能代市地域防災計画に基づき、各種対策を講じていますが、その中で、高齢者、子ども、乳幼児、妊産婦、障がい者（児）等の要配慮者や避難行動要支援者の安全の確保について、地域住民、自主防災組織及び福祉ボランティア団体等の協力のもとに、要配慮者や避難行動要支援者の平常時における実態を把握し、災害時における情報の収集伝達及び避難誘導等、支援体制の確立に向けて取り組んでいます。

アンケート調査では、防災対策推進のために重要なこととして、日頃の近所づきあい・声かけがもっとも多くなっていますが、子ども、高齢者、障がい者などの援護が必要な人への救護体制も備蓄品の充実について高い数値となっています。また、近所の人のために手助けできると思うこととして、災害時については、約２割の人が手助け（誘導など）できるとしており、逆に手伝ってほしいこととしての回答もほぼ同じ数値でした。災害発生時にはまず近所の助け合いが求められているものと考えられます。

地域の防災は、行政、社協、関係機関等の対応だけではなく、平常時はもちろん、災害時には、それぞれの地域での助け合いが何よりも重要です。まず、自助があり、共助があります。そうした環境づくり、意識づくりを平常時から進めていく必要があります。

いつ発生するか予想がつかない自然災害に対応するためには、自主防災組織の設立促進や強化を図ること、平常時から災害時に配慮、支援を必要とする人の把握や情報共有を図ることが求められます。

【基本施策の考え方】

- 能代市地域防災計画や能代市災害時要援護者避難支援プランに基づき、自主防災組織の設立の促進、防災訓練や避難訓練の実施、避難支援体制の構築、災害時に配慮、支援を必要とする人の把握や情報共有に努めます。
- 災害時や緊急時に地域住民が互いに支え合い、助け合って対応できる体制を、市や社協が市民・団体等と連携しながら強化するとともに、市民・団体等への共助の意識づけを図ります。

▶能代市の取組

施策の方向性	施策・事業	担 当
災害発生時において避難行動要支援者等の適切な避難支援や安否確認等を行うため、個人情報に留意しながら対象者の把握と関係者との情報共有に努めます。	○能代市災害時要援護者避難支援プランに基づく施策の実施 ○能代市地域防災計画に基づく対策の実施	長寿いきがい課 福祉課 総務課
災害発生時における安否確認、避難支援体制の構築、避難後の生活への配慮や福祉避難所の指定等、要配慮者や避難行動要支援者に配慮した防災対策を推進します。	○能代市地域防災計画に基づく対策の実施 ○能代市災害時要援護者支援プランに基づく施策の実施	長寿いきがい課 福祉課 総務課
災害発生時に重要となる共助の体制づくり推進のため、自治会・町内会を基本として自主防災組織の設立を促進するとともに、災害時に市民が速やかに対応できるよう、防災訓練や避難訓練の実施やその支援を行います。 ※女性、高齢者、障がい者等の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災組織及びその活動における女性等多様な主体の参画を促進するよう努めます。	○地域防災力向上事業(自主防災組織の設立促進と活動支援 / 防災士の養成 / 避難訓練の支援)	総務課

▶能代市社会福祉協議会の取組

施策・事業	内 容				
災害ボランティアセンターの運営 訓練の実施	被災時の災害ボランティアセンターの運営に備え、設置マニュアルに基づき、災害ボランティアセンターの立ち上げ訓練を行います。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
災害ボランティアの育成	地域住民の安全・安心につながる活動となるよう災害時に対応できるボランティアの育成に努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
地域のネットワークづくりに向けた防災の講習会の実施	市民や団体などに対して、県社協などと連携して災害に関する研修を行い、防災・減災への意識の高揚を図ります。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
職員研修の実施	被災時の災害ボランティアセンターの運営に備え、設置マニュアルに基づき、職員が適切な指示、行動ができれば研修を行います。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
避難行動要支援者避難支援訓練事業	災害時における避難行動要支援者の避難支援体制を地域住民とともに考え、いざというときの支え合う体制を確認するとともに、日頃から見守りなど地域で支える仕組みづくりに努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
災害時における福祉施設等と近隣自治会等との協力体制の強化	災害時において、近隣自治会等の協力が得られるよう、平常時から避難支援体制の強化に努めるとともに、互いに支え合う体制を確認しあい、地域で協力しあう仕組みづくりに努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
災害見舞金支給事業の実施	火災や天災等による罹災者世帯に対し見舞金を支給します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→

▶**市民や地域に期待される取組**（地域住民・地域団体）

- 地域住民の多くの参加を求めながら地域での防災訓練を定期的に行うほか、防災の出前講座等への積極的な参加等により、防災意識の高揚や災害時の行動の確認に努めます。
- 防災士の講習を受けるなど、地域の防災力を高めるよう努めます。
- 日頃から隣近所と親睦を深め、災害時に支援が必要な人を把握し、いざというときに助け合いができる関係づくりに努めます。
- 災害時に支援が必要な人に対し避難行動要支援者名簿に登録するよう呼びかけます。
- 自治会・町内会などにおいて、個人情報の保護についての理解を深めるよう努めます。

▶**団体等に期待される取組**（福祉団体・ボランティア・事業者）

- 消防団活動に対し理解を深め、協力するよう努めます。
- 災害時避難行動要支援者名簿をもとに、日頃から見守り等に努めます。
- 日頃から話し合いを行い、定期的に地震、津波を想定した避難訓練を実施するよう努めます。
- 各団体で把握している支援が必要な世帯や個人について、団体内において緊急の対応を徹底し、支援の漏れがないように努めます。
- 防災マップや見守りマップなどを地域住民で作成し、日頃から災害時に支援を要する人を地域ぐるみで見守ります。
- 災害時に備え、個人情報の開示の同意が自助につながることなど、個人情報の適切な対応について取り組みます。
- 災害時には、自治会・町内会、自主防災組織、民生委員・児童委員のほか、事業者等も含め地域ぐるみで要支援者の支援に努めます。

○基本施策３－③ 生活関連分野の環境整備の充実

【現況と課題】

市民誰もが、住み慣れた地域で安全・安心に暮らし、様々な日常の活動を行っていただけるよう、生活環境の整備が必要であり、外出の際の移動手段の確保や見守りが必要な高齢者等の安否確認、冬季の降雪への対応等、ソフト、ハード問わず、様々な整備が求められます。

近年は、国、県、市の公共施設等はバリアフリーの視点での整備が進んできているほか、移動手段の確保に向けた支援策や公共交通の利便性の向上が図られるなど、高齢者等の移動や施設等の利用の利便性はあがってきています。また、見守りが必要な人についても、一定の頻度での訪問や電話による安否確認が行われています。

アンケート調査では、公助における重要なこととして、都市基盤やサービス提供基盤の充実があげられているほか、市の福祉施策の取組について、重要度と満足度を対比したところ、道路・公共施設等のバリアフリー化の推進については、一定の重要度はありますが満足度は低くなっています。

民生委員・児童委員アンケートでは、今後地域として対応すべき課題として、ひとり暮らし高齢者の孤独死やひきこもりを防止する声かけ、見守り活動が重要という意見がもっとも多くなっています。また、福祉団体アンケートでも、地域の中で特に支援が必要と思われる人として、ひとり暮らし高齢者があげられています。

市や社協では、地域での生活の維持、安全・安心の確保、利便性の確保等に向けて様々な取り組んでいます。アンケート調査等を踏まえ、よりニーズにこたえることができるような取組が必要なほか、福祉に関することも含めて地域の人々による地域づくりに対する支援も必要と考えられます。

【基本施策の考え方】

- 支援を必要とする人だけでなく、様々な状況にある市民が地域でより利便性の高い生活を送ることができるよう、必要な施策の充実に努めます。
- 高齢者等の外出支援や安否確認、降雪による支障への対応など、地域での生活サポートに取り組みます。

▶能代市の取組

施策の方向性	施策・事業	担 当
高齢者や運転免許証返納者の移動手段を確保し、安心して豊かな生活を確保するため、それぞれの地域の特性に応じた方法で公共交通の充実を図ります。	○公共交通の利便性の向上 (巡回バス・コミュニティバス・デマンド型タクシーの運行/既存バス路線網の維持)	商工港湾課
外国籍の人が地域でともに暮らしていけるよう日本語の習得を支援します。	○日本語講座	市民活力推進課
高齢者の外出を支援するとともに、交流人口増加による市街地のにぎわい創出にもつながるよう取り組みます。	○元気・交流200円バス事業	長寿いきがい課
高齢者や障がい者等の冬期間の降雪による支障や不安解消の軽減に取り組みます。	○高齢世帯雪下ろし事業 ○障がい者除雪券交付 / 雪下ろし費用助成事業 ○自治会等小規模雪捨て場事業	長寿いきがい課 福祉課 総合政策課
高齢者、障がい者等の在宅生活や外出のための各種支援を行うとともに、その充実を図ります。	○地域支え合い高齢者見守り事業 ○高齢者住宅改修助成事業 ○緊急通報装置・ふれあい安心電話事業 ○高齢者外出支援サービス事業 ○障がい者移動支援事業 ○ヘルプマーク等の普及啓発 ○日常生活用具給付等事業 (住宅改修費等)	長寿いきがい課 福祉課
公共施設を中心に、バリアフリー推進のため必要な整備にあたりるとともに、ユニバーサルデザインの視点も取り入れて対応します。	○公共施設等のバリアフリー化の推進	福祉課 関係各課

施策の方向性	施策・事業	担 当
防犯指導隊や防犯協会、警察等との連携により、防犯のための意識啓発や地域での防犯活動の促進を図ります。また、高齢者が被害にあいやすい振り込め詐欺などについて被害防止に努めます。	○防犯のための啓発活動 ○地域ぐるみの防犯活動 ○消費生活相談事業	市民活力推進課 長寿いきがい課
家庭・学校・地域等が連携して、放課後や週末等に子どもたちが安全に活動できる場を確保するなど、子どもの健全な育成を図ります。	○放課後児童クラブ ○放課後子ども教室 ○地域、団体等による見守り	子育て支援課 学校教育課 生涯学習・スポーツ振興課
住民が主体となり暮らしやすい地域社会の実現を目指すとともに、それぞれの地域の特色を活かした地域づくりが進むよう、まちづくり協議会の設置・運営を支援します。	○まちづくり協議会等補助金	市民活力推進課
自主的にまちづくり活動を行う市民団体の活動を支援するとともに、地域課題の解決に取り組むリーダーの等の育成に努めます。 (再掲)	○市民まちづくり活動支援事業 ○市民活動支援センター事業	市民活力推進課
市民及び地域の安全・安心の確保並びに生活環境の保全のため、空き家の適切な管理を促進するとともに空き家の活用を図ります。	○能代市空家等対策計画に基づく対応 ○空き家バンク事業	総務課 総合政策課 関係各課

▶能代市社会福祉協議会の取組

施策・事業	内 容				
二ツ井総合福祉センターの利便性の向上 (再掲)	二ツ井地域の高齢者福祉、地域福祉の拠点としての機能を活かし、幅広い年齢層を対象とした各種講座、イベントなど啓発事業に取り組みます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
外出支援サービス事業の実施 (再掲)	公共の交通機関を利用することが困難な在宅の寝たきり高齢者や肢体の不自由な人を、リフト付き車いす装着ワゴン(移送車)により医療機関などへ送迎します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
ふれあい安心電話事業の実施	見守りが必要なひとり暮らし高齢者等の安否確認のためにボランティアや市民の参加と協力を得て、電話により声かけ訪問をします。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
地域支え合い高齢者等見守り事業の実施	避難行動要支援者を定期的に巡回し、安否の確認と相談に応じながら、要支援者台帳を整備し、関係機関・団体との情報共有と連携を図り、地域ネットワークづくりに努めます。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
高齢者世帯住宅小破修理事業の実施	住み慣れた自宅で安心して暮らすことができるように必要最小限の応急修理費を助成します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
ほっと・あったかサービス事業の実施 (再掲)	病気やけが、出産育児など、一時的に日常生活を営むことに支障をきたし、援助を必要とする高齢者、障がい者のいる世帯、ひとり親世帯及び育児中の世帯などにボランティア等を派遣し、家事などを支援します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→
雪対策支援事業	冬季間に、自力で除雪を行うことが困難な高齢者世帯等の除雪支援を行う個人や団体に対し、小型除雪機や軽トラックを貸し出します。貸し出しの際は燃料費を助成します。				
	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
	実施	→	→	→	→

▶**市民や地域に期待される取組**（地域住民・地域団体）

- 課題を抱えながら「声を出せない人」、「声を出さない人」を把握するためにも、近所同士が顔見知りになり、信頼関係をつくれます。
- 身近に支援の必要な人がいれば、気にかけて積極的な見守りや助け合いを近所同士で行います。
- 異変や問題に気づいた場合は、行政、地域包括支援センター等の専門機関に相談、連絡します。
- 地域の見回りの1つとして、ひとり暮らし高齢者等と日常的に交流したり、児童生徒への声かけ運動などを行います。
- 除排雪が困難な家庭の除排雪に協力するよう努めます。

▶**団体等に期待される取組**（福祉団体・ボランティア・事業者）

- 地域住民の日頃から顔の見える関係づくりや、支援を必要とする人の把握・支援体制づくりをまちぐるみで進めます。
- 地域包括支援センターや民生委員・児童委員等との連携・協力を強化します。
- 高齢世帯等への除雪ボランティア等、除排雪活動に参加するよう努めます。
- 地域の見回りや児童生徒への声かけ運動・見守り活動に努めます。

▶「基本施策3 安全、安心の地域づくりの推進」の主な目標指標

指 標	基準値	5年後の目標値 (令和4年度)	目標値設定の 考え方
災害などもしもの場合に普段から備えることを心がけている市民の割合 (市民意識調査)	39.9% (H29年度)	50.0%	前計画の目標値を目指す
自主防災組織数	5組織 (H29年度)	155組織	年30組織以上の設立を目指す
障がいのある人も社会参加できる環境が整っていると思う市民の割合 (市民意識調査) (再掲)	14.1% (H29年度)	20.0%	前計画の目標値を目指す
公共施設等のバリアフリー化の6項目クリア率	18.3% (H29年度)	22.3%	5年で4%上昇を目指す
地域住民やボランティアによる除排雪の協力体制が整っており、冬も安全に生活ができると感じる市民の割合 (市民意識調査)	42.9% (H29年度)	50.0%	前計画の目標値を目指す
巡回バスの1便平均利用者数	11.0人 (H28年度)	14.0人	総合戦略の目標値を目指す

※この指標は、第2次能代市総合計画から引用しています。同計画は平成30年度から令和4年度までの計画であり、5年後の目標値は令和4年度の目標値です。また、「目標値設定の考え方」欄の「前計画」とは前の総合計画を指します。

第5章 計画の推進

1 計画推進の考え方

- 計画推進にあたっては、地域住民をはじめ、地域、福祉団体、事業者等の参画や協力のもと、市と社協が連携しながら、計画に記載された施策や事業に取り組んでいきます。特に、地域福祉計画と地域福祉活動計画は、福祉の両輪として、それぞれ必要な部分を補完しあいながら、整合性を持った施策・事業の推進が求められることから、緊密な連携を図っていきます。
- 地域福祉に関わる課題や問題は、福祉、保健、医療、教育、市民活動、まちづくり等、多岐にわたり、市の多くの部署が関係することから、それらの課題等について、庁内において共有し解決に向けて連携を図ります。また、制度の狭間や複合的な課題などにも対応できるような、多機関等による包括的な相談支援体制の構築・強化に努めながら計画の推進にあたります。

2 計画の進行管理

- 本計画策定のため、市の関係各課と社協による「能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画策定検討会議」と、市民や学識経験者等からなる「能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会」を設置し、策定を行いました。この策定検討会議及び推進委員会は、計画の進捗状況の評価や進行管理も担うこととなっており、PDCAサイクルによる評価、検証を基本として、進捗状況の確認と進行管理を行います。

3 計画の見直し

- 本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、計画が終了する令和6年度に新たな計画を策定します。
ただし、計画期間中に、地域福祉に関わる大きな状況の変化が生じた場合は、計画の変更または改定を行います。

資料編

1	能代市地域福祉計画推進委員会設置要綱	57
2	能代市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱	59
3	能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会名簿	61
4	計画策定の経過	62
5	能代市の地域福祉を取り巻く現状	64
	（1）人口の推移	64
	（2）高齢者を取り巻く状況	64
	（3）子どもを取り巻く状況	67
	（4）障がい者を取り巻く状況	69
	（5）様々な世帯の状況	70
6	能代市の地域福祉についてのアンケート（概要）	72
	（1）調査の概要	74
	（2）回答者の基本属性	75
	（3）福祉全般について	81
	（4）福祉のまちづくりについて	84
	（5）助け合いやボランティア活動について	86
	（6）防災対策について	93
	（7）本市の福祉施策の取組について	95
	（8）能代市社会福祉協議会について	104

1 能代市地域福祉計画推進委員会設置要綱

○能代市地域福祉計画推進委員会設置要綱

平成31年1月23日

能代市告示第6号

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく能代市地域福祉計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に当たり、市民や学識経験者等の意見を反映させるため、能代市地域福祉計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 計画推進状況の評価及び進行管理に関すること。
- (3) その他総合的な地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は委員15人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 福祉、高齢者、保健、子育て、教育又は防災に関する学識経験のある者
- (2) 地域活動団体関係者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は委嘱の日から2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（謝金）

第7条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払う。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、市民福祉部福祉課において処理する。

（その他）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年1月23日から施行する。

2 能代市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

能代市社会福祉協議会要綱

○能代市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第109条に規定する地域福祉を推進するための地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の策定及び推進に当たり、市民や学識経験者等の意見を反映させるため、能代市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする

- （1）計画の策定及び変更に関すること。
- （2）計画推進状況の評価及び進行管理に関すること。
- （3）その他総合的な地域福祉の推進に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会の委員は15人以内とし、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- （1）福祉、高齢者、保健、子育て、教育又は防災に関する学識経験のある者
- （2）地域活動団体関係者
- （3）その他会長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は委嘱の日から2年以内とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、能代市社会福祉協議会地域福祉課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月23日から施行する。

3 能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会名簿

番号	分 野	氏 名	所 属	備 考
1	関係団体	自治会 能代地区	能代市自治会連合協議会（会長）	能代市防災会議
2		町内会 ニツ井地区	富根地区区長連絡協議会（会長）	
3		民生委員・児童委員（能代）	能代市民児協（理事） 常盤地区民児協	のしろ健康21推進委員会
4		民生委員・児童委員（ニツ井）	ニツ井地区民児協（主任児童委員）	能代市子ども・子育て会議
5		ボランティア連絡協議会	能代市ボランティア連絡協議会	能代市活力ある高齢化推進委員会
6		権利擁護関係者	コスモス成年後見サポートセンター秋田県支部（支部長）	
7	関係会議	能代市地域総合支援協議会	能代市手をつなぐ育成会（会長）	
8		能代市子ども・子育て会議	法人保育所連絡協議会（轟保育園長）	
9		能代市活力ある高齢化推進委員会	県北地区介護支援専門員協会（あかしあケアプランセンター）	
10		能代市防災会議	能代市健康推進員、能代市赤十字奉仕団	
11	関係機関	山本地域振興局	山本福祉事務所	能代市活力ある高齢化推進委員会
12		地域包括支援センター（能代）	本庁地域包括支援センター（JCHO 秋田病院）	
13		地域包括支援センター（ニツ井）	ニツ井地域包括支援センター（ニツ井ふくし会）	
14		指定障害福祉サービス事業所（ねむの木苑）	ねむの木苑（能代ふくし会）	
15		教育関係者	能代市教育研究所（指導主事）	能代市教育委員会・学校教育課

任期は2年以内（平成31年2月12日～令和3年2月11日まで）

4 計画策定の経過

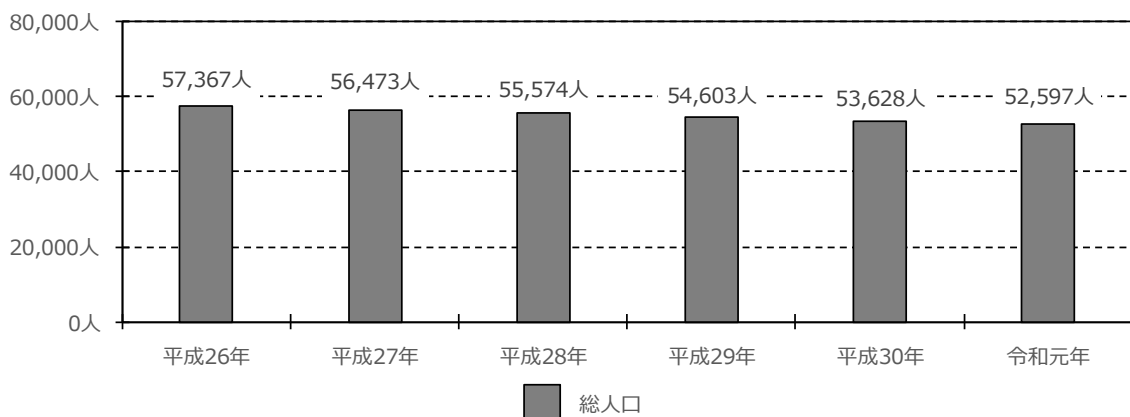
日程	内容
平成 30 年 10 月～11 月	○能代市地域福祉についてのアンケート調査
平成 30 年 12 月 20 日	○能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画策定検討会議開催① ・ 能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画策定について ・ 策定検討会議設置要領、推進委員会設置要綱 ・ 策定スケジュール
平成 31 年 2 月 4 日	○能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画策定検討会議開催② ・ 能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会について
平成 31 年 2 月 12 日	○能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会開催① ・ 委嘱状交付、策定スケジュール、策定の方向等
令和元年 5 月～7 月	○庁内関係課との協議 ○市（事務局）と社会福祉協議会との事務レベルの打ち合わせ
令和元年 8 月 21 日	○能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画策定検討会議開催③ ・ 骨子案（中間案）について ・ 能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会の開催について
令和元年 8 月 29 日	○能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会開催② ・ 骨子案（中間案）について ・ 今後の予定について
令和元年 11 月 13 日	○能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画策定検討会議開催④ ・ 計画素案について ・ 能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会の開催について
令和元年 11 月 27 日	○能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会開催③ ・ 計画素案について ・ 今後の予定について

日程	内容
令和元年 12 月 12 日	○能代市議会文教民生委員会への説明（所管事務の調査） ・計画素案について ・今後の予定について
令和2年1月10日 ～2月10日	○計画素案のパブリックコメントの実施
令和2年2月14日	○能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画策定検討会議開催⑤ ・計画案について ・能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会の開催について
令和2年2月21日	○能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画推進委員会開催④
令和2年3月17日	○能代市議会文教民生委員会への説明（所管事務の調査） ・計画案について
令和2年3月	○能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画策定

5 能代市の地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口の推移

1) 人口の推移

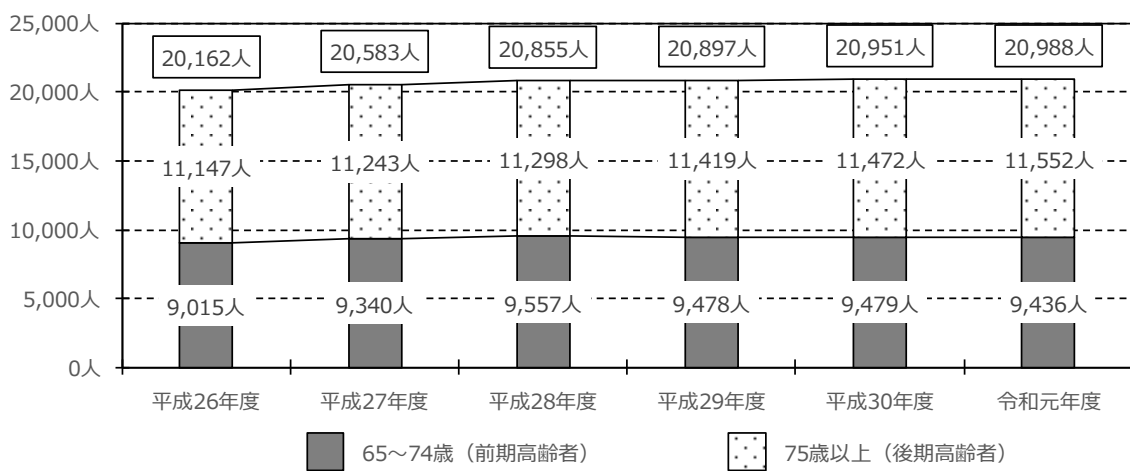


各年7月1日現在、住民基本台帳

総人口は減少傾向にあり、平成26年から4,770人減少し、令和元年には52,597人となっています。

(2) 高齢者を取り巻く状況

1) 高齢者数の推移

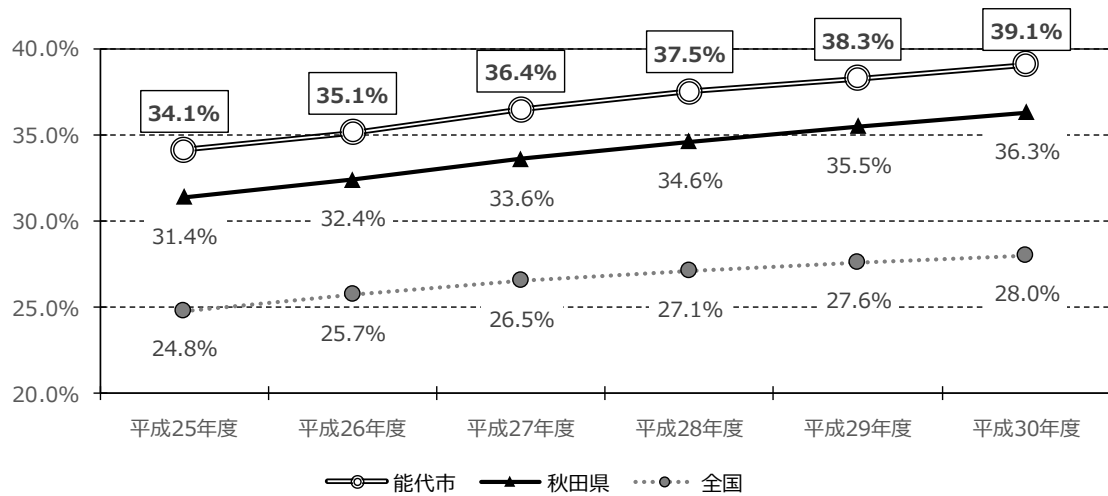


7月1日現在、住民基本台帳

平成26年度以降、高齢者数は増加傾向にあり、令和元年度には20,988人と、平成26年度に比べて826人の増加となっています。

「65～74歳（前期高齢者）」、「75歳以上（後期高齢者）」ともに増加傾向にあり、各年度とも「75歳以上（後期高齢者）」の方が多くなっています。

2) 高齢化率の推移

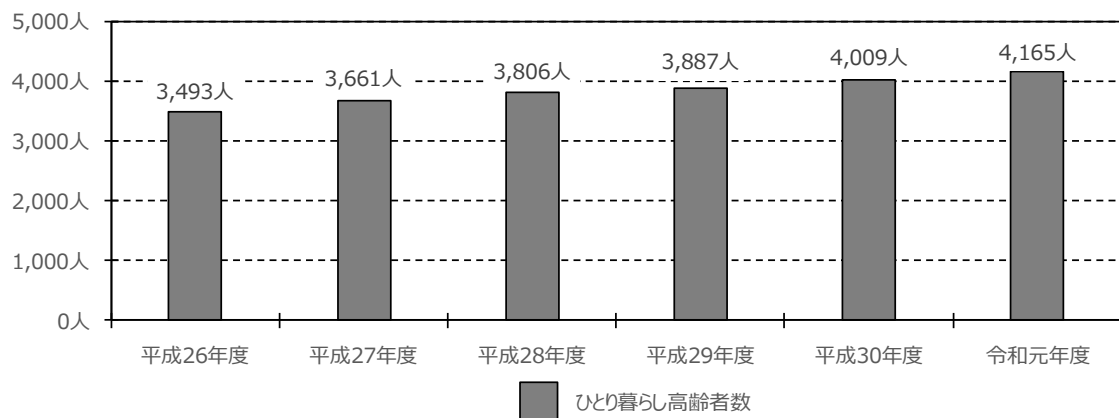


7月1日現在、住民基本台帳
 全国の数値は、7月1日現在の総務省発表の人口推計による
 秋田県の数値は、7月1日現在の秋田県長寿社会課調による

高齢化率は上昇傾向にあり、平成30年度には39.1%となっています。

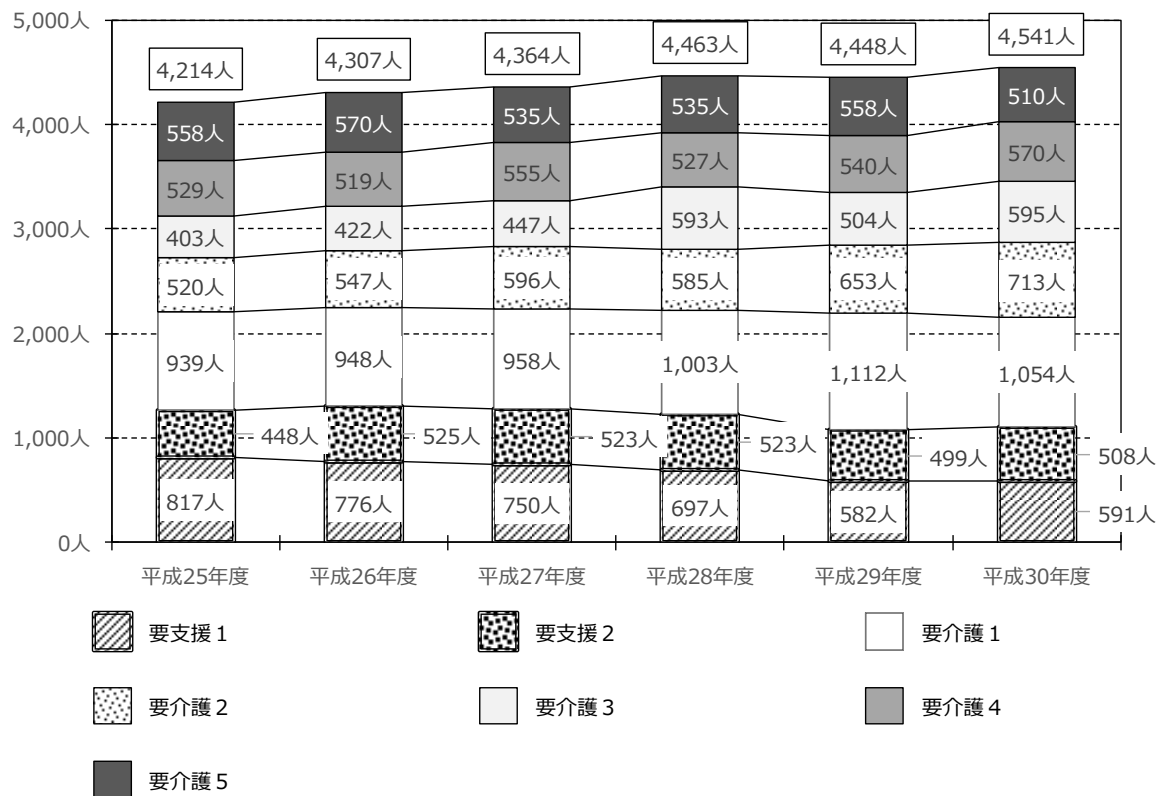
平成30年度まで、本市の高齢化率は秋田県や全国の水準よりも高い割合で推移しています。

3) ひとり暮らし高齢者数の推移



7月1日現在、住民基本台帳
 ひとり暮らし高齢者数は年々増加しており、平成30年度には4千人を超え、令和元年度には4,165人となっています。

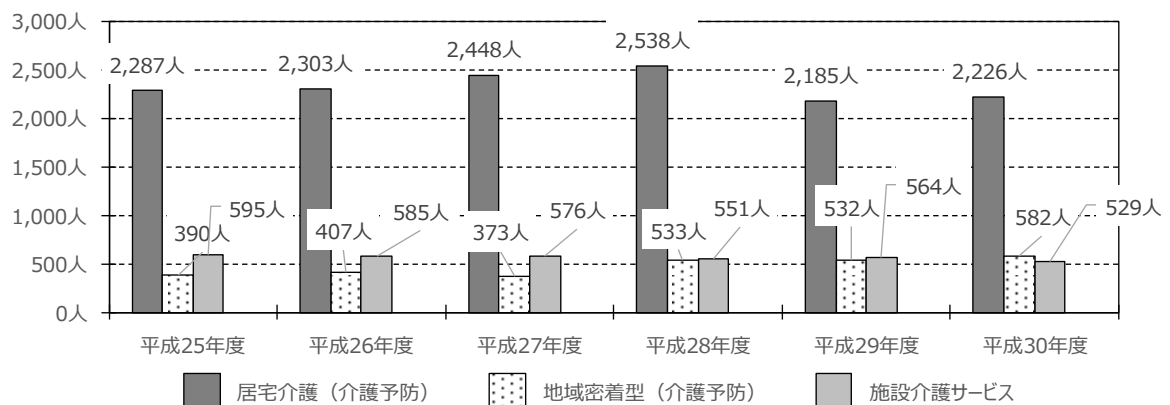
4) 要介護（要支援）認定者の推移



介護保険事業報告（3月分）

要介護（要支援）認定者の推移は上記のとおりとなっており、認定者数の総数はやや増加傾向にあるものの、要介護4、要介護5の人数に大きな変化はなく、認定者数の全体に占める要介護4・5の割合はやや低くなっています。

5) 介護保険サービス受給者数の推移

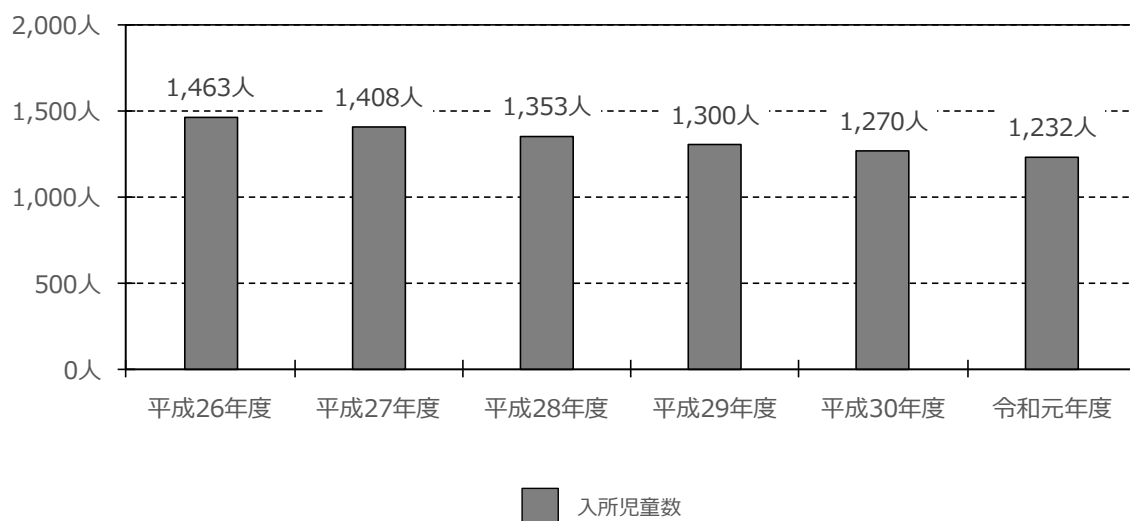


介護保険事業報告（3月分）

介護保険サービス受給者数についてみると、サービスの中では「居宅介護（介護予防）」の利用者が突出して多くなっています。

(3) 子どもを取り巻く状況

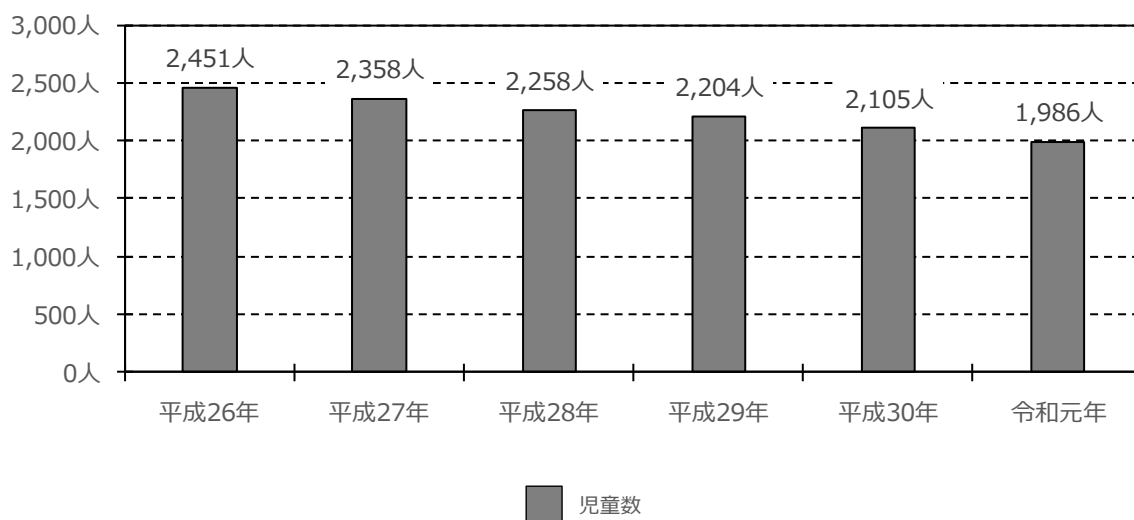
1) 保育所・幼稚園・認定こども園の概況



各年度4月1日現在、能代市福祉概要

保育所・幼稚園・認定こども園をあわせた入所児童数は減少傾向にあり、令和元年度は1,232人と、平成26年度に比べ231人の減少となっています。

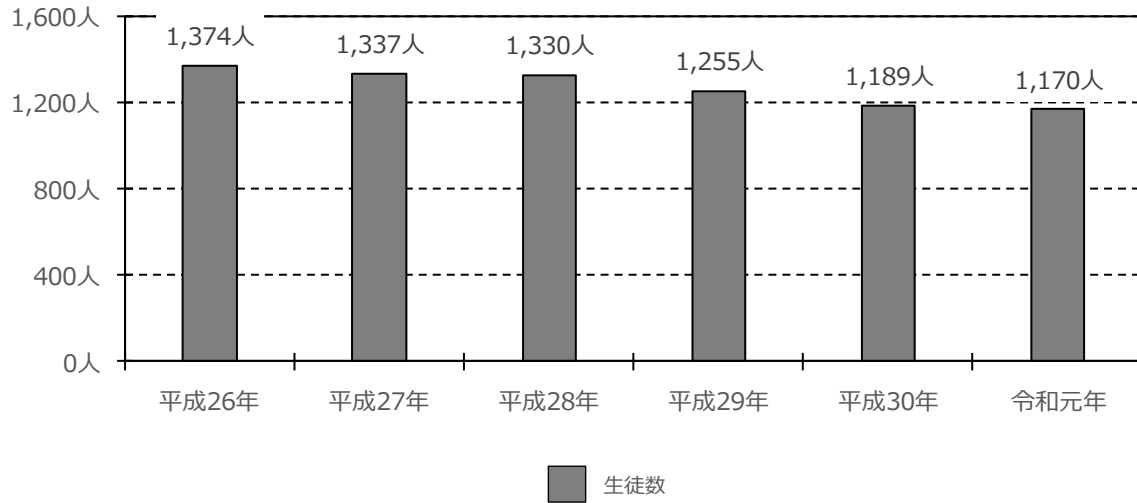
2) 小学校の概況



各年5月1日現在、学校教育課

小学校の児童数は減少傾向にあり、令和元年には平成26年に比べ465人減少して1,986人と、2千人を下回る水準となっています。

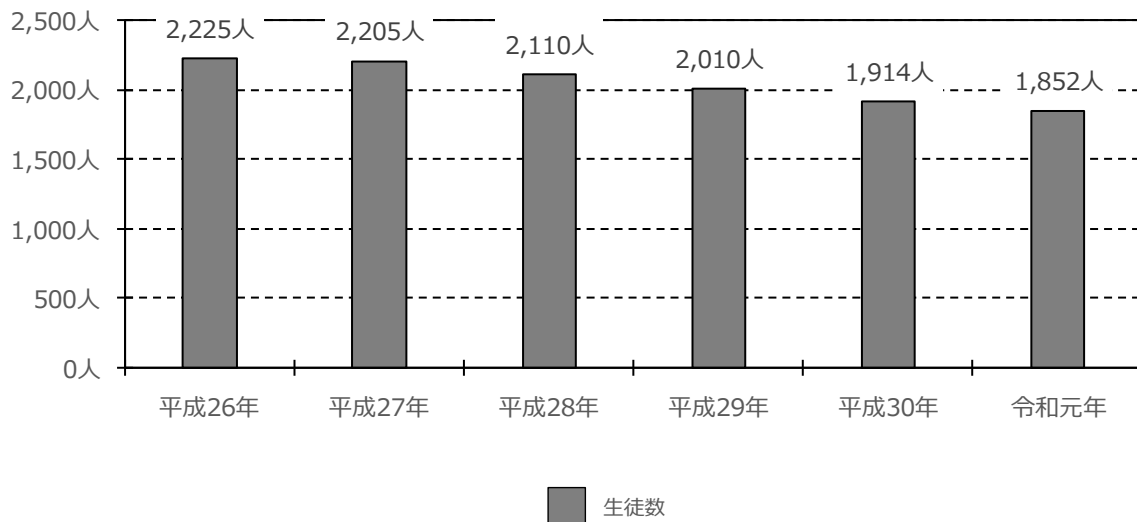
3) 中学校の概況



各年5月1日現在、学校教育課

中学校の生徒数は減少傾向にあり、令和元年には 1,170 人と、平成 26 年に比べ 204 人の減少となっています。

4) 高等学校の概況

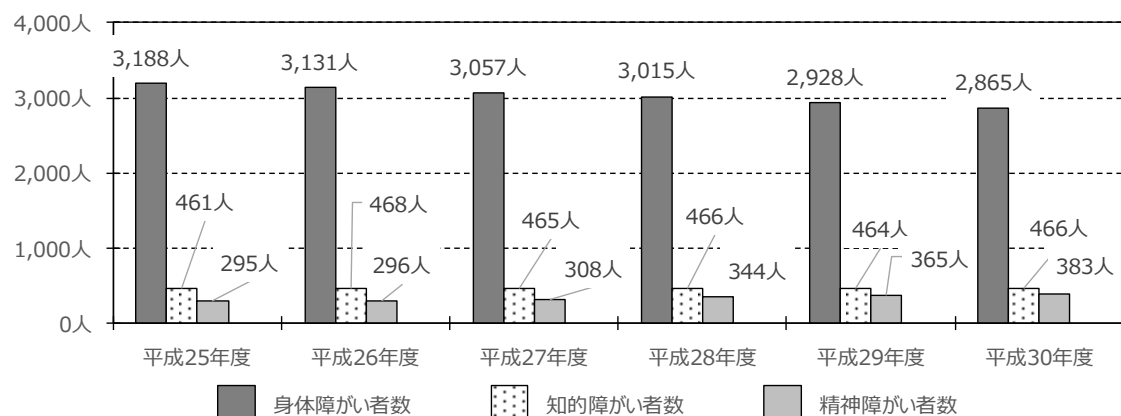


各年5月1日現在、市内各高等学校

高等学校の生徒数は減少傾向にあり、平成 30 年には 2 千人を下回り、令和元年には平成 26 年に比べて 373 人減少し 1,852 人となっています。

(4) 障がい者を取り巻く状況

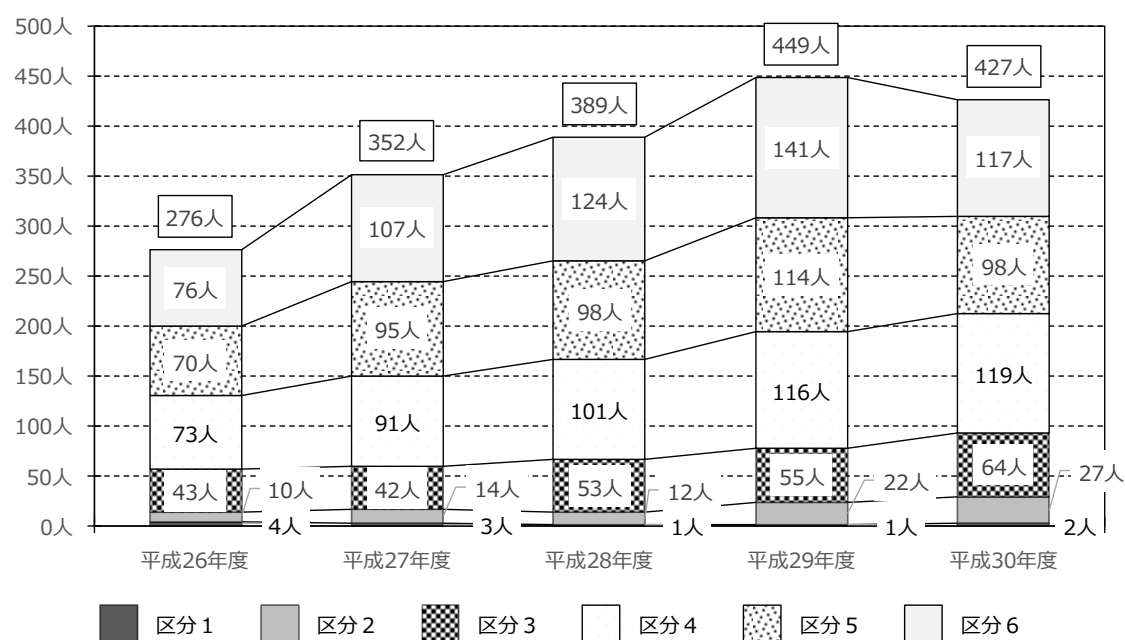
1) 各種障がい者数の推移



各年度末現在、能代市福祉概要

知的障がい、精神障がいに比べると身体障がい者の数が特に多く、各年度3千人前後で推移しています。身体障がい者数はやや減少傾向にあり、平成30年度には2,865人と、平成25年度に比べて323人の減少となっています。知的障がい者数は460人台でほぼ一定数で推移しており、平成30年度には466人となっています。精神障がい者数はやや増加傾向にあり、平成30年度には383人と、平成25年度に比べて88人の増加となっています。

2) 障害支援区分の認定状況



各年度末現在、能代市福祉概要

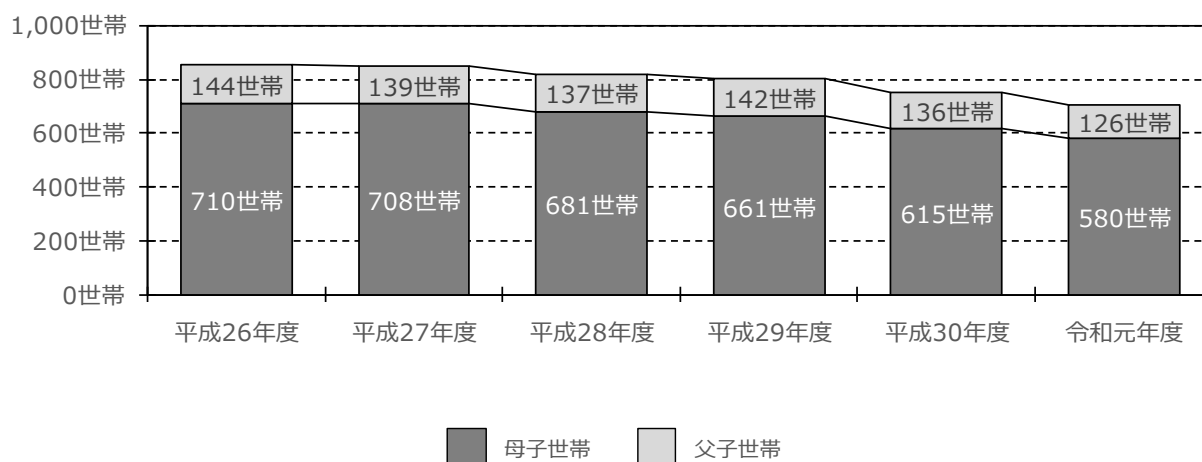
障害支援区分認定者数は増加傾向にあり、平成29年度には449人となっていました。平成30年度にはやや減少して427人となっています。

各年度、「区分1」、「区分2」は少なく、区分4～6の人数が多くなっています。

(5) 様々な世帯の状況

1) ひとり親世帯の推移

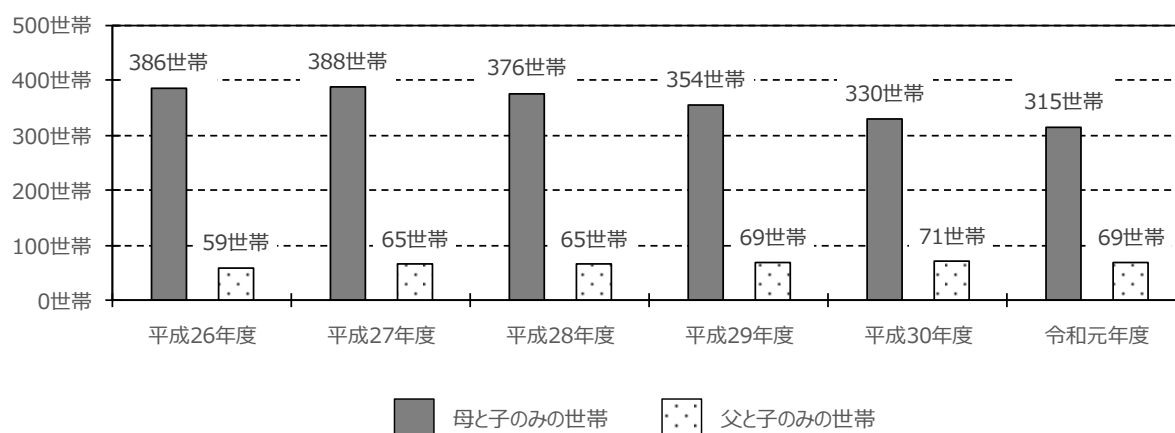
<母子・父子世帯の推移>



各年度8月1日現在、能代市福祉概要

父子世帯は平成26年度以降概ね減少傾向にあり、令和元年度には126世帯と、平成26年度に比べて18世帯の減少となっています。母子世帯も減少傾向にあり、令和元年度は580世帯と、平成26年度に比べて130世帯の減少となっています。

<母子・父子のみの世帯の推移>

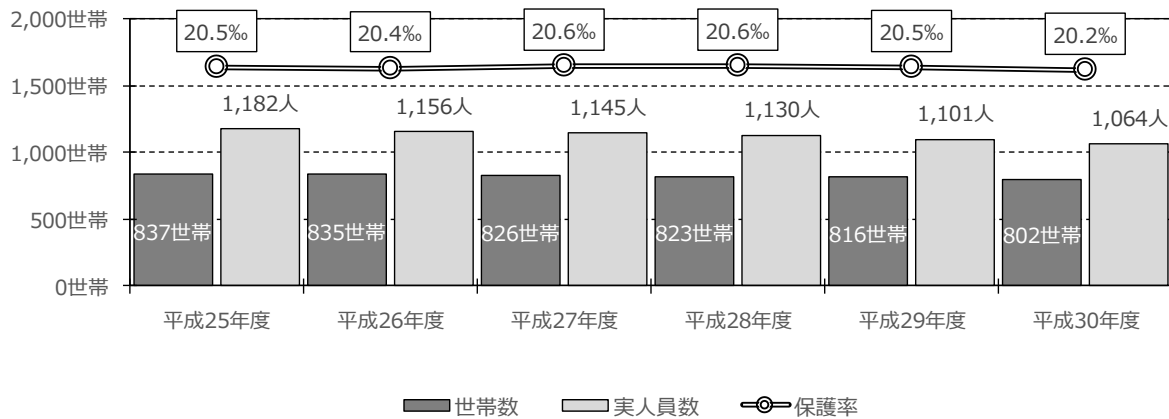


各年度8月1日現在、能代市福祉概要

母子のみ、父子のみ世帯の推移をみると、母と子のみ世帯は平成27年度にかけて増加していましたが、以降はやや減少し、令和元年度は315世帯となっています。父と子のみ世帯は年度によるばらつきはあるものの、やや増加傾向にあり、平成30年度には71世帯、令和元年度には69世帯と70世帯前後の水準で推移しています。

2) 生活保護世帯の推移

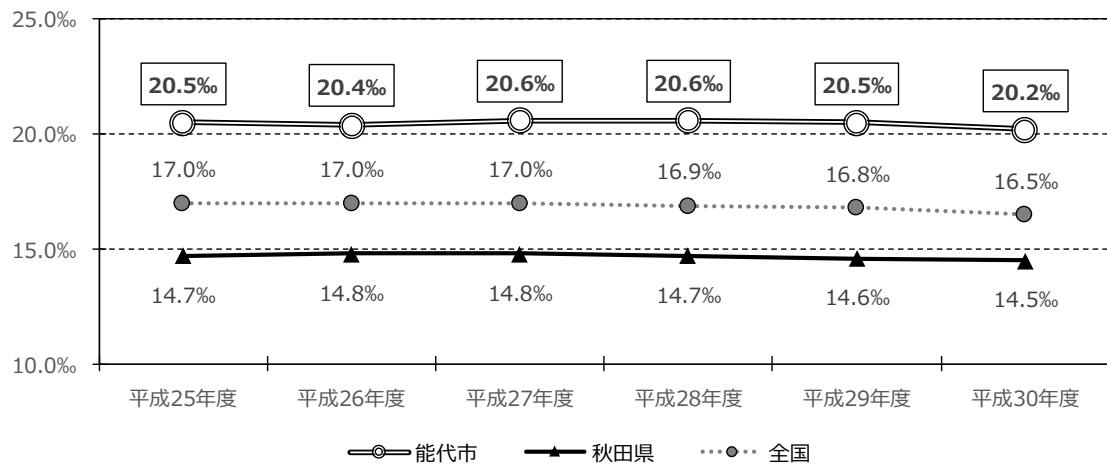
<保護世帯、実人員数の推移>



各年度平均、能代市福祉概要より
※%（パーミル）とは、1/1000を1とする単位

生活保護世帯の推移をみると、保護世帯数、実人員数ともに減少傾向にあり、平成30年度には、802世帯、1,064人となっています。保護率は概ね一定で推移しており、平成30年度の保護率は20.2%となっています。

<保護率の推移の比較>



各年度平均、能代市福祉概要より

保護率の推移について、国や県と比べると、本市の保護率は国や県よりも高い水準で推移しています。

6 能代市の地域福祉についてのアンケート（概要）

○能代市地域福祉についてのアンケート調査（市が実施）

調査期間	平成 30 年 10 月 22 日～平成 30 年 11 月 30 日
調査方法	郵送による配布・回収
調査対象	市内在住の 20 歳以上の方 2,000 人
回収数	777 人
回収率	38.9%

→内容は別記

○能代市民生委員・児童委員アンケート調査（市が実施）

住民の地域福祉に関する要望・意見を把握し、能代市地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定及び施策推進のための基礎資料を得ることを目的に、能代市の民生委員・児童委員、主任児童委員 183 人を対象に実施した。概要は次のとおりである。

問 最近特に増えてきたと思われる課題（2つ選択）

○ひとり暮らし高齢者に関すること	49%
○高齢者の介護に関すること	23%
○認知症高齢者に関すること	15%
○生活困窮に関すること	9%

問 この1年間で関わったことのある事例（複数選択）

○高齢者の介護に関わる課題	35%
○認知症高齢者に関する課題	25%
○生活費等の相談	17%
○買い物困難の相談	11%

問 担当地区で、今後、地域として対応すべきと思われる重要なこと。

○もっとも回答数が多かったものが、ひとり暮らし高齢者の孤独死やひきこもりを防止する声かけ・見守り活動であった。
○次に多かった回答が、地域住民による介護予防活動、認知症に対する理解と協力、地域による災害時避難行動要支援者への理解と協力であり、もっとも多い回答とあまり数的に差はなかった。
○ついで、空き家問題、高齢者や障がい者への犯罪の防止活動、ごみ屋敷問題の順であった。
※7つの選択肢について、あてはまるものすべてにチェックすることとし、このうち、「非常に重要である」「かなり重要である」との回答をあわせて集計した。

問 担当地区の中でひきこもりの事例を知っているか。

○知っている	25%
○知らない	32%
○わからない	43%

○福祉団体アンケート調査（能代市社会福祉協議会が実施）

能代市内に組織されている福祉団体等を対象に、33 団体に送付し 25 団体から回答があった。主な内容として、他の団体・機関との交流や連携については、ほとんどがあるとの回答であり、その中でも、市社会福祉協議会、市役所、NPO・ボランティアグループとの関係が多くなっている。また、活動を行う上で困っていることとしては、新しいメンバーが入らないことやメンバーの高齢化があげられているほか、地域で特に支援が必要と思われる方については、ひとり暮らしの高齢者、高齢者や障がい者を介護している方との回答が多かった。

○専門職ヒアリング調査（能代市社会福祉協議会が実施）

能代市内で福祉・医療・介護または教育・保育機関で業務を行う事業者等を対象に、69 団体・機関に発送し社協職員による回収と簡単なヒアリングを行い、51 件の回答を得た。

主な内容として、行政や他の団体との連携の有無については、94%が連携しており、市役所や医療機関、社会福祉協議会や自治会・町内会と連携しているとの回答が多くなっているほか、さらに連携を強めたいとの回答が 63%であった。また、社会福祉協議会に対する期待として、福祉に関する情報提供の充実や住民同士の助け合いの仕組みづくり、福祉、ボランティア活動の充実についてが上位を占めている。

○能代市地域福祉についてのアンケート調査

(1) 調査の概要

1) 調査の実施状況

① 調査期間

平成30年10月22日～平成30年11月30日

② 調査方法

郵送による配布・回収

③ 調査対象

市内在住の20歳以上の方2,000人

④ 回収状況

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
2,000人	777人	777人	38.9%

2) 図表の見方

○図表の中のnは回答者の総数を意味しています。設問によっては、回答者が制限される（別の設問である選択肢を選んだ回答者のみ回答する場合など）ため、nの数は一定ではありません。

○比率は、nを100%とした百分比で算出し、小数点以下第2位を四捨五入しています。

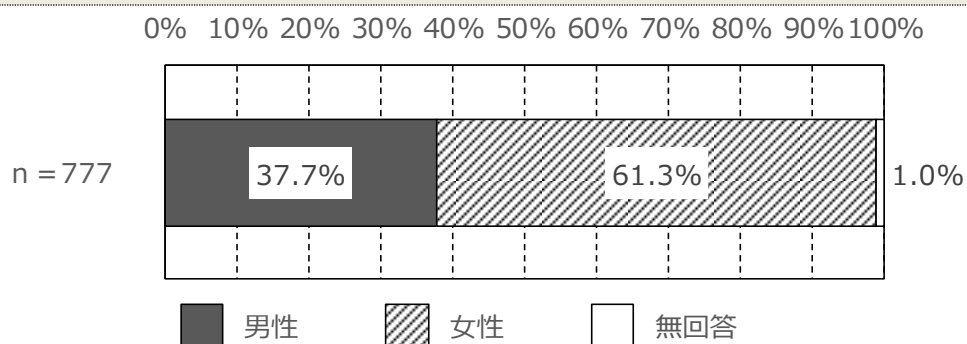
そのため、表示されている百分比の合計が100%にならない場合があります。

○複数回答が可能な設問では、その比率の合計が100%を上回ることがあります。

(2) 回答者の基本属性

1) 性別

問1 あなたの性別はどちらですか。(○は1つだけ)



回答者の性別をみると、「男性」37.7%に対して、「女性」は61.3%と女性の占める割合が高くなっています。

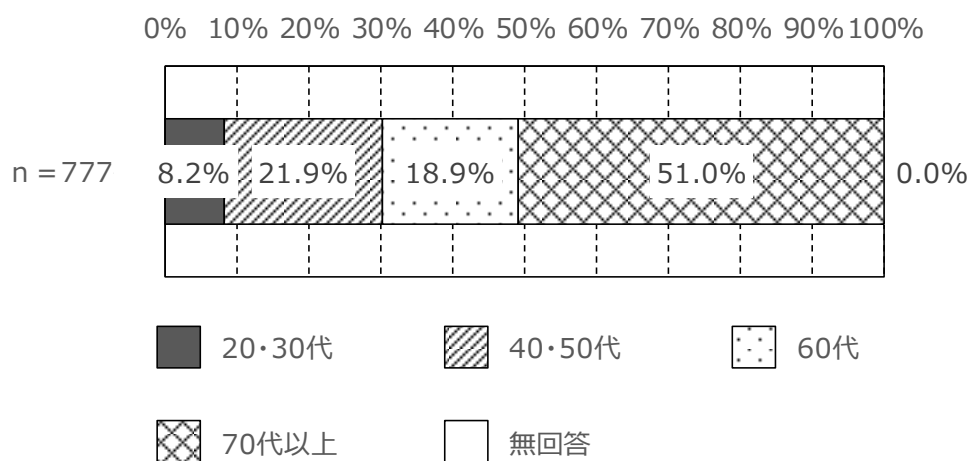
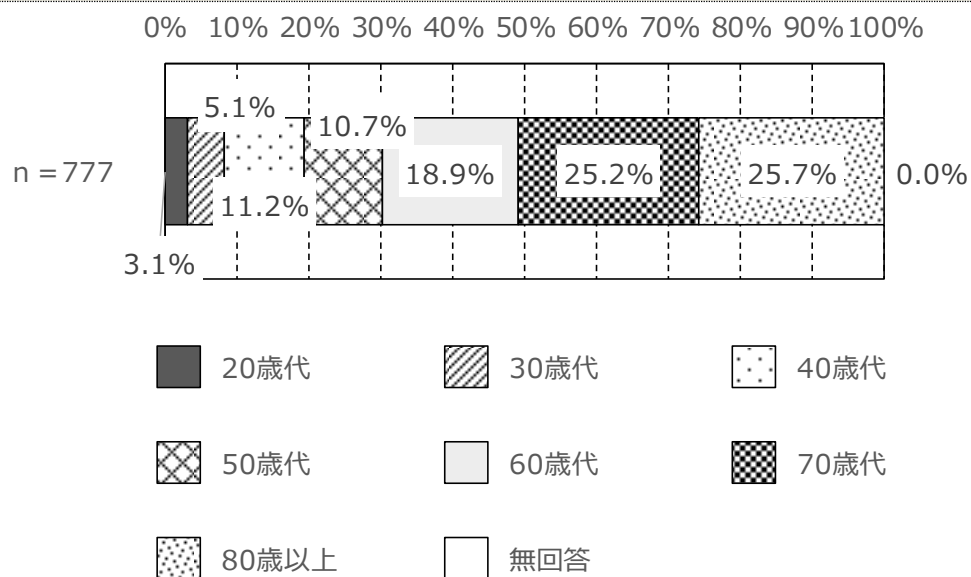
<属性別にみた回答傾向>

○回答者の年代別にみると、20・30代では「男性」(82.8%)が8割を占め、年代が上がるほど「男性」の占める割合は低くなっています。

○70代以上では「女性」(82.3%)が8割以上を占めています。

2) 年齢

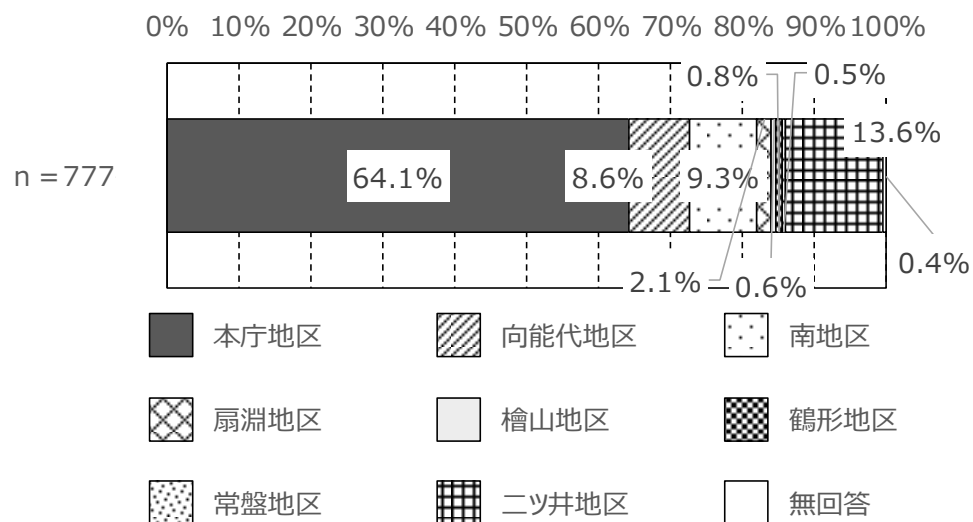
問2 あなたの年齢はおいくつですか。※平成30年11月1日現在（○は1つだけ）



回答者の年齢は、「70歳代」（25.2%）と「80歳以上」（25.7%）の占める割合が高く、あわせると全体の51.0%が「70代以上」となっています。

3) 居住地区

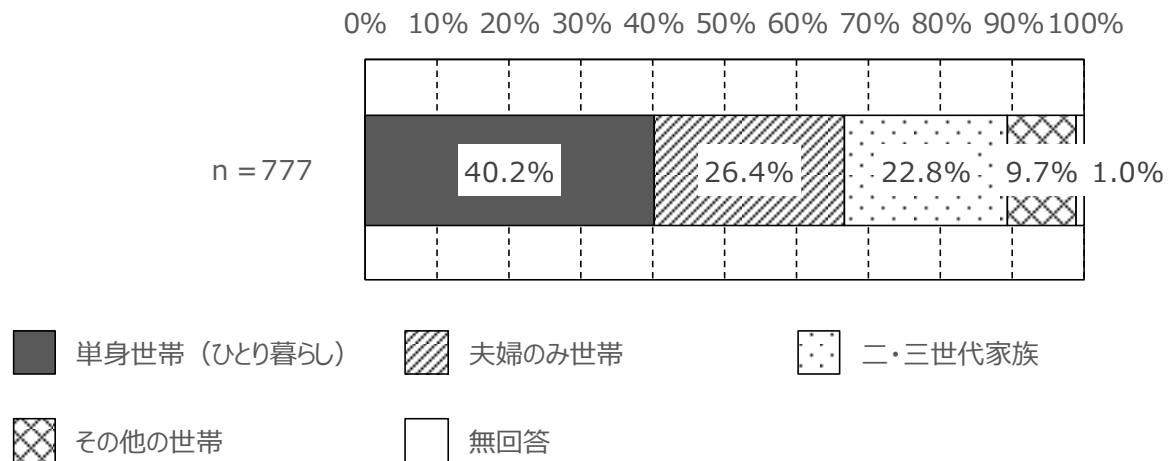
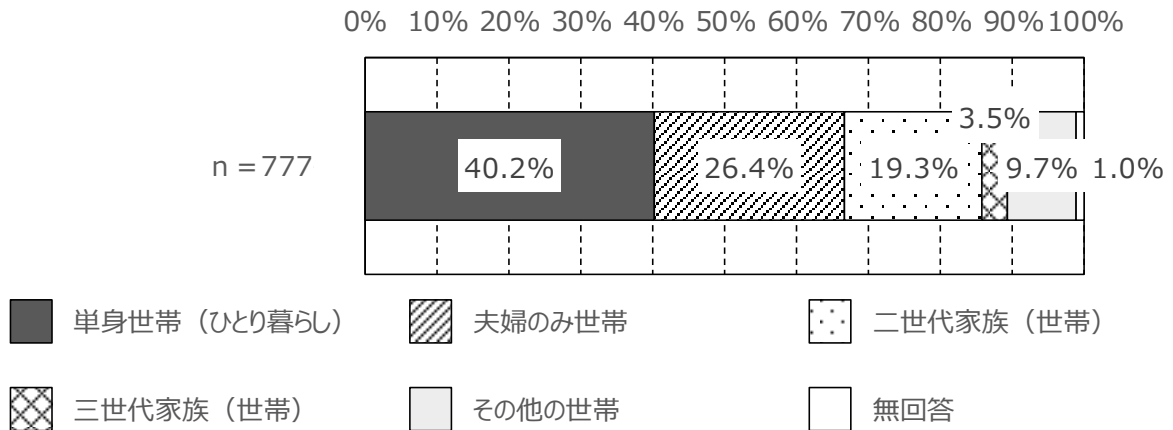
問3 あなたは、どちらにお住まいですか。(〇は1つだけ)



回答者の居住地区は、「本庁地区」が 64.1%と全体の6割以上占めています。ついで「二ツ井地区」が 13.6%となっていますが、その他に1割以上を占める地区はありません。

4) 世帯類型

問4 あなたの家族の世帯はどれに該当しますか。(〇は1つだけ)



回答者の世帯の状況を見ると、「単身世帯 (ひとり暮らし)」が40.2%でもっとも多くなっています。

「二世世代家族 (世帯)」、「三世世代家族 (世帯)」をあわせても、「二・三世世代家族」は22.8%となっています。

＜属性別にみた回答傾向＞

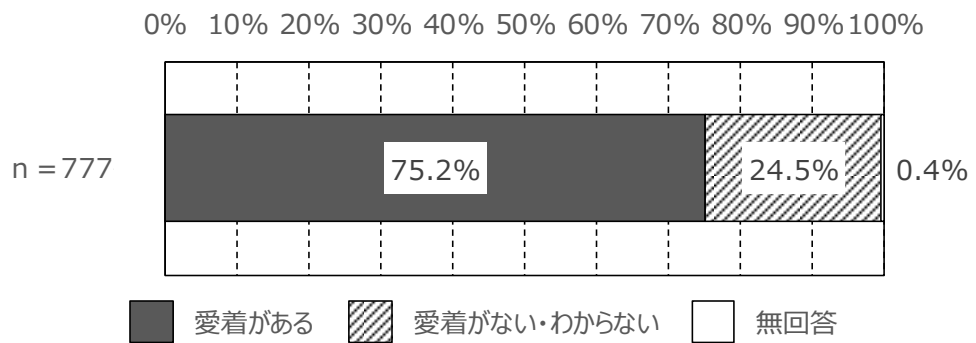
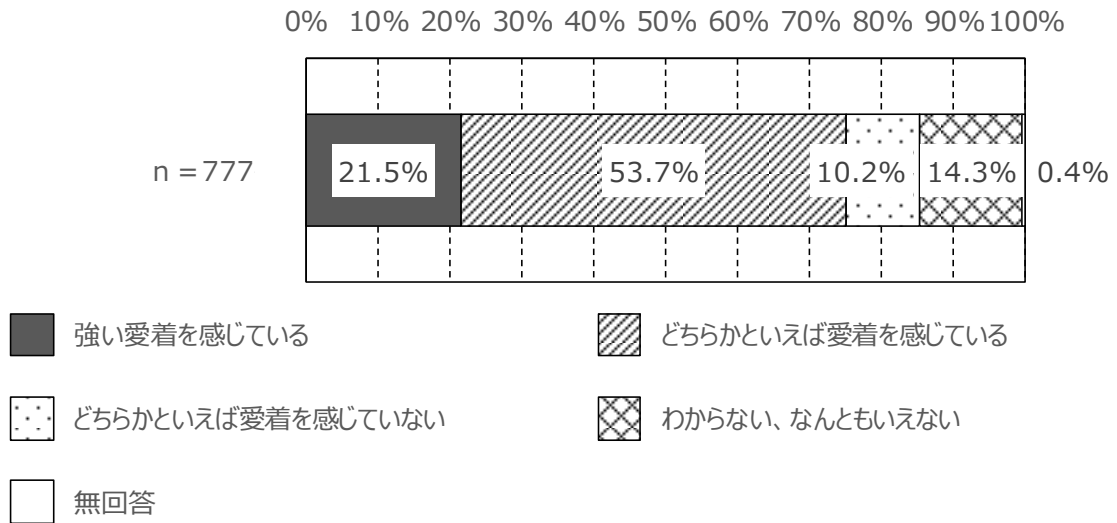
〇年代別にみると、70代以上では「単身世帯 (ひとり暮らし)」が54.3%と半数以上を占めています。

20・30代では「二・三世世代家族」が59.4%と6割近くを占め、年代が上がるほど割合は低くなり、60代以上では1割台となっています。

〇居住地区別にみると、本庁地区 (43.0%)、向能代地区 (38.8%)、南地区 (38.9%)、扇淵地区 (43.8%)、檜山地区 (40.0%)、常盤地区 (50.0%) では、「単身世帯 (ひとり暮らし)」が4割前後以上の割合を占めています。

5) 地域への愛着

問5 あなたの住んでいる地域に愛着を感じますか。(○は1つだけ)



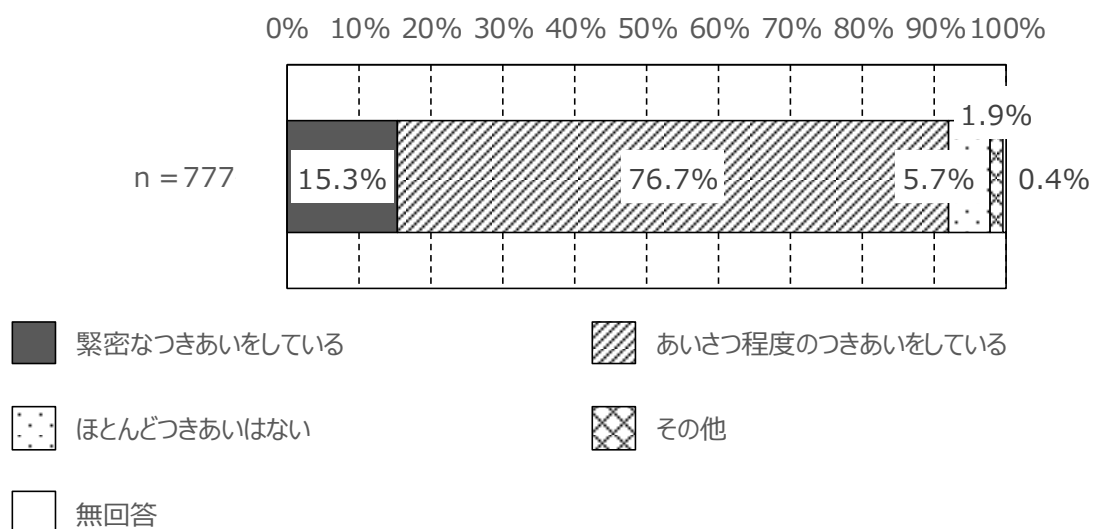
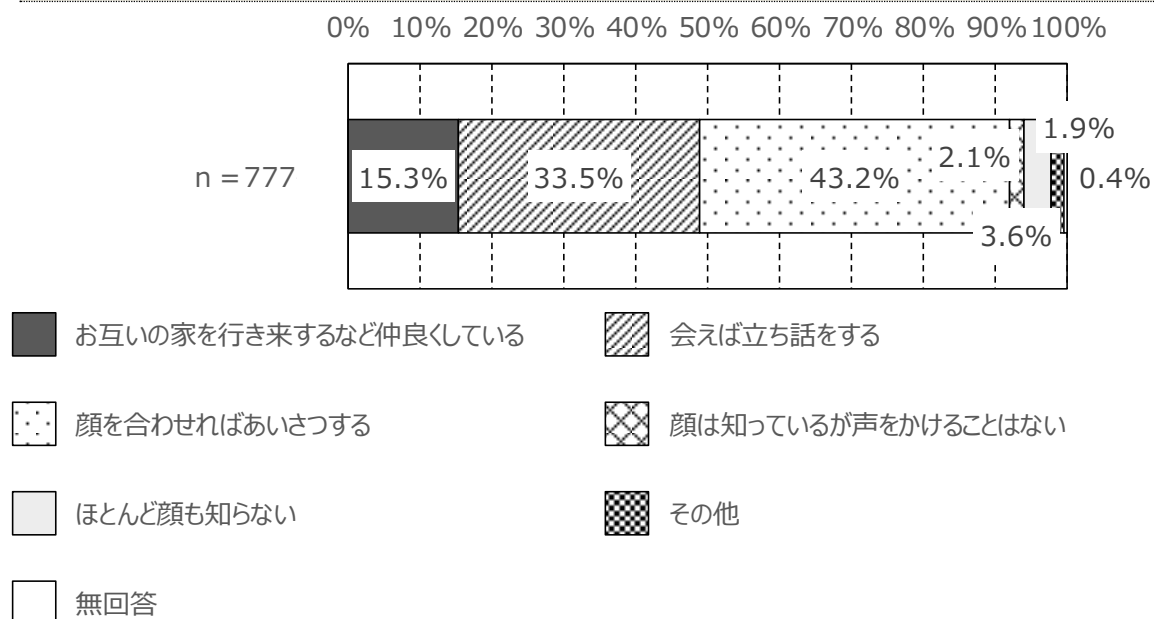
地域への愛着についてみると、「強い愛着を感じている」は21.5%ですが、「どちらかといえば愛着を感じている」は53.7%と半数を超えており、あわせると75.2%が「愛着がある」としています。

<属性別にみた回答傾向>

- 男女とも「愛着がある」という回答の割合の方が高く、男性（64.2%）よりも女性（81.9%）の方が割合が高くなっています。
- 回答者の年代が上がるほど、「愛着がある」という回答の割合が高くなっており、70代以上では82.1%が「愛着がある」としています。
- いずれの地区においても「愛着がある」という回答の割合が高くなっています。

6) 近所づきあいの程度

問6 あなたは、近所の人とどの程度のつきあいをしていますか。(〇は1つだけ)



近所づきあいの程度は「顔を合わせればあいさつする」が 43.2%でもっとも多く、「会えば立ち話をする」(33.5%)とあわせると、76.7%は「あいさつ程度のつきあいをしている」としています。

<属性別にみた回答傾向>

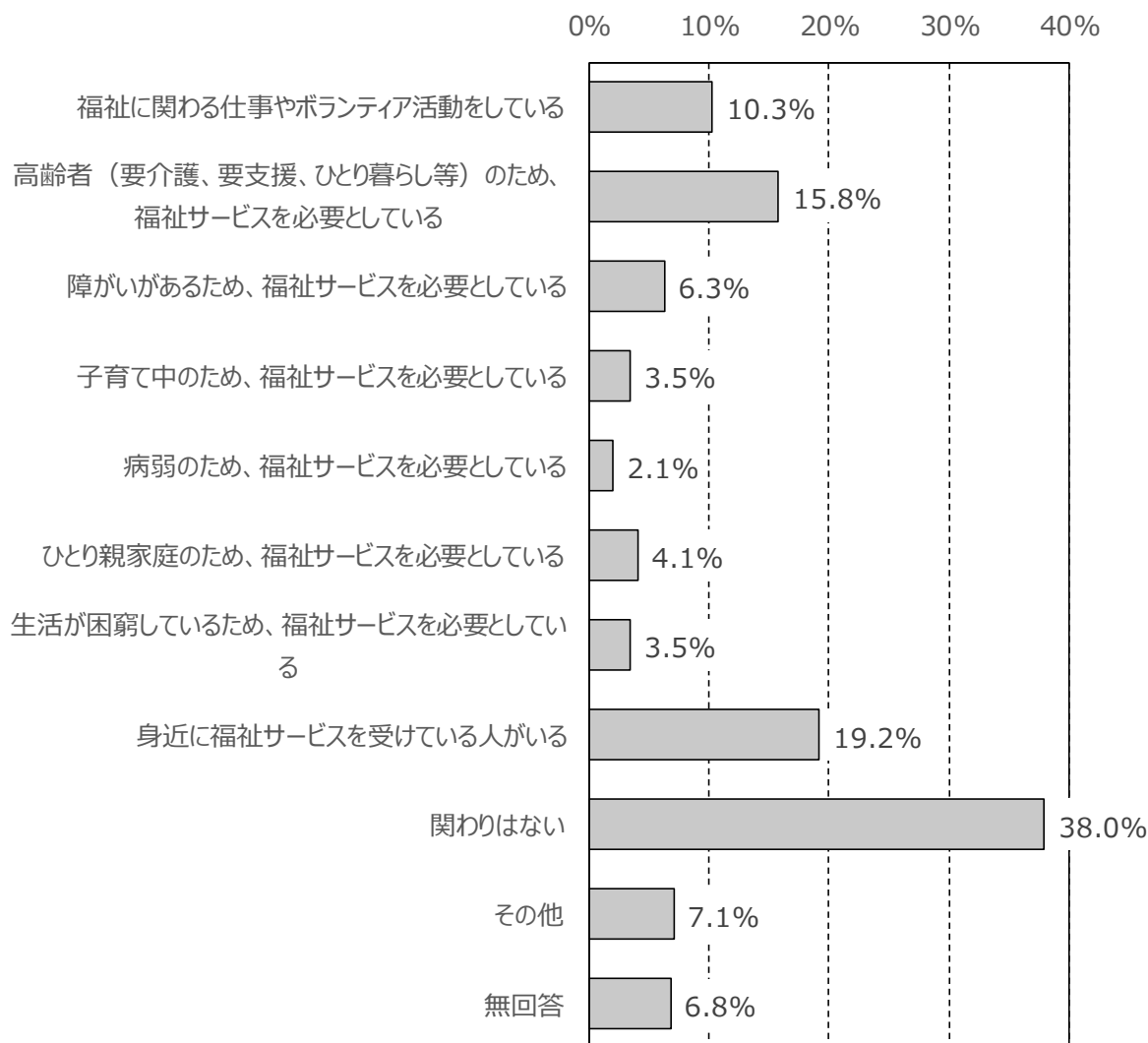
- 男女とも、近所づきあいについては「あいさつ程度のつきあいをしている」という回答の割合が高くなっていますが、女性では「緊密なつきあいをしている」という回答が 21.8%で、男性よりも緊密なつきあいをしている割合が高くなっています。
- 年代別にみると、「緊密なつきあいをしている」という回答の割合は年代が上がるほど割合が高くなっており、70代以上では 23.5%を占めています。

(3) 福祉全般について

1) 福祉との関わり

問7 現在、あなたは「福祉」とどのような関わりがありますか。(〇はいくつでも)

n = 777



福祉との関わりについてみると、38.0%と4割近くは「関わりはない」としています。関わりとしては、「身近に福祉サービスを受けている人がいる」（19.2%）、「高齢者（要介護、要支援、ひとり暮らし等）のため、福祉サービスを必要としている」（15.8%）などが多くなっています。

<属性別に見た回答傾向>

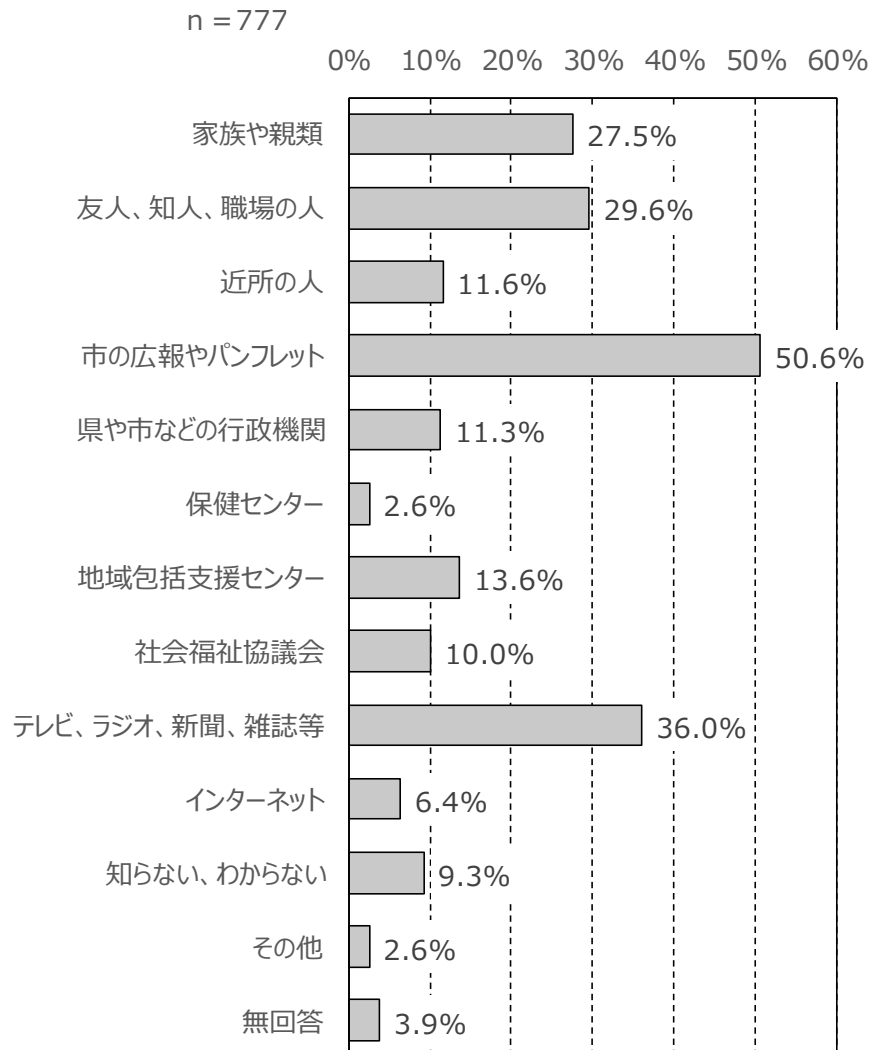
○「福祉に関わる仕事やボランティア活動をしている」、「高齢者（要介護、要支援、ひとり暮らし等）のため、福祉サービスを必要としている」については、男性よりも女性の方が割合が高くなっています。一方、男性では45.7%が「関わりはない」としています。

○20代～60代では4～5割が「関わりはない」としていますが、70代以上では29.8%となっています。

70代以上では「高齢者（要介護、要支援、ひとり暮らし等）のため、福祉サービスを必要としている」への回答が24.5%と割合が高くなっています。

2) 福祉情報の入手経路

問8 福祉に関する知識や情報をどこから得ていますか。(〇はいくつでも)



福祉に関する情報は、「市の広報やパンフレット」(50.6%) から得るという回答が半数を占めています。その他には、「テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等」(36.0%)、「友人、知人、職場の人」(29.6%)、「家族や親類」(27.5%) などから情報を得るという回答が多くなっています。

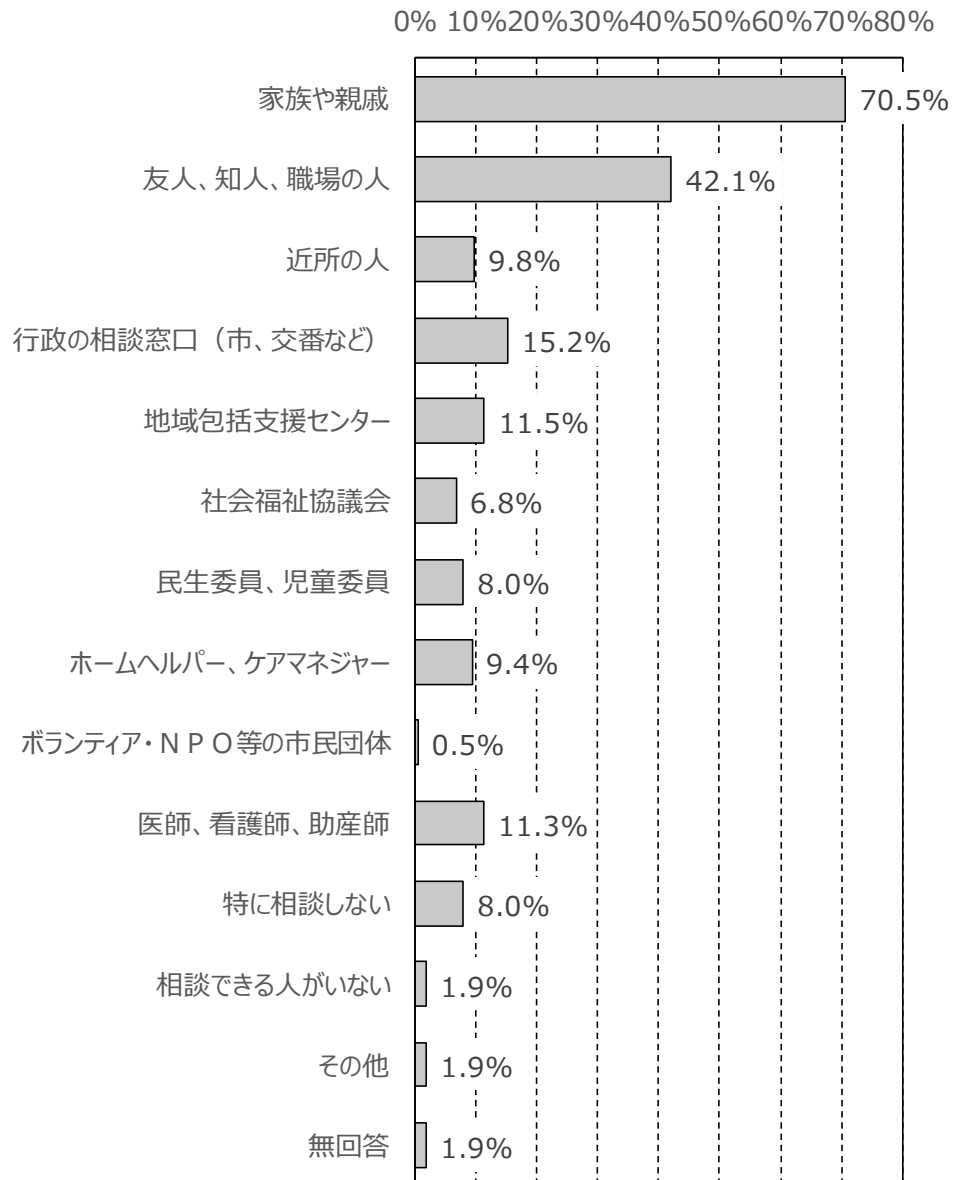
<属性別にみた回答傾向>

- 男性よりも女性の方が、「市の広報やパンフレット」(56.7%)、「友人、知人、職場の人」(33.2%) など多くの項目で回答の割合が高くなっています。
- 「インターネット」については男性の方が女性よりも回答の割合が高くなっています。
- 20・30代では「家族や親類」への回答の割合が高く、「市の広報やパンフレット」については40代以上で回答の割合が高くなっています。

3) 相談相手

問9 悩みや困りごとがあるとき、あなたは誰に相談しますか（したいですか）。（〇は
いくつでも）

n = 777



悩みや困りごとの相談相手としては、「家族や親戚」が 70.5%でもっとも多くなっています。ついで「友人、知人、職場の人」が 42.1%となっていますが、「行政の相談窓口（市、交番など）」（15.2%）、「地域包括支援センター」（11.5%）などへの回答は1割程度となっています。

<属性別にみた回答傾向>

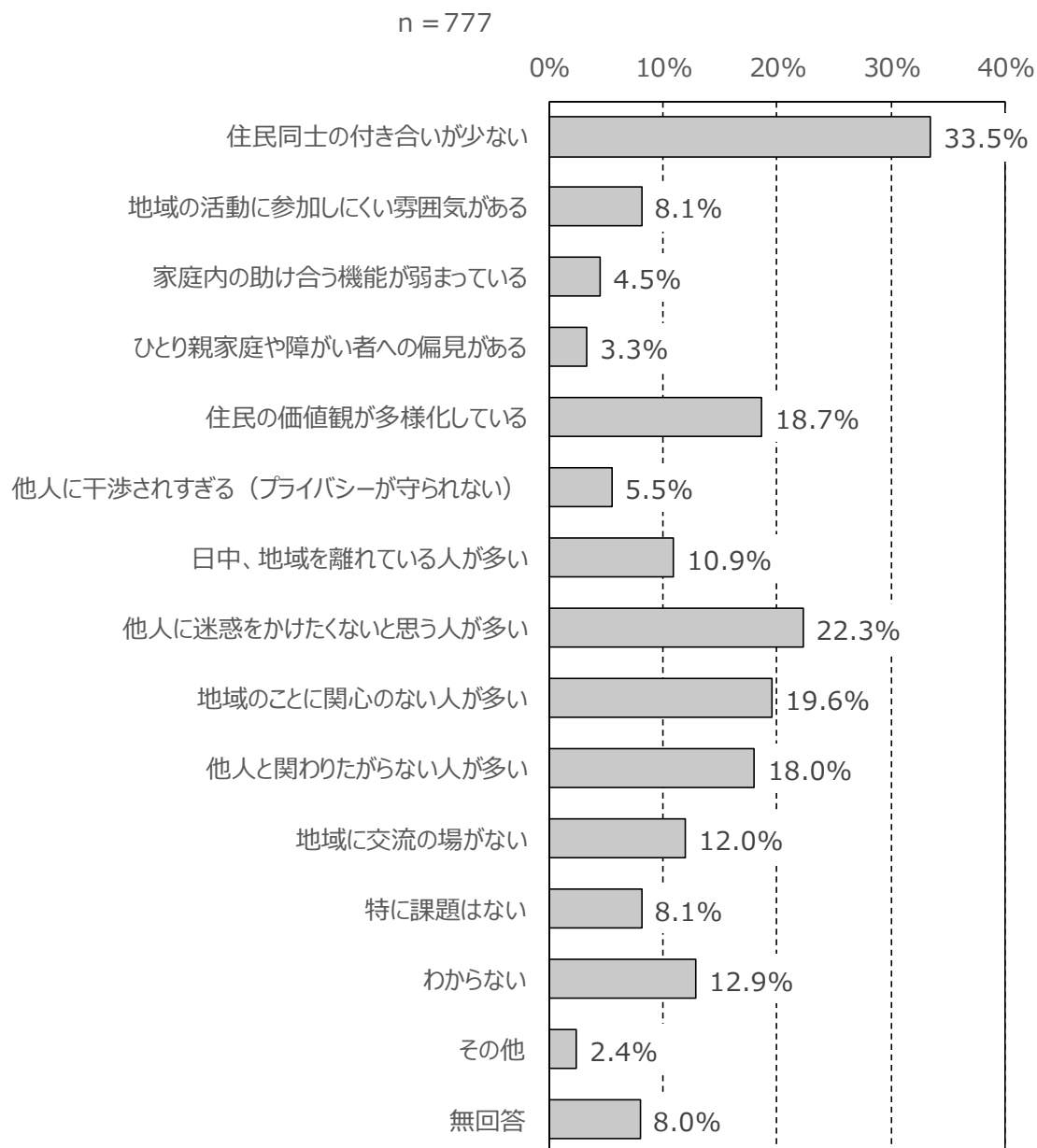
○いずれの年代においても、「家族や親戚」、「友人、知人、職場の人」への回答の割合が高くなっていますが、70代以上では「友人、知人、職場の人」への回答の割合は他の年代よりも低くなっています。

○70代以上では「地域包括支援センター」や「民生委員、児童委員」への回答の割合が他の年代よりも高くなっています。

（４）福祉のまちづくりについて

１）地域の課題

問 10 誰もが支え合う地域にしようとするとき、あなたの地域にはどんな課題があると感じますか。（〇は３つまで）



地域の課題としては、「住民同士の付き合いが少ない」への回答が 33.5%でもっとも多くなっています。ついで「他人に迷惑をかけたくないと思う人が多い」が 22.3%、「地域のことに関心のない人が多い」が 19.6%、「住民の価値観が多様化している」が 18.7%、「他人と関わりたがらない人が多い」が 18.0%と、地域との関わりの希薄化に関する点を課題としてあげる回答が多くなっています。

＜属性別にみた回答傾向＞

○男女ともに「住民同士の付き合いが少ない」への回答の割合が高くなっています。

○「地域のことに関心のない人が多い」などについては、男性の方が回答の割合が高くなっています。

○40～60代では、「地域の活動に参加しにくい雰囲気がある」への回答の割合が他の年代よりも高くなっています。

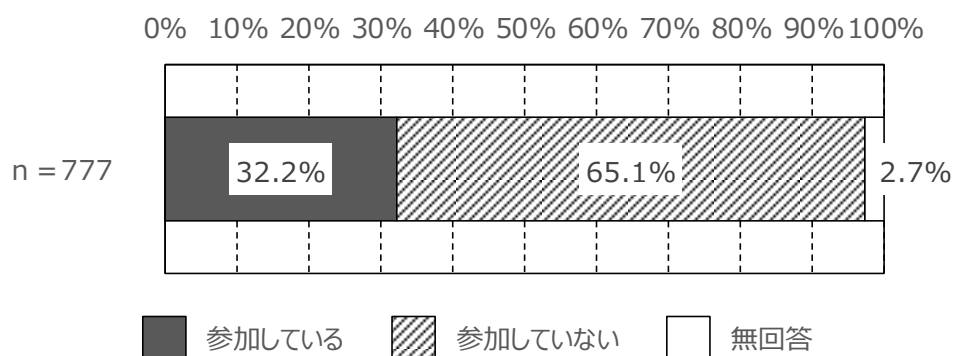
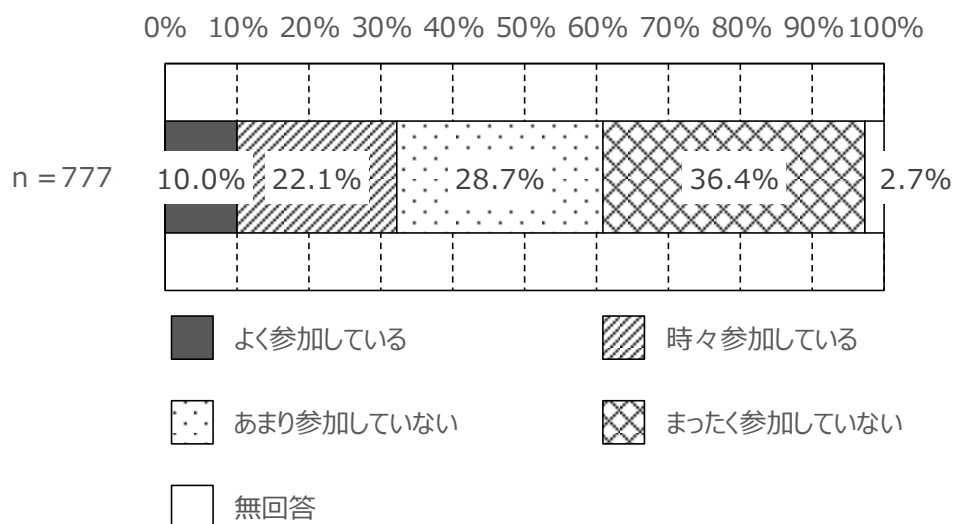
○地区によってばらつきはあるものの、「住民同士の付き合いが少ない」への回答が多く
の地区で多くなっています。

(5) 助け合いやボランティア活動について

1) 地域活動への参加状況

①地域活動への参加の有無

問 11 あなたは、お住まいの地域のいろいろな行事や活動にどの程度参加されていますか。(〇は1つだけ)



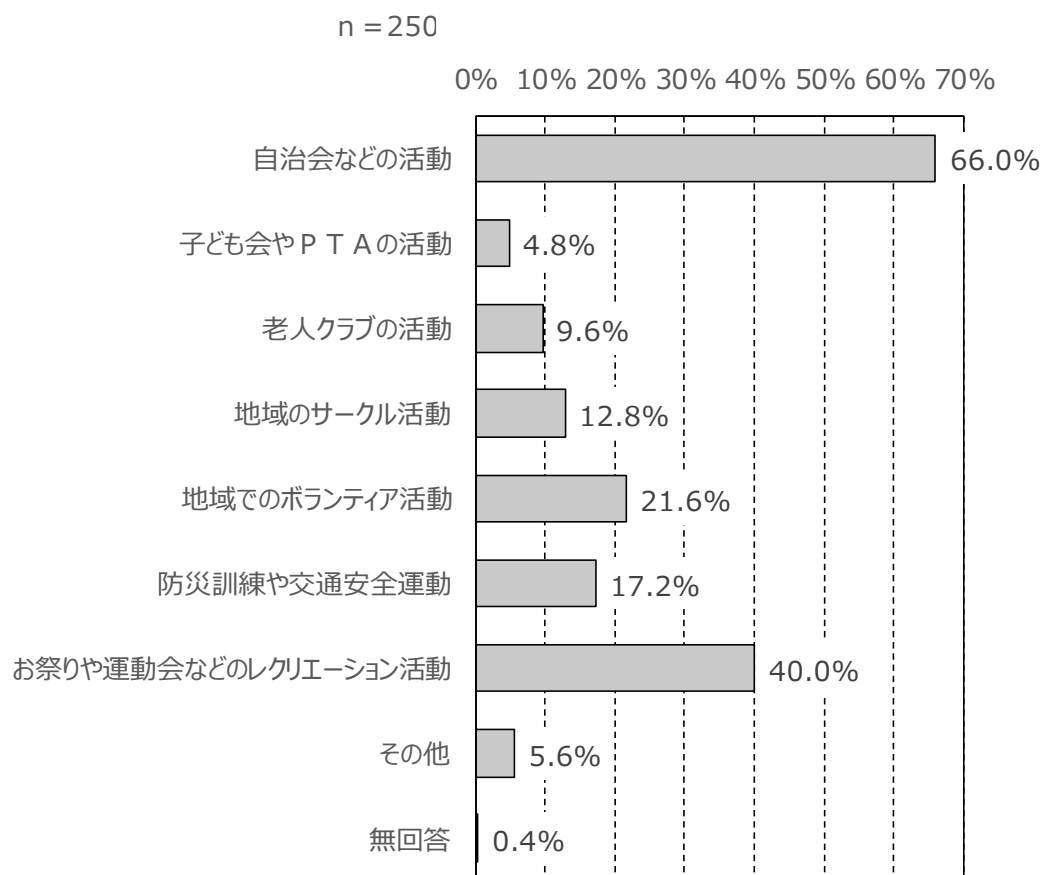
地域活動への参加状況を見ると、36.4%は「まったく参加していない」としており、「あまり参加していない」(28.7%)とあわせると、65.1%が地域活動には「参加していない」としています。

「参加している」(「よく参加している」、「時々参加している」)という回答は32.2%と3割程度となっています。

②参加している地域活動

◆問 11 で「1. よく参加している」、「2. 時々参加している」と回答された方に限定

問 12 どのような行事や活動に参加されていますか。(〇はいくつでも)



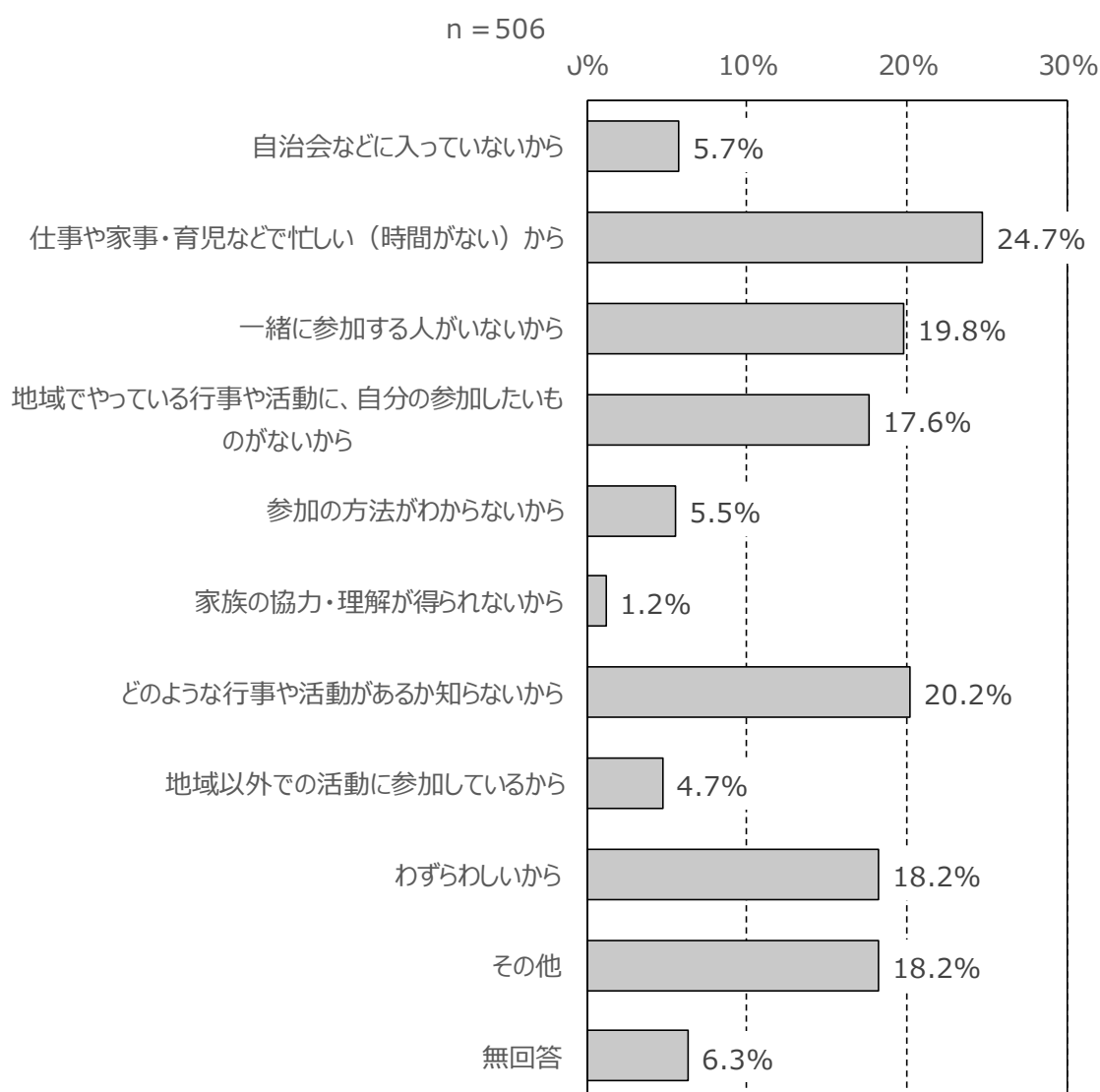
「参加している」（「よく参加している」、「時々参加している」）という回答者に、参加している地域活動について聞くと、66.0%は「自治会などの活動」としており、40.0%は「お祭りや運動会などのレクリエーション活動」に参加しているとしています。

「地域でのボランティア活動」に参加しているという回答は21.6%となっています。

③地域活動へ参加していない理由

◆問 11 で「3. あまり参加していない」、「4. まったく参加していない」と回答された方に限定

問 13 参加されていない理由をお答えください。(〇はいくつでも)



「参加していない」（「まったく参加していない」、「あまり参加していない」）という回答者に、地域活動に参加していない理由について聞くと、「仕事や家事・育児などで忙しい（時間がない）から」（24.7%）への回答がもっとも多くなっています。

ついで「どのような行事や活動があるか知らないから」（20.2%）、「一緒に参加する人がいないから」（19.8%）への回答が2割前後を占め、地域活動の周知や参加方法などの工夫により参加するかもしれない潜在的な参加者層も少なからずいるものと思われます。

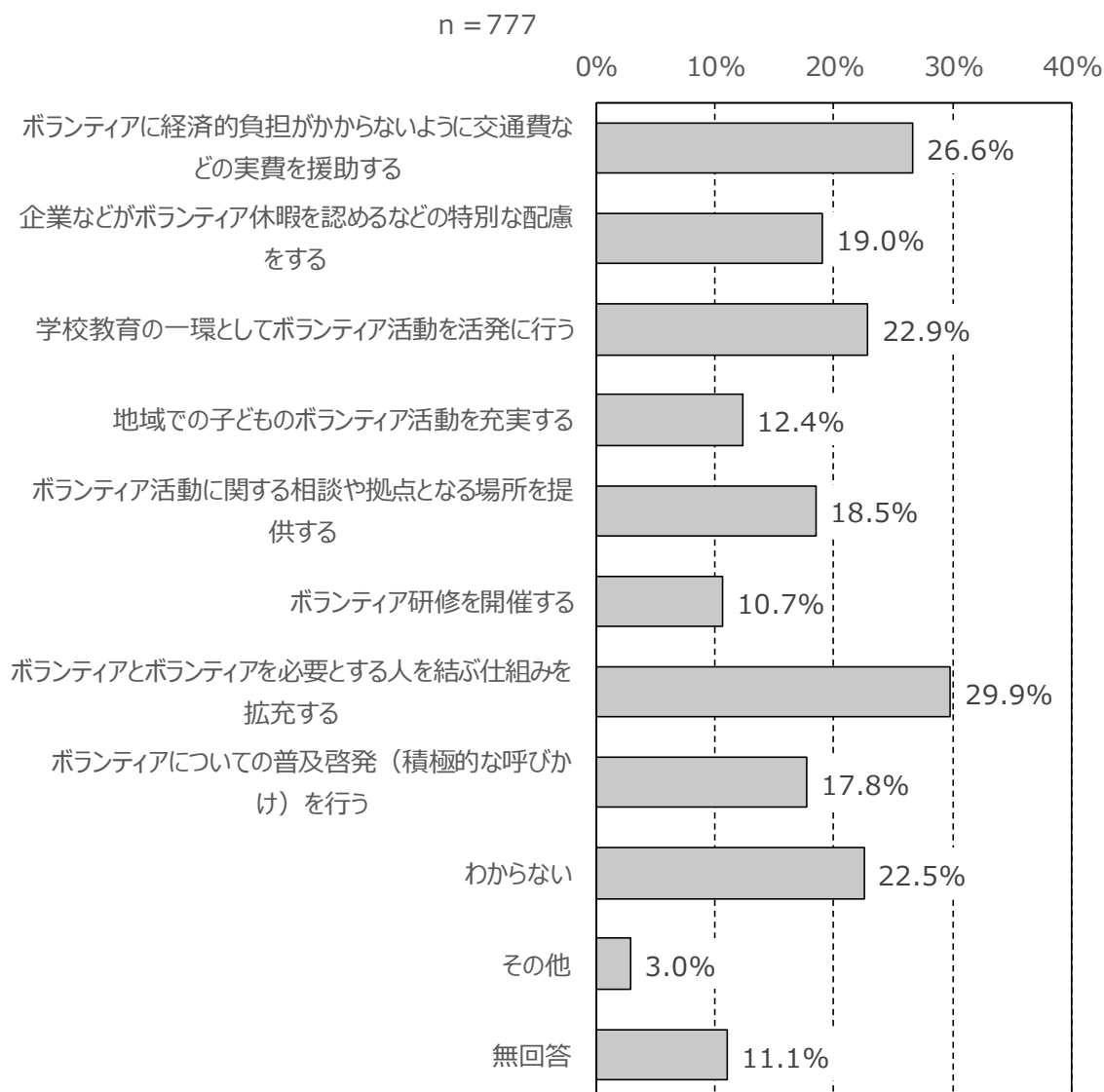
<属性別に見た回答傾向>

○60 代以下の世代では、「仕事や家事・育児などで忙しい（時間がない）から」への回答が多くなっています。

○20・30 代では「どのような行事や活動があるか知らないから」への回答が3割を超え、他の年代よりも割合が高くなっています。

2) ボランティア活動の拡大のために必要なこと

問 14 今後、ボランティア活動の輪を広げていくために、どのようなことが必要だと思いますか。（〇はいくつでも）



ボランティア活動の拡大のために必要なこととしては、「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」（29.9%）、「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」（26.6%）などへの回答が多くなっています。

<属性別にみた回答傾向>

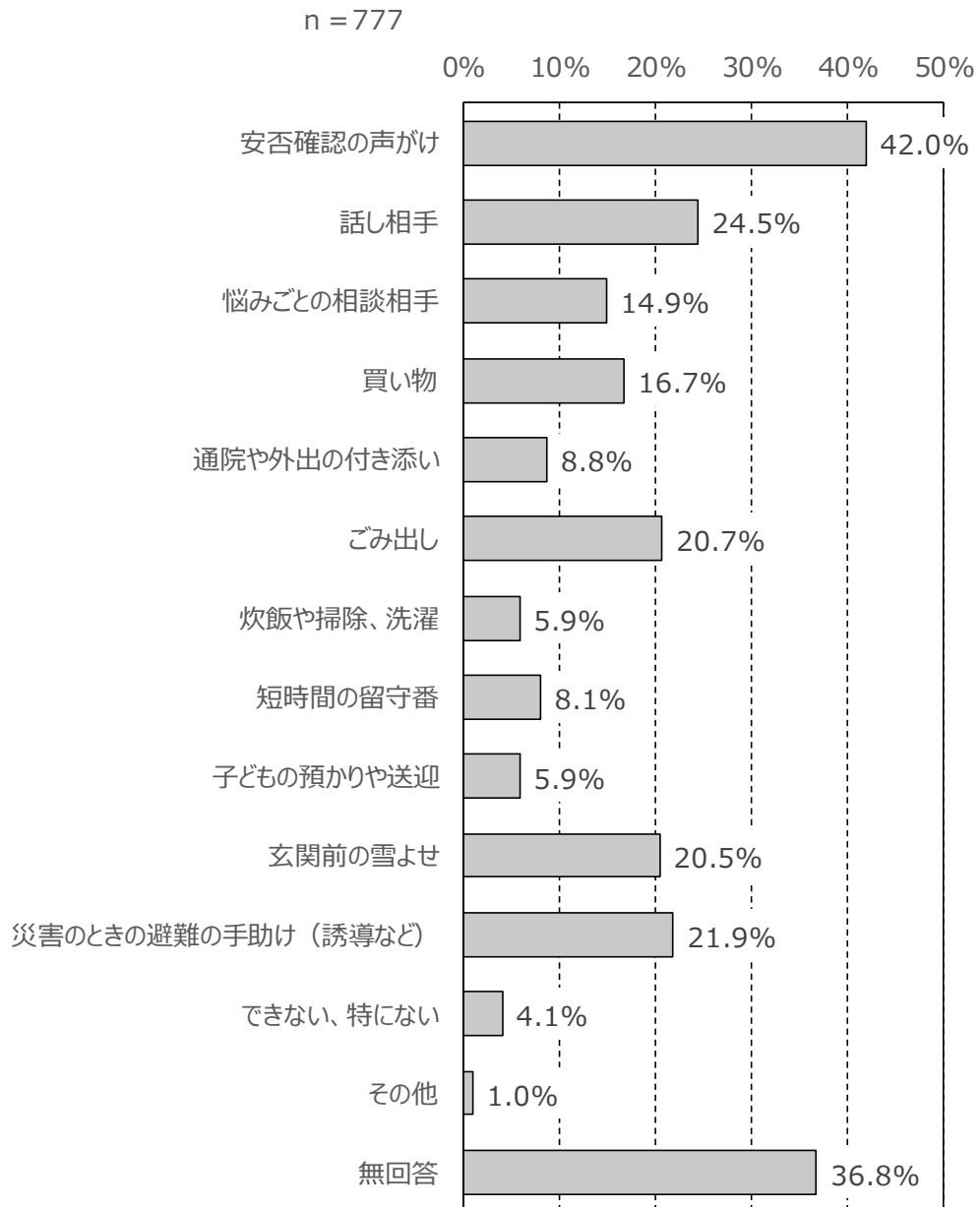
○20・30代では「ボランティアに経済的負担がかからないように交通費などの実費を援助する」、「企業などがボランティア休暇を認めるなどの特別な配慮をする」などへの回答が3割を超えています。

○40・50代では「ボランティアとボランティアを必要とする人を結ぶ仕組みを拡充する」への回答が4割を超えています。

3) 近所の人との助け合いについて

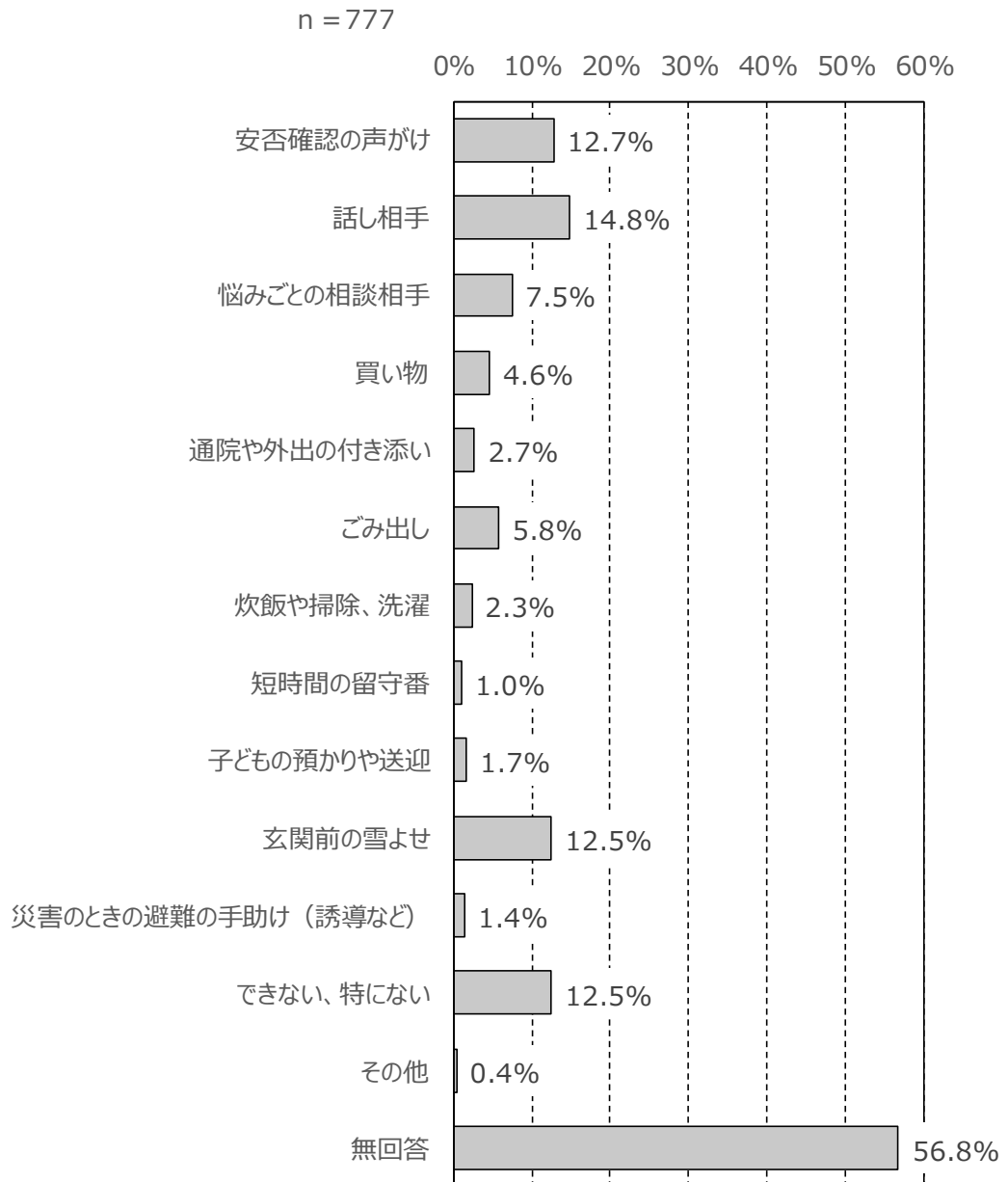
問 15 ①近所の人が困っているとき、あなたが手助けできると思うことはなんですか。②すでに手助けしていることがあったら、どんなことかお答えください。③あなたが近所の人に手伝ってほしいことは、どんなことですか。(将来も含む) (①、②、③の各問について○はそれぞれいくつでも)

①近所の人のために手助けできると思うこと



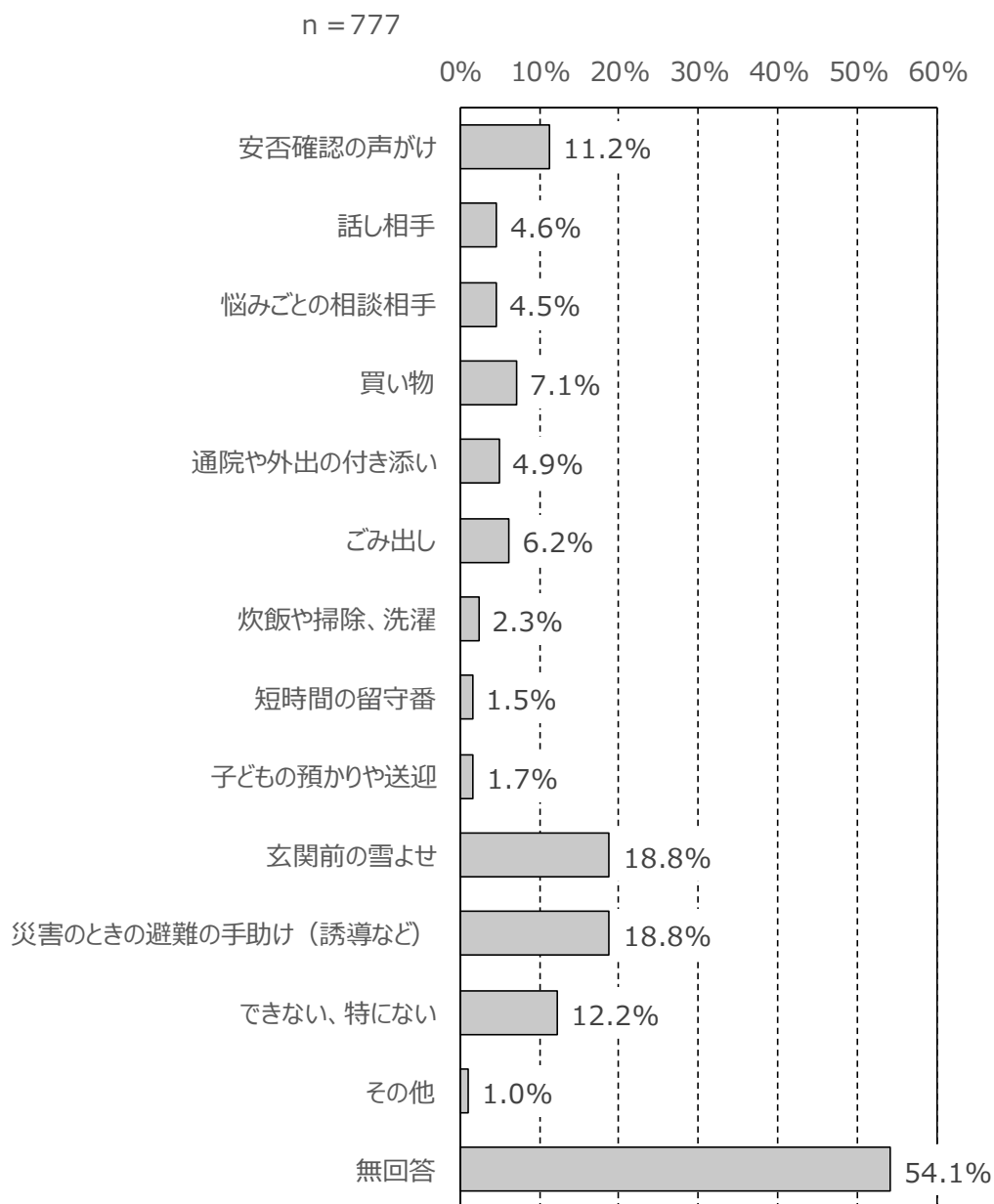
近所の人のために手助けできることとしては、「安否確認の声がけ」が 42.0%でもっとも多くなっています。

②近所の人のためにすでに手助けしていること



近所の人のためにすでに実施していることとしては、「安否確認の声がけ」(12.7%)、「話し相手」(14.8%)、「玄関前の雪よせ」(12.5%) などが多くなっています。

③近所の人に手伝ってほしいこと



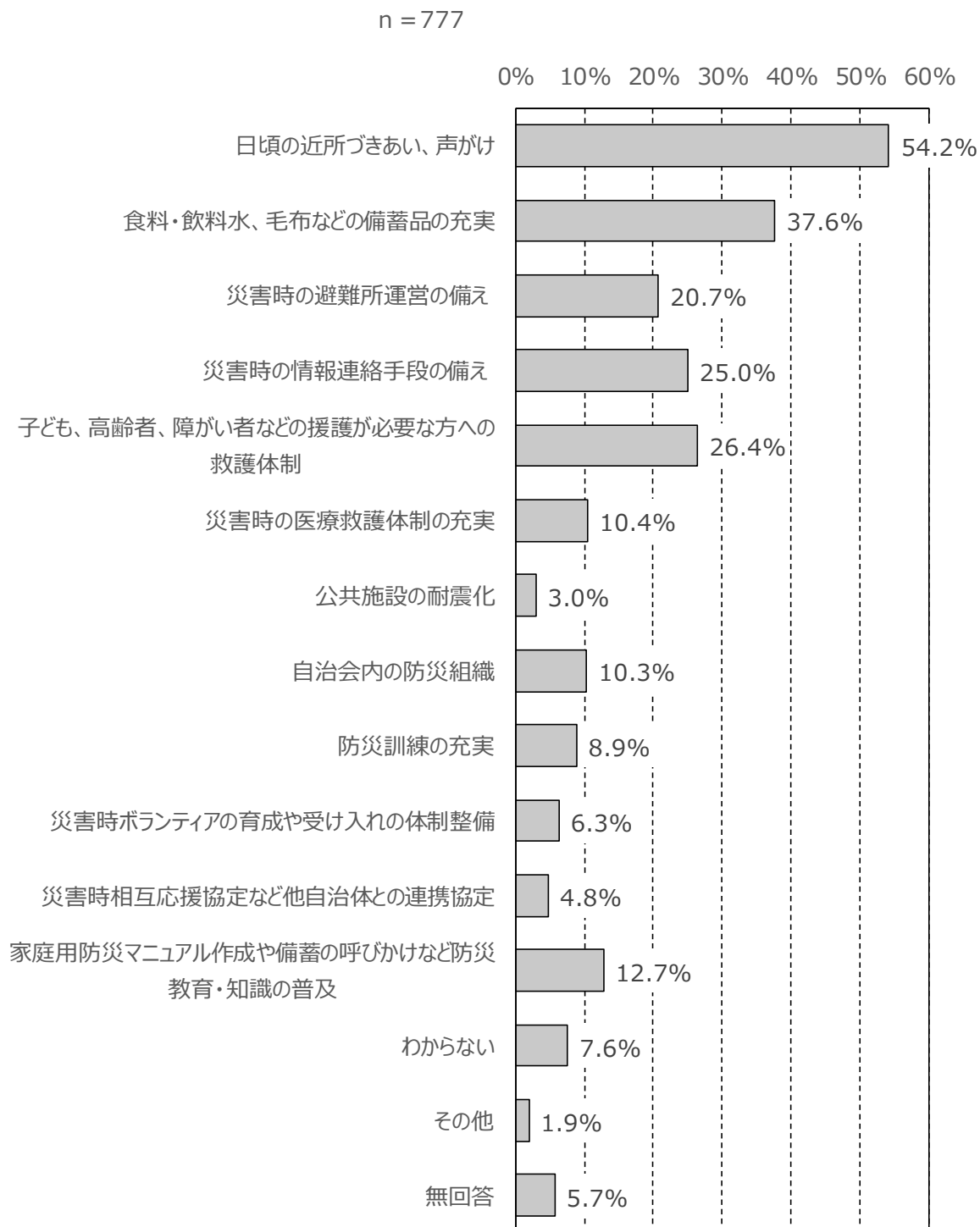
近所の人に手伝ってほしいこととしては、「玄関前の雪よせ」（18.8%）、「災害のときの避難の手助け（誘導など）」（18.8%）などへの回答が多くなっています。

「玄関前の雪よせ」については、すでに手助けしていること、手助けできると思うこととしても回答が多くなっていましたが、「災害のときの避難の手助け（誘導など）」については、手助けできると思うこととしては回答が多くなっているものの、すでに手助けしていることとしてはほとんど回答がないため、いざというときに手助けできると思うとする人に実際に活躍してもらえるように訓練等を行うことも重要ではないかと思われます。

（６）防災対策について

１）防災対策推進のために重要なこと

問 16 今後、防災対策を進めていく上で、あなたは、どのようなことが重要だと思いますか。（３つまで）



防災対策推進のために重要なこととしては、「日頃の近所づきあい、声かけ」が54.2%でもっとも多くなっています。

＜属性別にみた回答傾向＞

- 男性よりも女性の方が「日頃の近所づきあい、声かけ」への回答の割合が高く、女性の61.6%が防災対策の推進のために重要としています。
- 「日頃の近所づきあい、声かけ」については回答者の年代が上がるほど回答の割合が高くなっており、70代以上では6割以上を占めています。
- 「食料・飲料水、毛布などの備蓄品の充実」については、反対に年代が下がるほど回答の割合が高くなっており、20・30代では57.8%となっています。

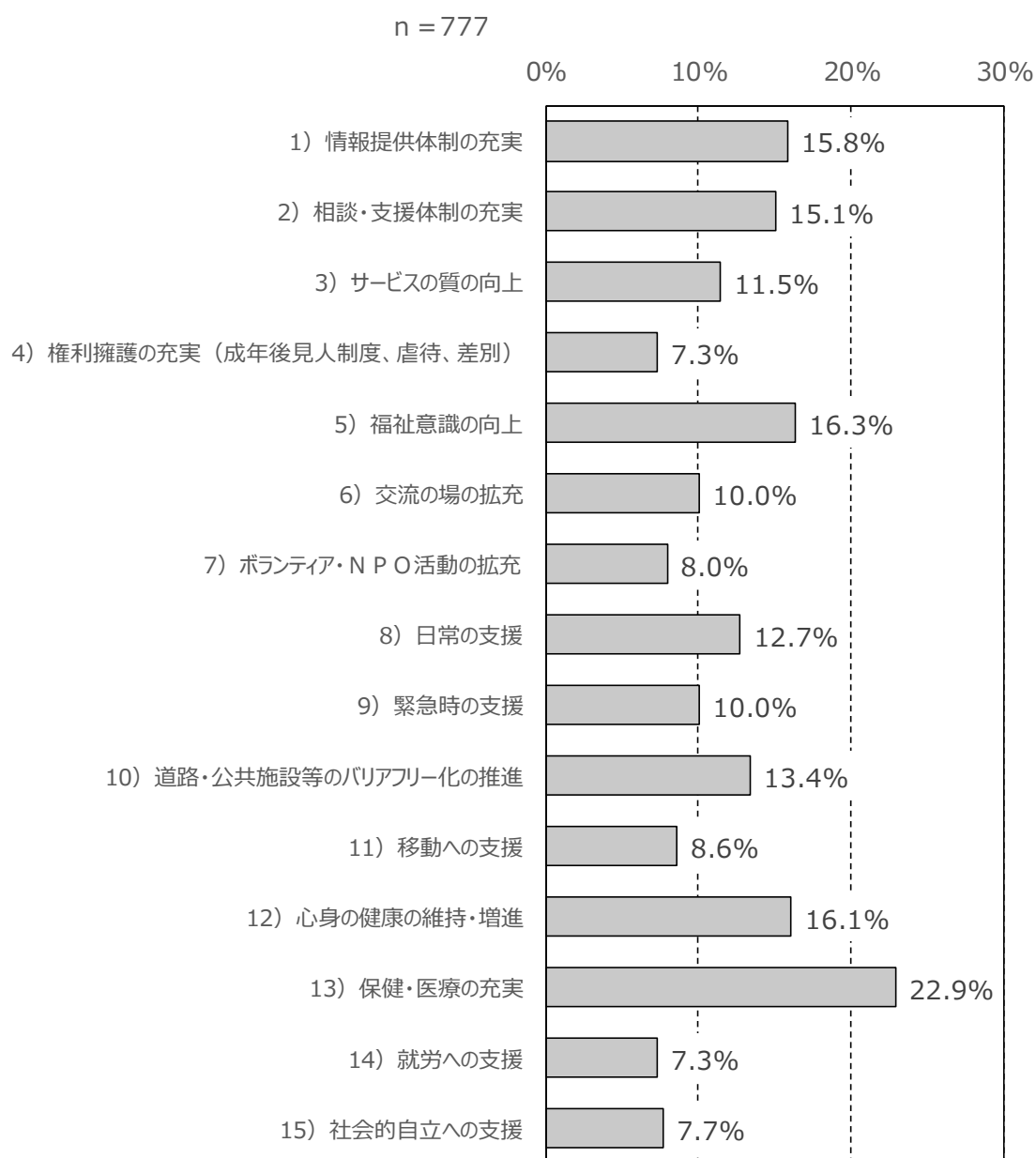
（７）本市の福祉施策の取組について

１）地域福祉施策の満足度と重要度

問 17 地域福祉推進における主な施策（以下の１～15）に対する、①現状の満足度と②今後の地域福祉推進における重要度について、５段階の評価をおうかがいします。
（各施策について①と②にそれぞれ○は１つだけ）

①満足度

○満足している地域福祉施策



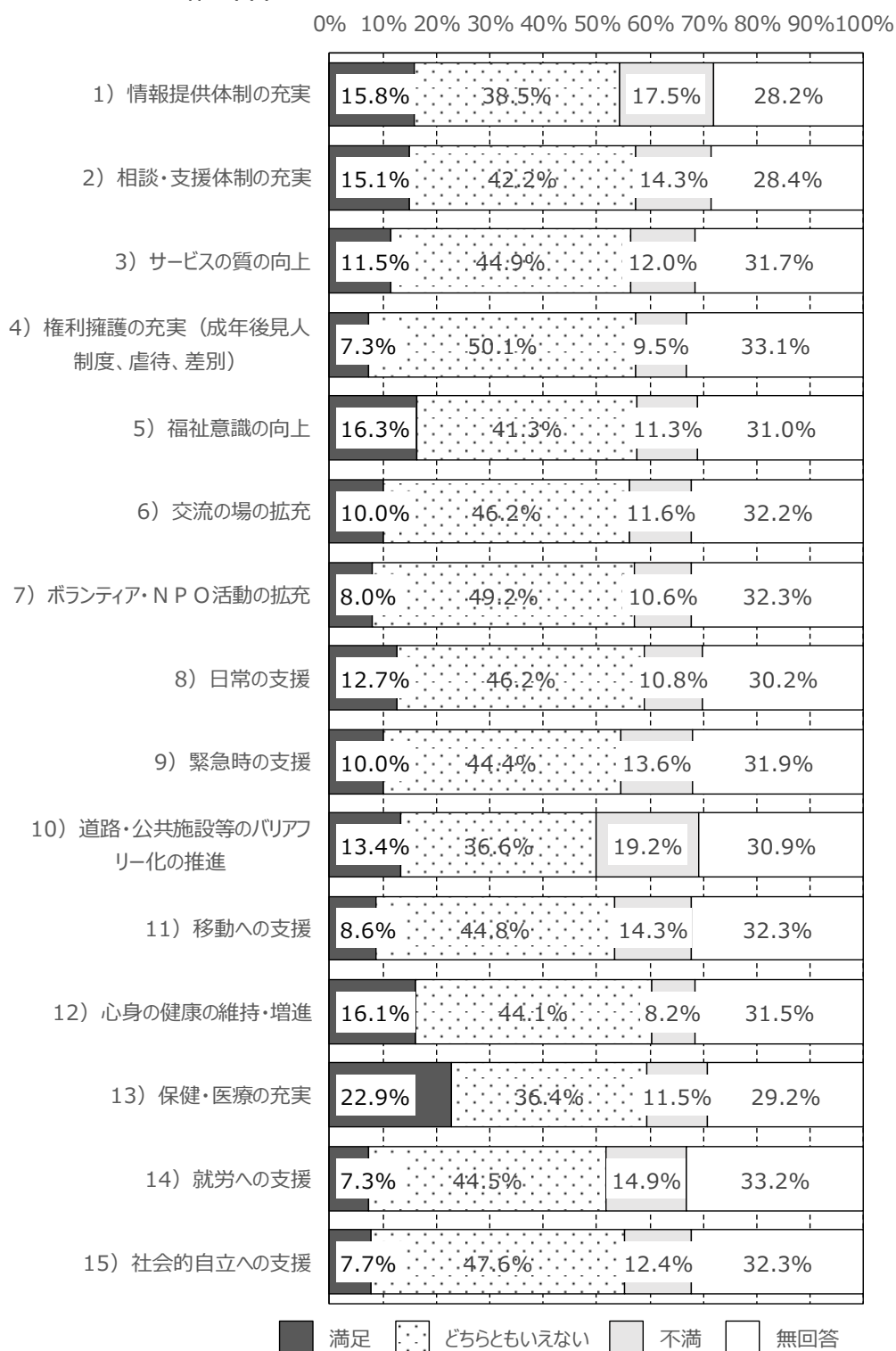
主な地域福祉に関する施策の中で「満足」（「満足」、「やや満足」）という回答の割合が高かったものは、「13）保健・医療の充実」（22.9%）となっています。

＜属性別にみた回答傾向＞

- 地域福祉に関する施策に対して満足という回答の割合は年代によって大きな差はみられませんが、「10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進」については、20・30代では26.6%と、他の年代よりも回答の割合が高くなっています。
- すべての施策において、地域への愛着がある回答者の方がそうでない回答者よりも満足という回答の割合は高くなっています。特に「13) 保健・医療の充実」、「1) 情報提供体制の充実」、「2) 相談・支援体制の充実」などで、愛着がない・わからないという回答者よりも愛着があるという回答者の方が回答の割合が高くなっています。

○地域福祉施策の満足度

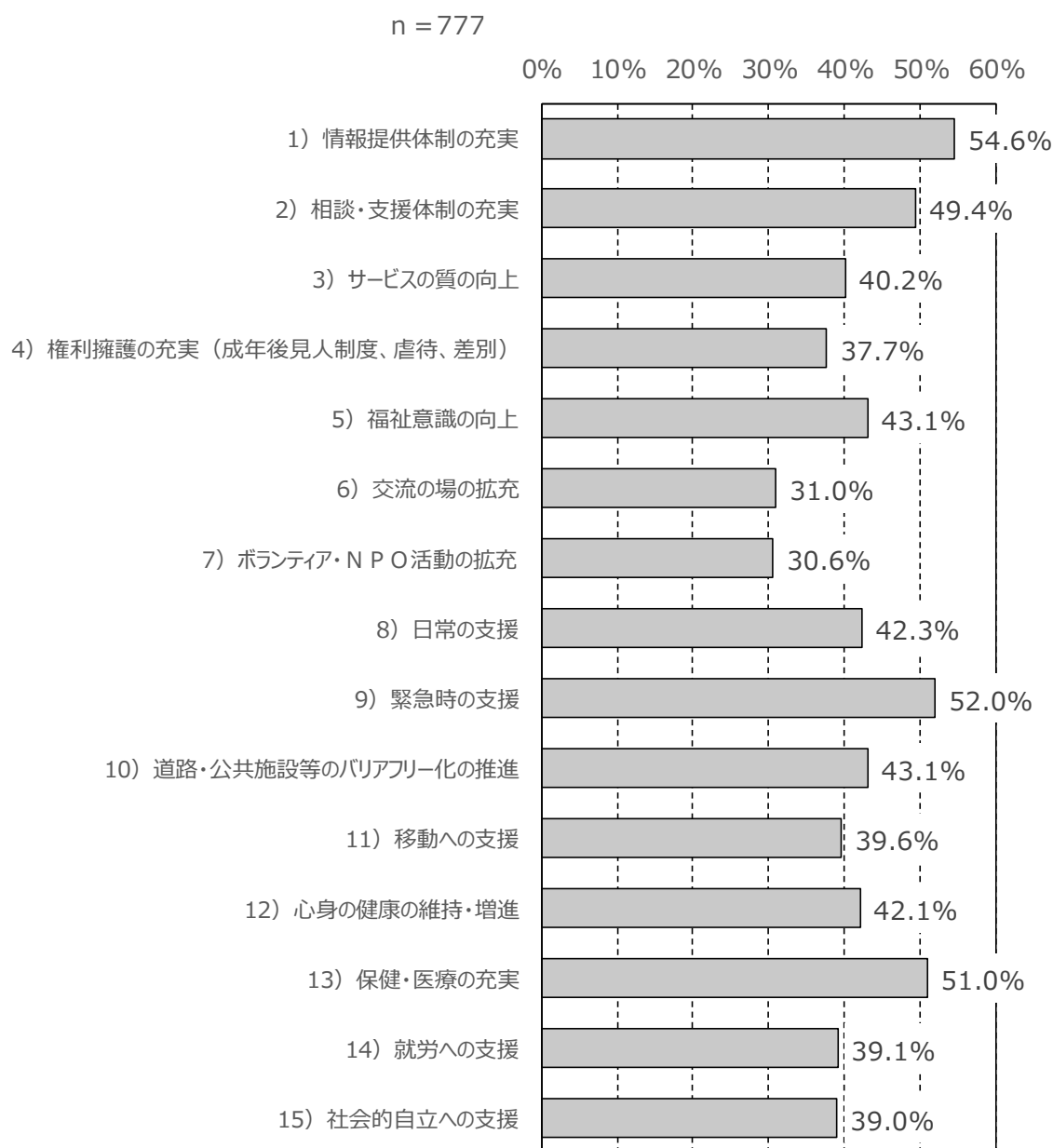
n = 777



主な地域福祉に関する施策の満足度をみると、全般的に「どちらともいえない」という回答が多くなっています。「やや不満」と「不満」をあわせた「不満」という回答の割合は、「10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進」で19.2%ともっとも高く、「満足」（「満足」、「やや満足」）との差をみると、「14) 就労への支援」では、「満足」よりも「不満」という回答の割合の方が7ポイント以上高くなっています。

②重要度

○重要と思われる地域福祉施策



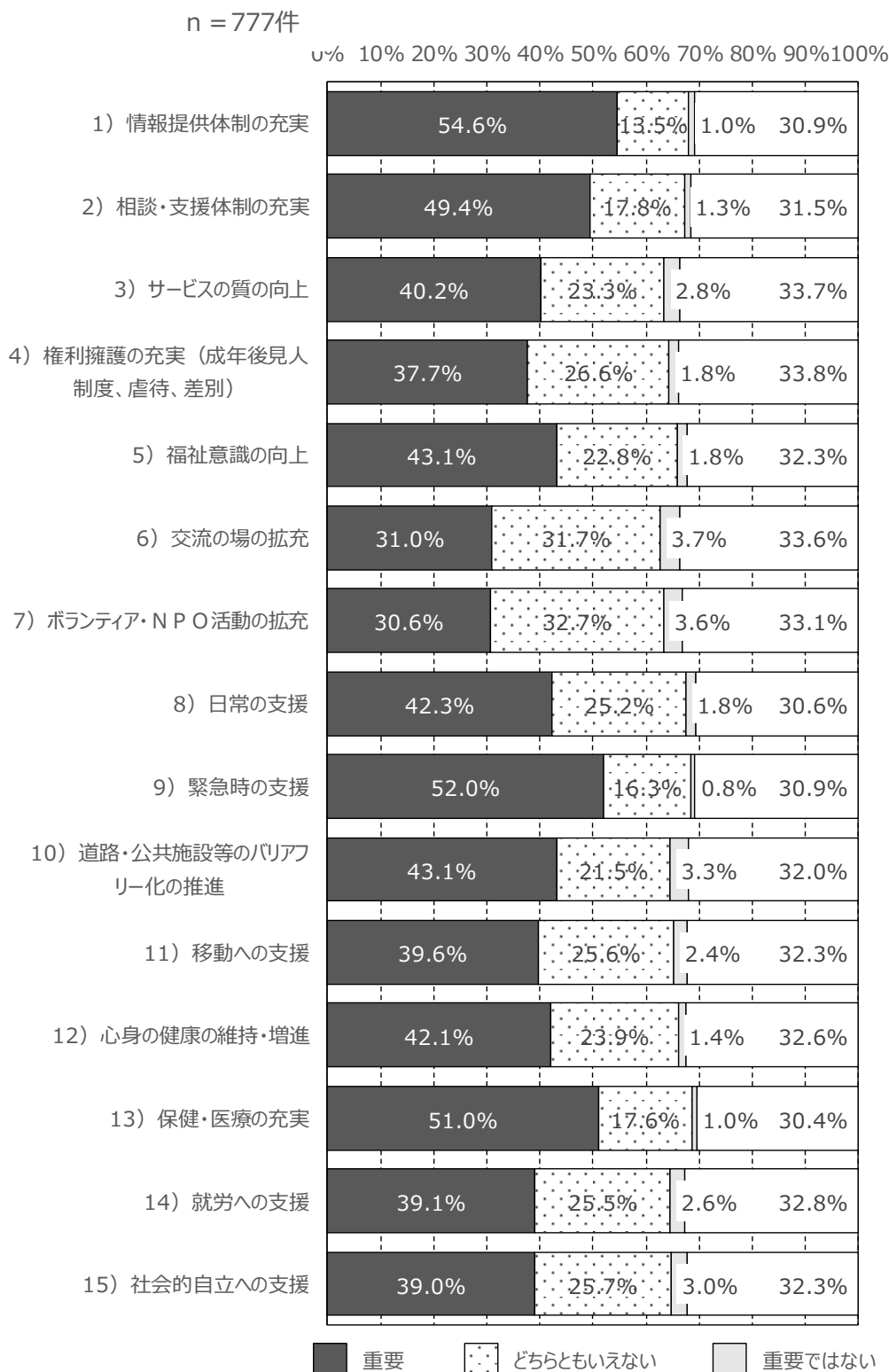
主な地域福祉に関する施策の中で「重要」（「重要」、「やや重要」）という回答の割合が半数を超えているものは、「1）情報提供体制の充実」（54.6%）、「9）緊急時の支援」（52.0%）、「13）保健・医療の充実」（51.0%）となっています。

＜属性別にみた回答傾向＞

○すべての施策について、女性よりも男性の方が重要とする回答の割合が高くなっています。

○全般的に、20・30代の若い世代の方がすべての施策に対して重要とする回答の割合が高くなっています。

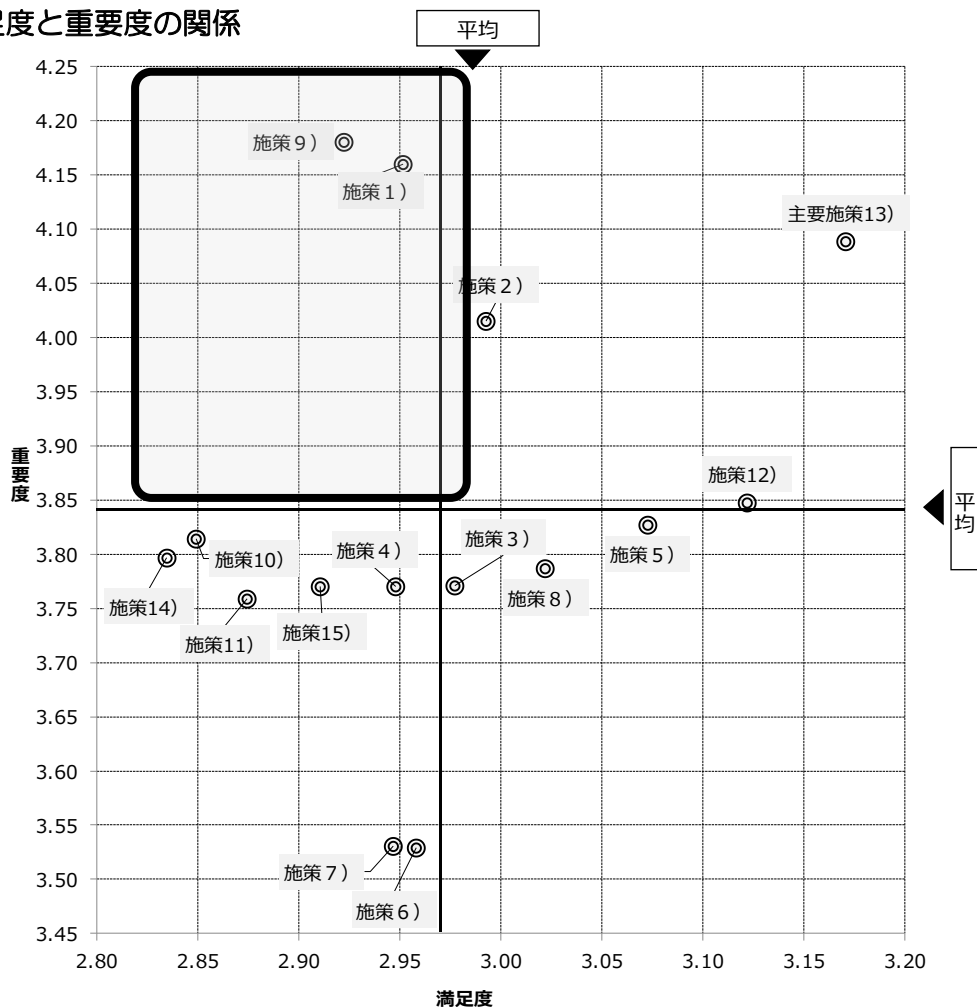
○地域福祉施策の重要度



主な地域福祉に関する施策の重要をみると、全般的に「重要」（「重要」、「やや重要」）という回答の割合が高くなっています。

「重要ではない」（「あまり重要ではない」、「重要ではない」）という回答が1割を超えるものはありません。

③満足度と重要度の関係



【満足度】 満足＝5点、やや満足＝4点、どちらともいえない＝3点、やや不満＝2点、不満＝1点

【重要度】 重要＝5点、やや重要＝4点、どちらともいえない＝3点、あまり重要ではない＝2点、重要ではない＝1点

○満足度と重要度について、各回答を上記のように得点化し、横軸に満足度の平均得点、縦軸に重要度の平均得点を使用して、主要施策ごとの満足度と重要度の関係を整理したものが上記のプロット図です。

地域福祉に関わる主な施策について満足度と重要度の関係を整理すると、満足度と重要度ともに全体の平均に比べて、重要度が高いにも関わらず、満足度が低い施策は、以下の2項目となっています。

- 1) 情報提供体制の充実
- 9) 緊急時の支援

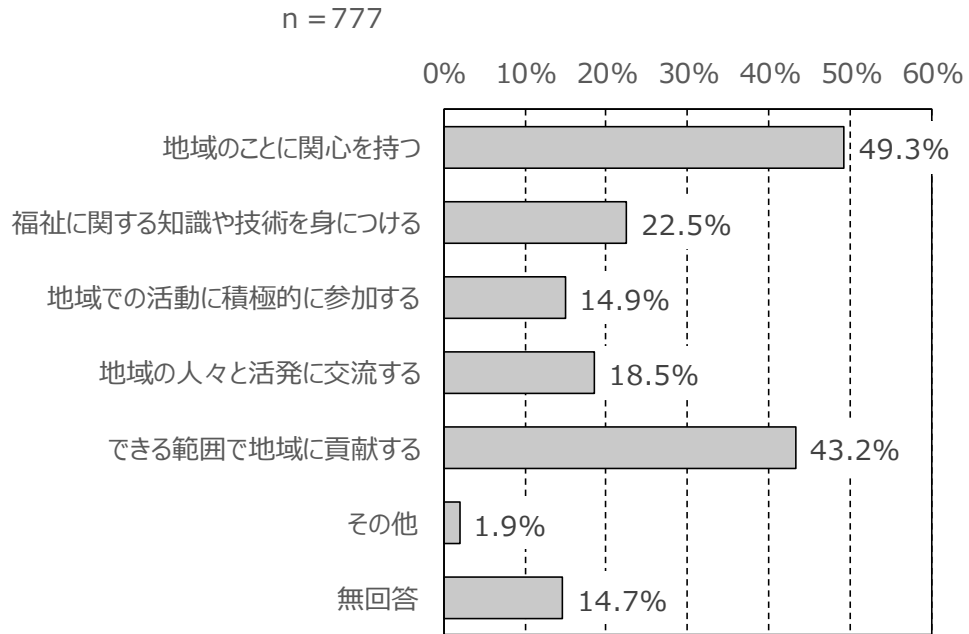
これらは重要と思われるにも関わらず、十分な満足が得られていない施策であり、優先的に取り組むべき課題領域であると考えられます。

また、4) 権利擁護の充実（成年後見人制度、虐待、差別）、6) 交流の場の拡充、7) ボランティア・NPO活動の拡充、10) 道路・公共施設等のバリアフリー化の推進、11) 移動への支援、14) 就労への支援、15) 社会的自立への支援については、重要度は高くはないものの、満足度が低いため、満足度向上に向けた取組が必要と考えられます。

2) 自助・共助・公助において重要なこと

問 18 地域福祉の推進のためには、自助（一人ひとりの取組）、共助（周囲や地域のサポート）、公助（国や自治体などによる公的な支援）の連携が重要だと考えられます。あなたは地域福祉の推進のため、①自助、②共助、③公助において、どのようなことが重要だと考えますか。（①、②、③の各問について〇はそれぞれいくつでも）

①自助において重要なこと

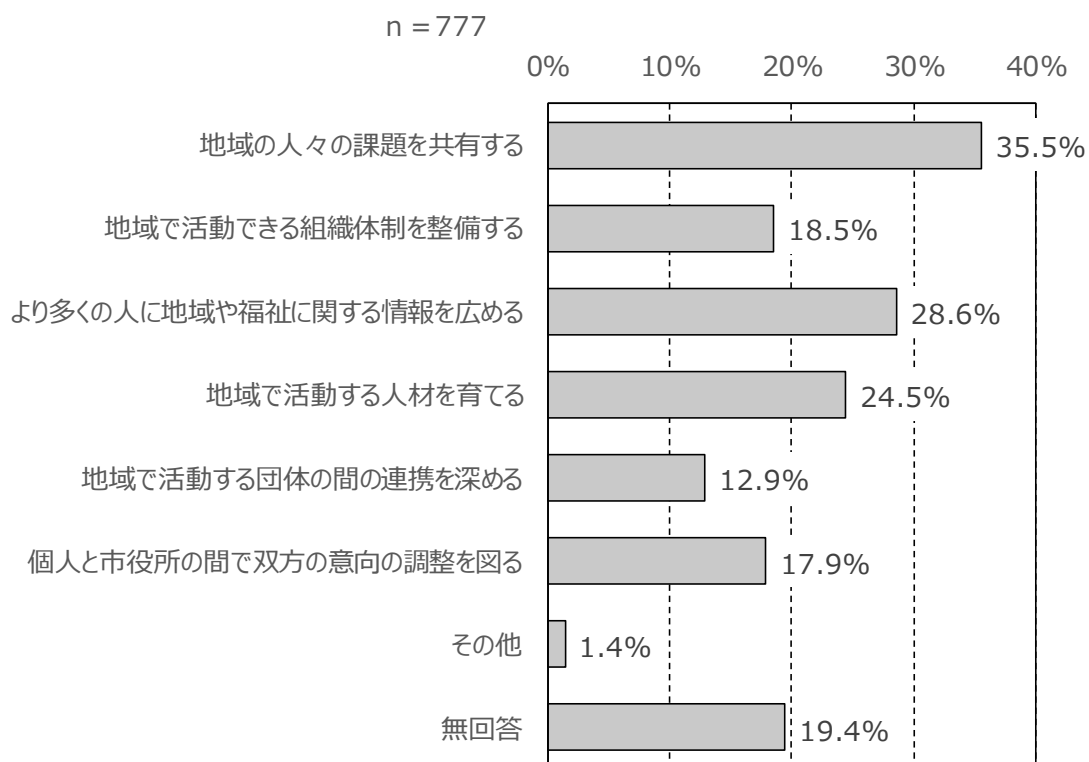


自助において重要なこととしては、「地域のことに興味を持つ」（49.3%）と「できる範囲で地域に貢献する」（43.2%）への回答が多くなっています。

<属性別にみた回答傾向>

- 男性では「できる範囲で地域に貢献する」への回答が、女性では「地域のことに興味を持つ」への回答が半数以上を占めています。
- いずれの年代においても「地域のことに興味を持つ」と「できる範囲で地域に貢献する」への回答の割合が高くなっていますが、70代以上では「できる範囲で地域に貢献する」については3割程度で、他の年代よりも回答の割合が低くなっています。
- 全般的に地域への愛着がある回答者の方がそうでない回答者よりも回答の割合が高く、特に「地域のことに興味を持つ」では13ポイント以上回答の割合が高くなっています。

②共助において重要なこと



共助において重要なこととしては、「地域の人々の課題を共有する」が 35.5%でもっとも多くなっています。

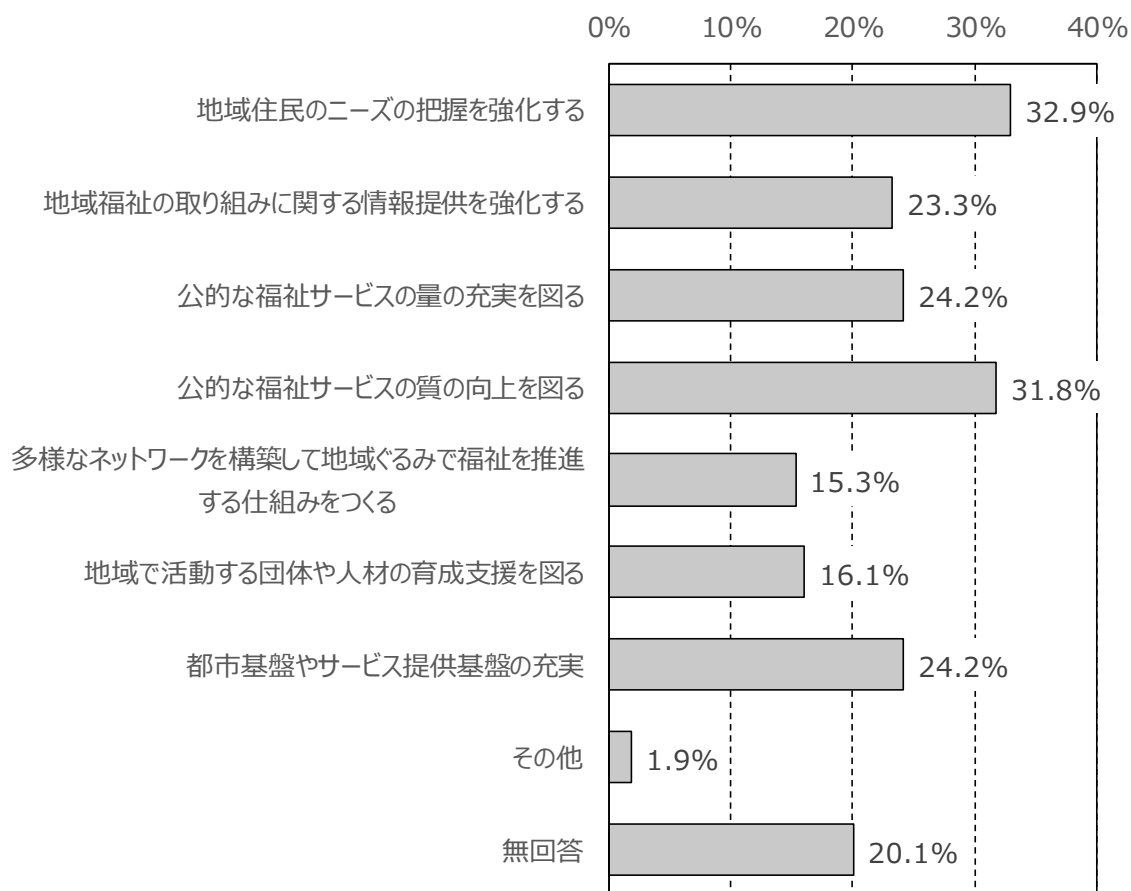
ついで「より多くの人に地域や福祉に関する情報を広める」(28.6%)、「地域で活動する人材を育てる」(24.5%) への回答が多くなっています。

<属性別にみた回答傾向>

○共助については、回答者の属性による差はあまりなく、「地域の人々の課題を共有する」への回答の割合が高くなっています。

③公助において重要なこと

n = 777



公助においては、「地域住民のニーズの把握を強化する」(32.9%)、「公的な福祉サービスの質の向上を図る」(31.8%)への回答がともに3割を超えて多くなっています。

<属性別にみた回答傾向>

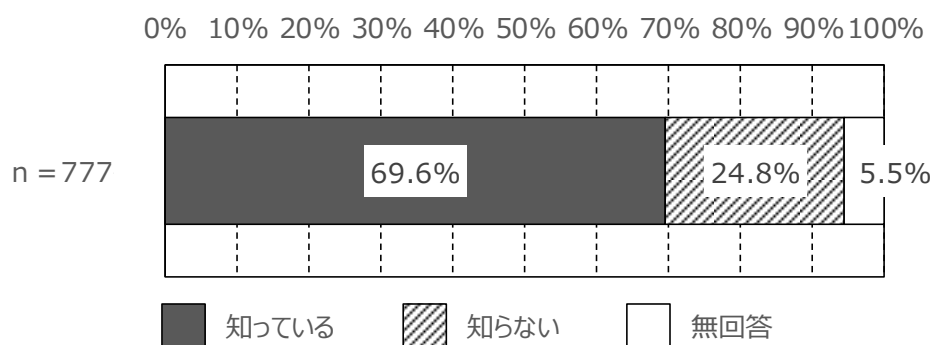
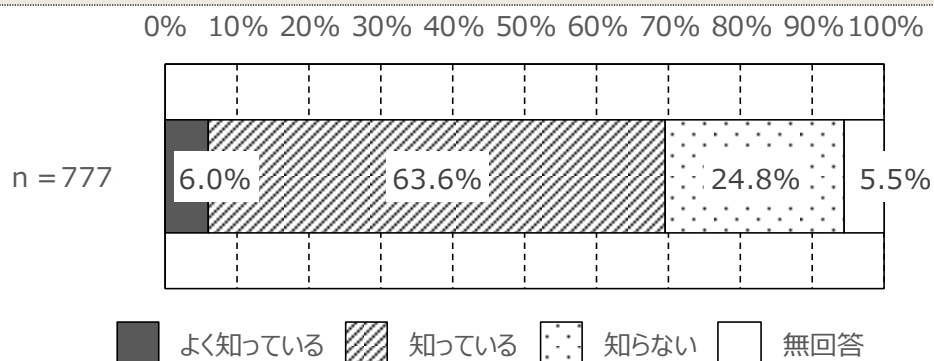
- 「公的な福祉サービスの質の向上を図る」については男性の方が回答の割合が高くなっています。
- 20・30代では「地域住民のニーズの把握を強化する」への回答が半数以上を占めています。
- 40・50代では「公的な福祉サービスの量の充実を図る」、「都市基盤やサービス提供基盤の充実」への回答の割合が他の年代より高くなっています。
- 「都市基盤やサービス提供基盤の充実」については、愛着がない・わからないという回答の方が愛着がある回答者よりも回答の割合が高くなっています。

（８）能代市社会福祉協議会について

１）社会福祉協議会の認知状況

①社会福祉協議会の認知状況

問 19 あなたは能代市社会福祉協議会を知っていますか。（○は１つだけ）



能代市社会福祉協議会については、24.8%が「知らない」としています。「よく知っている」という回答は6.0%に過ぎませんが、「知っている」（63.6%）とあわせると、7割近くは「知っている」（69.6%）としています。

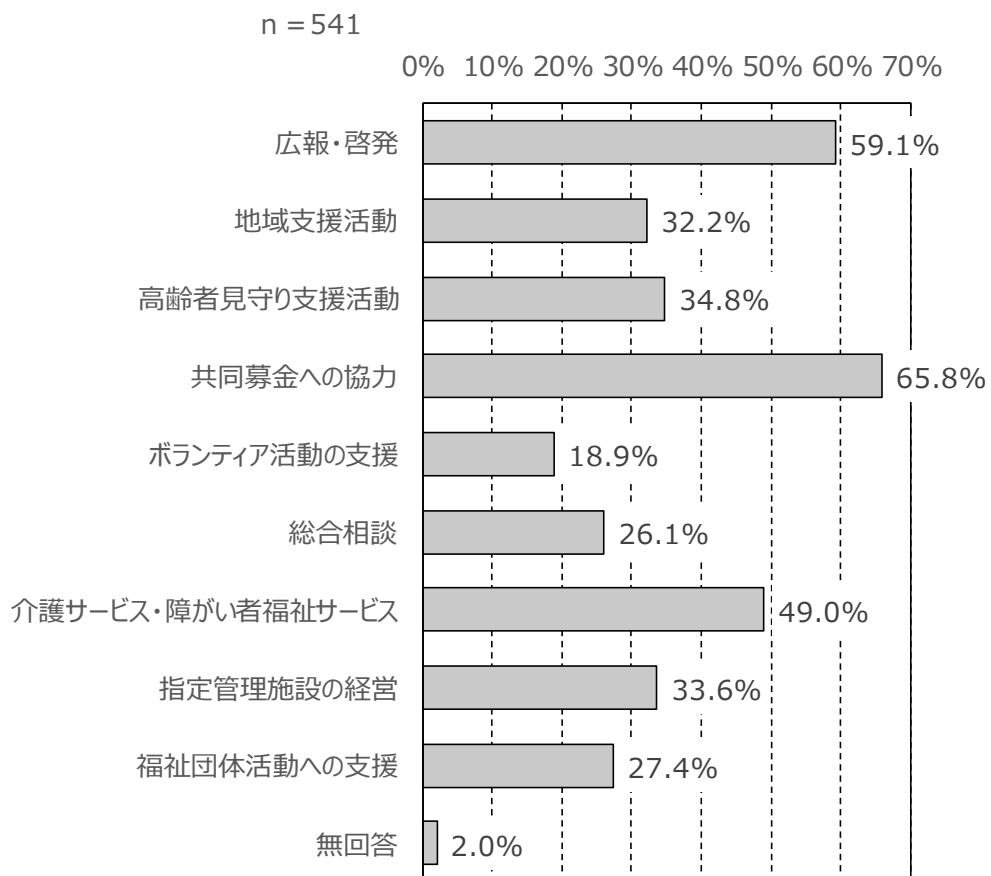
<属性別にみた回答傾向>

- 社会福祉協議会については、男性よりも女性の方が「知っている」という回答の割合が高く、60代以上では7割以上が「知っている」としています。
- 地域への愛着がある、近所づきあいが緊密、地域活動に参加しているといった地域との関わりの深い回答者の方が、社会福祉協議会を「知っている」という回答の割合が高くなっています。

②知っている社会福祉協議会の活動

◆問 19 で「1. よく知っている」、「2. 知っている」と回答された方に限定

問 20 あなたの知っている能代市社会福祉協議会の活動は次のどれですか。（〇はいくつでも）

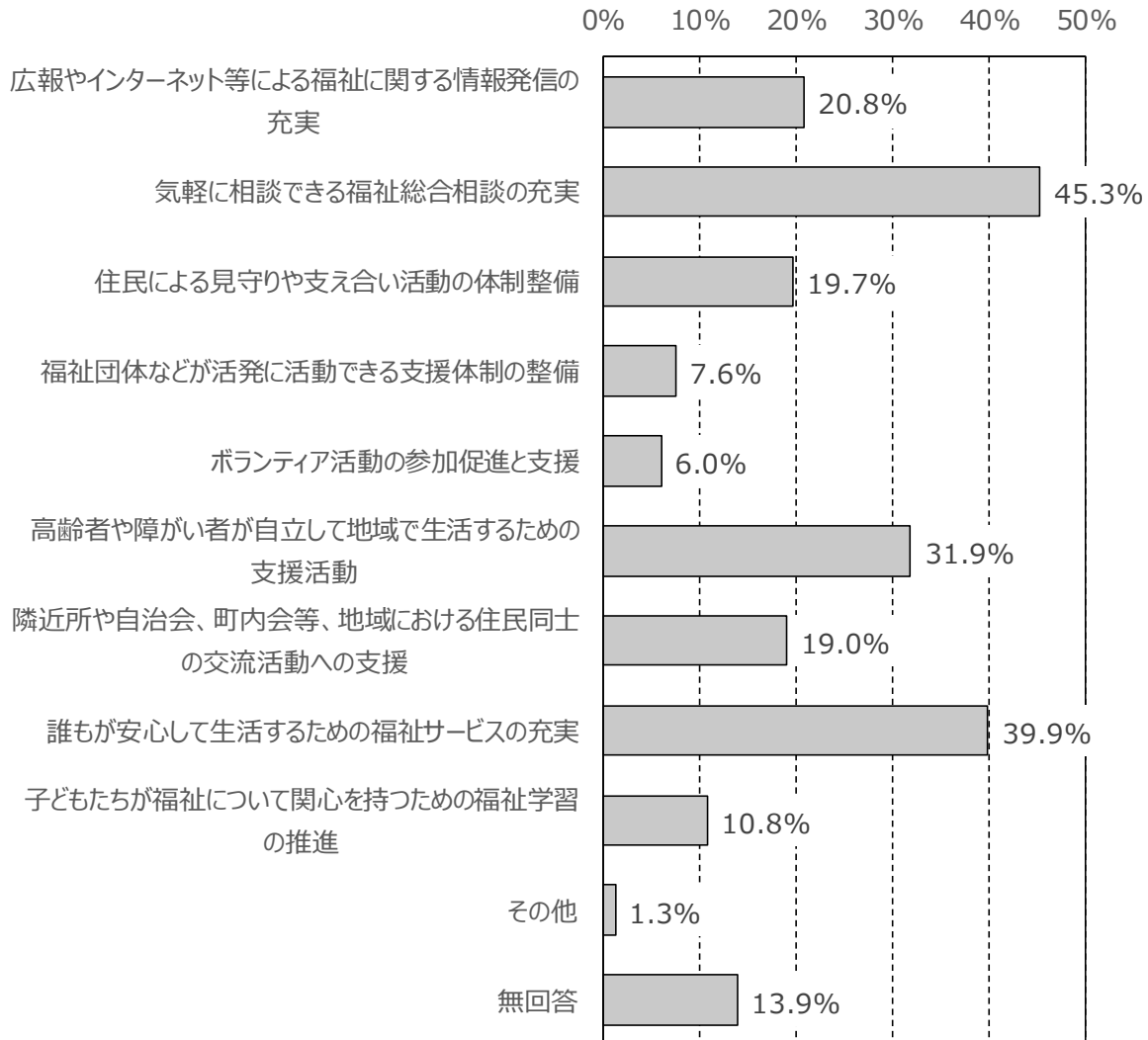


「知っている」（「よく知っている」、「知っている」）という回答者に、知っている社会福祉協議会の活動について聞くと、「共同募金への協力」が65.8%でもっとも多く、ついで「広報・啓発」が59.1%となっています。

2) 社会福祉協議会に充実してほしい活動

問 21 能代市社会福祉協議会が活動として、今後特に充実してほしいものはどれですか。
(〇は3つまで)

n = 777



社会福祉協議会に充実してほしい活動としては、「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が45.3%でもっとも多く、ついで「誰もが安心して生活するための福祉サービスの充実」が39.9%となっています。

＜属性別にみた回答傾向＞

○全般的に女性よりも男性の方が回答の割合が低くなっていますが、「広報やインターネット等による福祉に関する情報発信の充実」については男性の方が回答の割合が高くなっています。

○全般的に20・30代では回答の割合が低くなっていますが、「子どもたちが福祉について関心を持つための福祉学習の推進」については、40代以上よりもやや回答の割合が高くなっています。

後表紙の表です

能代市地域福祉計画・能代市地域福祉活動計画

令和2年度～令和6年度

[編集発行]

能代市市民福祉部福祉課

〒016-8501 秋田県能代市上町1番3号

TEL 0185-89-2152

FAX 0185-89-1771

URL <https://www.city.noshiro.lg.jp/>

社会福祉法人能代市社会福祉協議会

〒016-0817 秋田県能代市上町12番32号

能代ふれあいプラザ2F

TEL 0185-89-6000

FAX 0185-89-6800

URL <http://www.noshiroshakyo.jp/>

後表紙の裏です